

# 内閣府



表 1 - 4 内閣府における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

事前評価

表 1 - 4 - 規制を対象として事前評価した政策

政策の名称	消費者被害の発生又は拡大防止のための措置	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制の目的】 近年、行政機関による適切な措置が講じられなかったこと等により同種事故の拡大を招いた事件が相次いでいるところ、すき間なく、また迅速で実効的な法執行が行われる体制を整備して、安全・安心な消費生活を実現する。</p> <p>【規制の内容】 内閣総理大臣は、消費生活センター等から収集した情報を分析し、被害の発生・拡大の防止を図るため必要と認めるときは、他の行政機関の所管に係る事項については、当該行政機関に必要な措置を速やかに実施するよう求めることができるようにする。 しかしながら、消費者の生命・身体に重大な被害が及ぶおそれがある重大事故等が他の法律・規制のすき間に落ちている場合、内閣総理大臣が、事業者に対し、勧告及び勧告に係る措置の実施命令を発することができることとするほか、被害が発生・拡大する急迫した危険があり、それを防止するため特に必要であると認めるときは、商品等の譲渡、引渡し又は役務に使用することを禁止・制限することができることとするとともに、禁止・制限に違反した場合には回収等の必要な措置をとるべきことを命ずることができることとする。 また、これらの措置を講ずるのに必要な限度において、事業者に対する報告の徴収、立入調査、質問権、物品集取権等を付与する。</p> <p>【規制の必要性】 こんにやく入りゼリーによる窒息事故のように、法規制・所管省庁のすき間に落ちて有効な対策が講じられず、同様の事件が相次いだといった実態があること等にかんがみて、いわゆる「すき間事案」において、消費者の生命・身体に重大な被害が及ぶ事故について、被害の発生・拡大のおそれがあるときには、事業者に対し必要な措置をとるべき旨の勧告及び勧告に違反した場合の勧告に係る措置の実施命令を発することができるようにする必要がある。さらに、急迫性がある場合には、実効性のある措置を講ずることができるようにする必要がある。さらに、それらの措置を講ずるのに必要な限度において、立入調査等の調査権限を付与する必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>消費者安全法案 既存の個別業法で実施し得る措置がない「すき間事案」であり、かつ生命・身体に関する重大事故等の場合、事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告（正当な理由なく従わないときは命令） の場合であって急迫した危険がある場合、必要な限度において6月以内の期間を定めて、商品の譲渡等を禁止・制限（禁止・制限に違反した場合には、回収等の命令）</p>
想定される代替案	およそあらゆる法律において、すき間なく、しかも緊急に講じることのできる対応策を整備すること。	
規制の費用	<p>費用の要素</p> <p>(遵守費用) 危害防止のために一定の商品の譲渡等が禁止された場合や、当該禁止に違反して商品を販売して回収命令等が発せられた場合に、これに応じるため、出荷した商品の回収・修理、回収品や在庫品の廃棄等による費用、商品の供給停止等による得べかりし利益の逸失等の負担が生じる。また、報告や立入調査に応じるための費用負担が生じる。なお、物品の集取において生じた損害については補償するものとする。</p>	<p>代替案</p> <p>各法律において法改正を行って対応策を整備する場合、各法律によって講ぜられる措置内容にバラつきが出ることから、事業者が生じる費用は個別に異なる。</p>

(行政費用)	各法律の足らざるところを補う法律として機能するため、1本の法律で対応可能。各個別業法の既存の運用人員に加えて、消費者被害安全法案の運用に係る人員が必要となる。	各法律において法改正を行って対応策を整備する場合、各法律によって法のすき間を埋めるための点検作業や調整作業、さらには法改正作業が必要(もちろん、将来的にはそうした作業がなされ、すき間が埋まるようになることが望ましいが、社会経済情勢の変化に伴い、法のすき間をつく新規事業・商品等が開発されることは避けがたい。)。また、各個別業法の運用のために追加人員が必要となる可能性がある。
(その他の社会的費用)		各法律において法改正を行って対応策を整備する場合、各法律すべてについて対応できるように整うまでには相当の時間を要することが考えられるため、それまでの間は、これまでと同様の事件が起きる可能性を排除できない。
規制の便益	便益の要素	代替案
	いずれの手法によっても、これまで権限の所在の不明確性等により生じてきた各種の消費者事故等の発生が減少し、また、仮に発生した場合にも緊急の措置を適確に講じることが可能になり、その拡大を防止することができる。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>何ら規制を講じず、現状を維持する場合、消費者の生命・身体に危害を及ぼす重大事故等の発生又は拡大の防止を図ることが難しく、消費生活の安全を十分に確保することは困難である。こうした規制を講じることについては、経済活動に対して萎縮効果を与えるのではないかとの見方もあり得るが、新たな消費者行政の充実・強化は、消費者に対して安全安心を提供するものであると同時に、ルールの透明性や行政行為の予見可能性を高めることにより、産業界も安心して新商品や新サービスを提供できるようになることで、産業活動を活性化させるものであり、また、消費者の利益にかなうことは、企業の成長をもたらす、産業の発展につながるものである。このような「安全安心な市場」、「良質な市場」の実現は、消費者、事業者双方にとって長期的な利益をもたらす唯一の道であるとの整理が消費者行政推進会議でもなされており、トレード＝オフの関係ではなく、ウィン＝ウインの関係に立つものと考えられる。</p> <p>また、規制を講じた場合、本対策案と代替案のいずれが妥当かという点については、上記のように、得られる便益と事業者が生じる遵守費用において代替案との間に差がない上に、1本の法律で効率的に施策を運営できること、他法律の整備がなされる間においてもこれに対応して迅速に事故や事態の発生や拡大を防止できるものと考えられること等から、本対策案を選択することが妥当と評価できる。</p>	
政策評価の結果の 政策への反映状況	評価の結果を踏まえ、規制を新設	

政策の名称	青少年自立支援地域協議会の事務に従事する者又は事務に従事していた者の秘密保持義務の新設		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制の目的】 青少年自立支援地域協議会を構成する関係機関等の職員等に秘密保持義務を課すことにより、協議会における積極的な情報交換、連携を促進するため。</p> <p>【規制の内容】 青少年自立支援地域協議会を構成する関係機関等の職員等に対し、事務に関して知り得た秘密を保持する義務を課す。</p> <p>【規制の必要性】 青少年自立支援地域協議会を構成する関係機関等の職員等は、その事務を行うにあたり、支援対象者の個人情報に触れることが予想されることから、事務に関して知り得た秘密を保持する義務が必要である。</p>		
	法令の名称・関連条項と その内容	青少年総合対策推進法案 第二十二條(秘密保持義務)	
想定される代替案	青少年自立支援地域協議会の事務に従事する者又は事務に従事していた者の秘密保持義務を課さない。		
規制の費用	費用の要素		
	代替案		
	(遵守費用)	特に遵守費用は想定されない。	特に遵守費用は想定されない。
	(行政費用)	特に行政費用は想定されない。	特に行政費用は想定されない。
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。	
規制の便益	便益の要素		
	代替案		
	青少年自立支援地域協議会の支援対象者の個人情報を保護することにより、これらの情報が悪用されることを防ぐとともに、青少年自立支援地域協議会に対する国民の信頼性を確保し、その諸活動の成果を上げることができる。	秘密保持義務が課されないことから、事務上知り得た秘密が漏洩されて、これらの秘密が悪用されるおそれ及び青少年自立支援地域協議会に対する国民の信頼性が失われ、十分にその諸活動の成果を上げられない可能性が本法案よりも高い。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	本法案では、支援対象者の個人情報を保護することにより、これらの情報が悪用されることを防ぐとともに、青少年自立支援地域協議会関係者による事務に対する国民の信頼性を確保し、その諸活動の成果を上げることができる。また、本法案では秘密保持義務を課すことによる新たな費用が想定されない。他方で、代替案については、職務上知り得た秘密が漏洩されて、これらの秘密が悪用されるおそれ及び青少年自立支援地域協議会関係者による職務に対する国民の信頼性が失われ、十分にその諸活動の成果を上げられない可能性が本法案よりも高いことから、本法案の方が代替案よりも優れている。		
政策評価の結果の 政策への反映状況	評価の結果を踏まえ、規制を新設		

表 1 - 4 - 実績評価方式により事後評価した政策

施策名	社会連帯等の国民運動																																								
施策の概要	<p>様々な国民的課題の解決に資するため、国民に相互協力の心を取り戻し、地域や隣人との連帯意識を確立し、真に豊かで住みよい社会とするための活動、すなわち社会連帯活動を各地域において自主的、自立的に展開している集団を中心とする国民運動(社会連帯等の国民運動)の推進を図る。</p>																																								
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)                  社会連帯等の国民運動を推進するため、地域において自主的、自立的に社会連帯活動を行っている集団に属する者等を対象とした都道府県大会を開催するとともに、「小さな親切運動」を地域において推進している者等を対象とした全国フォーラムの開催等を行った。これらの事業については、参加者へのアンケート調査において、肯定的評価の割合を80%以上とすることを目標としたところ、当該目標を概ね達成することができた。</p> <p>(必要性)                  現在の我が国が抱える幾多の国民的課題の解決に当たっては、それぞれの地域に暮らす国民一人一人が、その生活や地域の中で問題意識を持ち、育て、自主的に取り組むことや、地域レベルで協同・協力していくことが求められている。また、「社会意識に関する世論調査」(平成20年2月内閣府調査)をみても、過半数の国民が、社会に貢献したいという意欲を持っていることがうかがえる。そうした国民の意欲(社会的ニーズ)に応えるという意味でも、行政としてこうした国民による自主的な取組に対して支援を行う必要性は高いといえる。</p> <p>(有効性)                  本事業への参加者を対象としたアンケート調査では、都道府県大会については79%、全国フォーラムについては99%の参加者が事業に対して肯定的評価を下している。これらの事業への参加者の多くは、各地域においてリーダー的な立場で各種活動に取り組んでいる人々であり、その地域への波及効果は大きいといえる。また、「小さな親切」運動全国フォーラムにおいて発表される「小さな親切」作文コンクール受賞作品は全国紙において大きく扱われるなど、全国的な波及効果も期待できる。</p> <p>(効率性)                  活動の全国的ネットワークを持つ団体と連携して事業を展開することにより効率性を確保した。また、業者選定方法の効率性を担保するため、随意契約によることなく一般競争入札により事業を実施した。</p> <p>(反映の方向性)                  本政策が支援対象としてきた「国民自らによる自主的・自立的な活動」としての「社会連帯等の国民運動」各事業は、長年にわたる国からの支援もあり、既に広く定着し、かつ自律的に展開されており、国の予算措置がなければ成り立たないというものでは必ずしもなくなっていることから、これらの事業は、予算を伴う国の事業としては廃止し、平成21年度概算要求も行わないこととする。                  なお、今後は、民間団体等が行う事業への後援名義の使用承認や大会への祝辞の交付など、財政的支援以外の「側面支援」を行うことで、引き続き「社会連帯等の国民運動」の推進を図っていくこととする。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="284 1384 1520 2069"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標 (平成19年度)</th> <th rowspan="2">達成状況</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">達成目標の 設定の考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会連帯都道府県大会への参加者数を5,500人以上とする</td> <td>達成に向けて一部進展があった</td> <td>-</td> <td>3,010人</td> <td>1会場当たりの収容規模を300人とし、収容人数の9割超が参加すると仮定して設定した。(300人×20会場×0.9=5,400人)</td> </tr> <tr> <td>小さな親切運動全国フォーラムへの参加者数を600人以上とする</td> <td>達成に向けて進展があった</td> <td>600人</td> <td>550人</td> <td>平成18年度事業への参加者が600人だったことから、それと同数以上とした。</td> </tr> <tr> <td>小さな親切運動パンフレットを10,000部配布する</td> <td>達成できた</td> <td>10,000部</td> <td>10,000部</td> <td>平成18年度実績と同数とした。</td> </tr> <tr> <td>小さな親切運動ポスターを4,000枚配布する</td> <td>達成できた</td> <td>4,000枚</td> <td>4,000枚</td> <td>平成18年度実績と同数とした。</td> </tr> <tr> <td>社会連帯都道府県大会参加者へのアンケートにおいて「有益だった」「良かった」とする評価の割合を80%以上とする</td> <td>達成に向けて進展があった</td> <td>-</td> <td>79%</td> <td>「参加者の大多数が肯定的評価を下している」ことを目標とし、「大多数」の指標を「80%以上」とした。</td> </tr> <tr> <td>小さな親切運動全国フォーラム参加者へのアンケートにおいて「有益だった」「良かった」とする評価の割合を80%以上とする</td> <td>目標以上の成果を達成できた</td> <td>-</td> <td>99%</td> <td>「参加者の大多数が肯定的評価を下している」ことを目標とし、「大多数」の指標を「80%以上」とした。</td> </tr> </tbody> </table>				達成目標 (平成19年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方	18年度	19年度	社会連帯都道府県大会への参加者数を5,500人以上とする	達成に向けて一部進展があった	-	3,010人	1会場当たりの収容規模を300人とし、収容人数の9割超が参加すると仮定して設定した。(300人×20会場×0.9=5,400人)	小さな親切運動全国フォーラムへの参加者数を600人以上とする	達成に向けて進展があった	600人	550人	平成18年度事業への参加者が600人だったことから、それと同数以上とした。	小さな親切運動パンフレットを10,000部配布する	達成できた	10,000部	10,000部	平成18年度実績と同数とした。	小さな親切運動ポスターを4,000枚配布する	達成できた	4,000枚	4,000枚	平成18年度実績と同数とした。	社会連帯都道府県大会参加者へのアンケートにおいて「有益だった」「良かった」とする評価の割合を80%以上とする	達成に向けて進展があった	-	79%	「参加者の大多数が肯定的評価を下している」ことを目標とし、「大多数」の指標を「80%以上」とした。	小さな親切運動全国フォーラム参加者へのアンケートにおいて「有益だった」「良かった」とする評価の割合を80%以上とする	目標以上の成果を達成できた	-	99%	「参加者の大多数が肯定的評価を下している」ことを目標とし、「大多数」の指標を「80%以上」とした。
達成目標 (平成19年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方																																					
		18年度	19年度																																						
社会連帯都道府県大会への参加者数を5,500人以上とする	達成に向けて一部進展があった	-	3,010人	1会場当たりの収容規模を300人とし、収容人数の9割超が参加すると仮定して設定した。(300人×20会場×0.9=5,400人)																																					
小さな親切運動全国フォーラムへの参加者数を600人以上とする	達成に向けて進展があった	600人	550人	平成18年度事業への参加者が600人だったことから、それと同数以上とした。																																					
小さな親切運動パンフレットを10,000部配布する	達成できた	10,000部	10,000部	平成18年度実績と同数とした。																																					
小さな親切運動ポスターを4,000枚配布する	達成できた	4,000枚	4,000枚	平成18年度実績と同数とした。																																					
社会連帯都道府県大会参加者へのアンケートにおいて「有益だった」「良かった」とする評価の割合を80%以上とする	達成に向けて進展があった	-	79%	「参加者の大多数が肯定的評価を下している」ことを目標とし、「大多数」の指標を「80%以上」とした。																																					
小さな親切運動全国フォーラム参加者へのアンケートにおいて「有益だった」「良かった」とする評価の割合を80%以上とする	目標以上の成果を達成できた	-	99%	「参加者の大多数が肯定的評価を下している」ことを目標とし、「大多数」の指標を「80%以上」とした。																																					
政策評価の結	<p>&lt; 予算要求 &gt;                  要求しない。</p>																																								

果の政策への 反映状況			
関係する施政 方針演説等内 閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

<p>施策名</p>	<p>遺棄化学兵器処理事業の推進</p>																																			
<p>施策の概要</p>	<p>第二次世界大戦中、旧日本軍によって中国に遺棄された化学兵器について、化学兵器禁止条約に基づき、日本は「遺棄締約国」として、中国における日本の「遺棄化学兵器を廃棄する義務を負うこととなった。平成11(1999)年7月、日中間で覚書を締結し、環境と安全を最も優先しつつ、中国国内で廃棄を行うこと等を確認し、処理のための事業を推進している。</p>																																			
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)        今回の敦化市蓮花泡における発掘回収事業においては、156区画の事業のうち76区画を終了するにとどまったが、他方、今回も無事故で終わらせることができたこと、また、発掘された729発の砲弾の全ての回収作業を終わらせることができたなどの成果を上げることができたこと、中国側からも今回の事業について肯定的な評価を得るにいたったことから、政策としておおむね目標を達成できたものと考えている。</p> <p>(必要性)        本事業は、化学兵器禁止条約に基づき実施しており、中国における遺棄化学兵器を処理する義務を負っており、中国との関係においても必要かつ重要な事業である。中国においても当該事務を処理するために中国外交部に日本遺棄化学兵器問題処理弁公室を立ち上げて、事業の推進に協力を行っている。このような業務は、民間が行う業務には馴染まない性格のものであり、内閣府組織令にあるように所管官庁である内閣府が、当該業務に当たることが必要であると考えている。</p> <p>(有効性)        今回の敦化市蓮花泡における発掘回収事業においては、156区画の事業のうち76区画を終了するにとどまったが、他方、今回も無事故で終わらせることができたこと、また、発掘された729発の砲弾の全ての回収作業を終わらせることができたなどの成果を上げることができたことから、最後の総括会議の場で中国側からも、肯定的な評価を得るにいたった。        よって、日中の信頼関係の醸成等にとって有効であったと考えている。</p> <p>(効率性)        事業を実施するに際し、バスで移動するなど、原則として全て全員で行動することにより効率化を図っているほか、機材を北京の日本大使館に一時保管する、現地における作業において土砂の撤去等、中国側に協力を依頼するなど、費用削減に鋭意努めているところである。</p> <p>(反映の方向性)        今後とも、これまでの発掘回収の知見・ノウハウを活かし、知見のある人間の積極的な活用等を通じて、「安全かつ迅速な事業の実施」という課題に取り組むことを考えている。また、平成20年度よりハルバ嶺における試掘を開始する予定であり、平成21年度予算においても試掘にかかる経費を計上している。なお、昨年10月以降、本事業は、その事業の進め方が不透明であるとの指摘を頂いたことを受け、昨年12月、一般競争入札による業者の選定、内閣府による体制の強化、有識者会議の開催を柱とする執行体制の見直しについて公表したところであり、これらの措置により、事業執行の透明性を担保し、事業の適切な執行に努めているところである。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="284 1267 1519 1883"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標 (平成19年度)</th> <th rowspan="2">達成状況</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">達成目標の 設定の考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19年度計画の発掘・回収対象範囲に対する実施面積の割合100%</td> <td>達成に向けて進展があった</td> <td>100%</td> <td>48.7%</td> <td>事前に計画されている実施面積のうち、19年度発掘回収において達成できた面積を積算する。</td> </tr> <tr> <td>中国吉林省敦化市蓮花泡で発掘・回収された砲弾数等(埋設されている砲弾数等の100%)</td> <td>達成できた</td> <td>埋設されている砲弾数等の100%</td> <td>埋設されている砲弾数等の100%</td> <td>19年度において敦化市蓮花泡において発掘した砲弾のうち、回収することのできた砲弾数を積算する。</td> </tr> <tr> <td>発掘回収事業実施後の総括会議等における日本側の取組に対する中国側の評価(肯定評価)</td> <td>達成できた</td> <td>肯定評価</td> <td>肯定評価</td> <td>総括部会等において、敦化市蓮花泡における発掘回収事業に対する中国側の評価がどのようなものであったのか、記載する。</td> </tr> <tr> <td>現地における発掘・回収事業実施期間(計画による)</td> <td>達成できた</td> <td>74日</td> <td>40日</td> <td>事前に計画されている実施期間内に、事業が終了したか否かを検証する。</td> </tr> <tr> <td>発掘・回収事業実施期間中の事故発生状況(無事故)</td> <td>達成できた</td> <td>無事故</td> <td>無事故</td> <td>発掘・回収事業実施期間中に、事故が発生状況について、検証する。</td> </tr> </tbody> </table>				達成目標 (平成19年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方	18年度	19年度	19年度計画の発掘・回収対象範囲に対する実施面積の割合100%	達成に向けて進展があった	100%	48.7%	事前に計画されている実施面積のうち、19年度発掘回収において達成できた面積を積算する。	中国吉林省敦化市蓮花泡で発掘・回収された砲弾数等(埋設されている砲弾数等の100%)	達成できた	埋設されている砲弾数等の100%	埋設されている砲弾数等の100%	19年度において敦化市蓮花泡において発掘した砲弾のうち、回収することのできた砲弾数を積算する。	発掘回収事業実施後の総括会議等における日本側の取組に対する中国側の評価(肯定評価)	達成できた	肯定評価	肯定評価	総括部会等において、敦化市蓮花泡における発掘回収事業に対する中国側の評価がどのようなものであったのか、記載する。	現地における発掘・回収事業実施期間(計画による)	達成できた	74日	40日	事前に計画されている実施期間内に、事業が終了したか否かを検証する。	発掘・回収事業実施期間中の事故発生状況(無事故)	達成できた	無事故	無事故	発掘・回収事業実施期間中に、事故が発生状況について、検証する。
達成目標 (平成19年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方																																
		18年度	19年度																																	
19年度計画の発掘・回収対象範囲に対する実施面積の割合100%	達成に向けて進展があった	100%	48.7%	事前に計画されている実施面積のうち、19年度発掘回収において達成できた面積を積算する。																																
中国吉林省敦化市蓮花泡で発掘・回収された砲弾数等(埋設されている砲弾数等の100%)	達成できた	埋設されている砲弾数等の100%	埋設されている砲弾数等の100%	19年度において敦化市蓮花泡において発掘した砲弾のうち、回収することのできた砲弾数を積算する。																																
発掘回収事業実施後の総括会議等における日本側の取組に対する中国側の評価(肯定評価)	達成できた	肯定評価	肯定評価	総括部会等において、敦化市蓮花泡における発掘回収事業に対する中国側の評価がどのようなものであったのか、記載する。																																
現地における発掘・回収事業実施期間(計画による)	達成できた	74日	40日	事前に計画されている実施期間内に、事業が終了したか否かを検証する。																																
発掘・回収事業実施期間中の事故発生状況(無事故)	達成できた	無事故	無事故	発掘・回収事業実施期間中に、事故が発生状況について、検証する。																																
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>&lt; 予算要求 &gt;        有識者会議の開催のため、平成20年度予算より所要の経費を計上。        (平成21年度概算要求: 3百万円[20年度: 3百万円])</p> <p>&lt; 機構・定員要求 &gt;        事業を安全かつ迅速に実施することに加え、執行体制の見直しに伴う内閣府による体制の強化を図るため、平成21年度概算要求において人員の増員を要求する。        (定員要求: 企画官クラス1名、参事官補佐クラス3名)</p>																																			

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	「遺棄化学兵器問題に関する取組体制について」（平成9年8月26日閣議決定）	平成9年8月26日	<p>遺棄化学兵器問題については、日中共同声明、日中平和友好条約の精神及び本年4月に発効した化学兵器禁止条約に基づいて、その処理に誠実に取り組むことを基本とし、関係省庁の協力による政府全体としての取組を一層確保することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 遺棄化学兵器処理対策連絡調整会議の設置</li> <li>2. 遺棄化学兵器処理対策室の設置</li> </ol>
	「遺棄化学兵器問題に対する取組について」（平成11年3月19日閣議決定）	平成11年3月19日	<p>遺棄化学兵器問題については、「遺棄化学兵器問題に関する取組体制について」（平成9年8月26日の閣議了解）に基づき内閣に設置された遺棄化学兵器処理対策連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）等の場を通じ、関係省庁の協力の下、政府全体として誠実に取り組んでいるところであるが、化学兵器禁止条約に基づき我が国が有する義務を適正に履行し、日中関係の増進にも資するため、遺棄化学兵器の廃棄処理事業を実施に移すに当たり、平成11年4月以降、以下のとおり体制を強化して取り組むこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本問題に対し政府全体として一体的かつ効率的に取り組むため、関係省庁は、相互に緊密な連絡を取りつつ、以下のとおり事務を分担して協力するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内閣官房においては、引き続き、連絡調整会議等の場を通じ、政府全体の一体性確保のために必要な総合調整を行うこととする。</li> <li>・ 遺棄化学兵器の廃棄処理事業については、「他の行政機関の所掌に属しない事務」（総理府設置法第4条第14号）として、中央省庁等改革基本法に基づく新たな体制への移行までの間は、総理府（本府）において行うこととする。</li> <li>・ 総理府（本府）以外の連絡調整会議を構成する各省庁は、廃棄処理事業の実施に際し、必要な職員の派遣、知見の提供等につき、十分な協力を行うこととする。</li> </ul> </li> <li>2. 本事業の実施については、相当の組織体制と経費を必要とするので、関係機関の緊密な連携、協力の下、政府が一体となって適切に対応することとする。</li> </ol>

施策名	政府広報の実施																													
施策の概要	内閣府設置法第4条第3項第40号の「政府の重要な施策に関する広報に関すること」に基づき、政府全体の立場から政府の重要施策について、内閣官房内閣広報室の総合調整の下、各府省との連携を図りつつ、各種の広報媒体を活用した政府広報を実施している。																													
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 政府広報においては、内閣の重要政策課題や各府省の希望等を踏まえてテーマを選定し、そのテーマに応じた適切な広報媒体、実施時期等を考慮して実施してきたが、その結果、目標年度における施策目標を概ね達成できた。</p> <p>(必要性) 政府の重要施策について、その背景、内容、必要性等に関する情報を国民に提供し、国民の理解と協力を得ることは、それらの施策をスムーズに実施するためにも、また政府の説明責任を果たす上でも、極めて重要であり不可欠な要素である。</p> <p>この広報活動は、各府省においても行われているが、政府広報室においては、政府全体の立場から政府の重要施策について、内閣官房内閣広報室の総合調整の下、各府省との連携を図りつつ、各種の広報媒体を活用した政府広報を実施しているものである。</p> <p>(効率性) 政府広報に関する契約については、平成19年度から、一般競争入札(総合評価落札方式を含む。)を原則とするよう見直しを行って経費の削減を図ったところである。</p> <p>(有効性) 政府広報は、新聞・雑誌、テレビ・ラジオのマスコミュニケーション媒体のほか、インターネットや政府広報誌を通じて、政府全体の見地から重要な各府省の施策の広報を行っている。</p> <p>政府広報オンライン、政府インターネットテレビへの高いアクセス件数を確保しているとともに、テレビ・ラジオ番組、新聞記事下広告、政府広報誌についても、5割を超える満足度や理解度を維持していることから政府広報の有効性は高いものと考えられる。</p> <p>(反映の方向性) 年金記録問題や長寿医療制度等をめぐり、国民に対する政府の説明責任が問われる中、政府広報の役割は一層高まっているものと思慮。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に、国民各層に対し丁寧に説明する必要のある広報テーマの増加に鑑み、新聞記事下広告及び新聞折込広告について、平成21年度予算概算要求において増額要求を行う。</li> <li>・ 一方、政府全体の行政支出削減の動きの中で、政府広報誌については、ホームページによる情報提供に軸足を移すことで効率化を図り、減額要求を行う。</li> </ul> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p>																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="268 1180 611 1240">達成目標 (平成19年度)</th> <th data-bbox="619 1180 802 1240">達成状況</th> <th colspan="2" data-bbox="810 1180 1106 1240">実績値</th> <th data-bbox="1114 1180 1520 1240">達成目標の 設定の考え方</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th data-bbox="810 1240 962 1249">18年度</th> <th data-bbox="970 1240 1106 1249">19年度</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="268 1249 611 1344">政府広報オンラインのアクセス数 1,200万PV(ページビュー)</td> <td data-bbox="619 1249 802 1344">達成に向けて進展があった</td> <td data-bbox="810 1249 962 1344">11,157,447</td> <td data-bbox="970 1249 1106 1344">10,332,045</td> <td data-bbox="1114 1249 1520 1344">昨年度までPVが順調に増加していたため、継続的に増加させることを目標とした。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1344 611 1438">政府インターネットテレビのアクセス数(コンテンツ再生数) 220万件</td> <td data-bbox="619 1344 802 1438">目標以上の成果を達成できた</td> <td data-bbox="810 1344 962 1438">2,151,779</td> <td data-bbox="970 1344 1106 1438">3,180,873</td> <td data-bbox="1114 1344 1520 1438">昨年度までコンテンツ再生数が順調に増加していたため、継続的に増加させることを目標とした。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1438 611 1706">国政モニターに対するアンケートにおける、各媒体別の「満足した」「ある程度満足した」とする評価の合計の割合 75%</td> <td data-bbox="619 1438 802 1706">達成に向けて進展があった</td> <td data-bbox="810 1438 962 1706">-</td> <td data-bbox="970 1438 1106 1706">51.9 政府広報誌 54.3 テレビ定時番組</td> <td data-bbox="1114 1438 1520 1706">前回平成16年度の政策評価の際、国政モニターに対するアンケートにおいて、各種媒体別の肯定的な評価の割合がおおむね8割前後と高かったことから、意欲的な目標とした(なお、平成16年度のアンケート時と比べ、アンケートの回答項目に「普通」が加わっている)。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1706 611 2047">政府広報に関する意識調査における、重要広報テーマ等の「関心が高まった」「内容がわかりやすい」等の肯定的な評価の割合 75%</td> <td data-bbox="619 1706 802 2047">達成に向けて進展があった</td> <td data-bbox="810 1706 962 2047">-</td> <td data-bbox="970 1706 1106 2047">79.6 新聞記事下広告 84.7 テレビ・ラジオ定時番組 58.9 新聞折込広告</td> <td data-bbox="1114 1706 1520 2047">達成目標3と同水準とすることを目標とした。</td> </tr> </tbody> </table>	達成目標 (平成19年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方			18年度	19年度		政府広報オンラインのアクセス数 1,200万PV(ページビュー)	達成に向けて進展があった	11,157,447	10,332,045	昨年度までPVが順調に増加していたため、継続的に増加させることを目標とした。	政府インターネットテレビのアクセス数(コンテンツ再生数) 220万件	目標以上の成果を達成できた	2,151,779	3,180,873	昨年度までコンテンツ再生数が順調に増加していたため、継続的に増加させることを目標とした。	国政モニターに対するアンケートにおける、各媒体別の「満足した」「ある程度満足した」とする評価の合計の割合 75%	達成に向けて進展があった	-	51.9 政府広報誌 54.3 テレビ定時番組	前回平成16年度の政策評価の際、国政モニターに対するアンケートにおいて、各種媒体別の肯定的な評価の割合がおおむね8割前後と高かったことから、意欲的な目標とした(なお、平成16年度のアンケート時と比べ、アンケートの回答項目に「普通」が加わっている)。	政府広報に関する意識調査における、重要広報テーマ等の「関心が高まった」「内容がわかりやすい」等の肯定的な評価の割合 75%	達成に向けて進展があった	-	79.6 新聞記事下広告 84.7 テレビ・ラジオ定時番組 58.9 新聞折込広告
達成目標 (平成19年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方																										
		18年度	19年度																											
政府広報オンラインのアクセス数 1,200万PV(ページビュー)	達成に向けて進展があった	11,157,447	10,332,045	昨年度までPVが順調に増加していたため、継続的に増加させることを目標とした。																										
政府インターネットテレビのアクセス数(コンテンツ再生数) 220万件	目標以上の成果を達成できた	2,151,779	3,180,873	昨年度までコンテンツ再生数が順調に増加していたため、継続的に増加させることを目標とした。																										
国政モニターに対するアンケートにおける、各媒体別の「満足した」「ある程度満足した」とする評価の合計の割合 75%	達成に向けて進展があった	-	51.9 政府広報誌 54.3 テレビ定時番組	前回平成16年度の政策評価の際、国政モニターに対するアンケートにおいて、各種媒体別の肯定的な評価の割合がおおむね8割前後と高かったことから、意欲的な目標とした(なお、平成16年度のアンケート時と比べ、アンケートの回答項目に「普通」が加わっている)。																										
政府広報に関する意識調査における、重要広報テーマ等の「関心が高まった」「内容がわかりやすい」等の肯定的な評価の割合 75%	達成に向けて進展があった	-	79.6 新聞記事下広告 84.7 テレビ・ラジオ定時番組 58.9 新聞折込広告	達成目標3と同水準とすることを目標とした。																										

<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>&lt; 予算要求 &gt;  重要広報テーマについて、新聞及び折込広告のスペースを用いて国民各層に対し丁寧に説明できるよう、新聞記事下広告及び新聞折込広告の実施回数を増やすための必要経費を増額要求する。  (平成 21 年度概算要求:2,963 百万円[20 年度予算:2,182 百万円])  政府広報誌について、ホームページによる情報提供に軸足を移し、配布先の見直し等により発行部数を削減することとし、減額要求を行う。  (平成 21 年度概算要求:141 百万円[20 年度予算:253 百万円])</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>

施策名	国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析																														
<p>施策の概要</p>	<p>内閣府設置法第4条第3項第1号の「内外の経済動向の分析に関する事務をつかさどる」に基づき、地域経済動向の迅速かつ適切な把握に資すること、我が国経済財政政策運営上の重要な政策決定に資すること、統計及び分析結果を広く公表し、政策企画立案者、国民、企業、地方公共団体等の便宜に供し、地域経済に関する理解の普及を助けるとともに、我が国経済財政政策論議への貢献を図ることを目的とし、「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」、「地域の経済」を公表している。</p>																														
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)  地域経済動向の分析を広く示すことにより、地域経済動向の迅速かつ適切な把握、経済財政政策の形成、政策論議への貢献等を図るという目的達成に向けて、「景気ウォッチャー調査」、「地域経済動向」、「地域の経済」の作成・公表、政策企画立案者への説明、報告書に基づく経済財政部局への情報提供等を実施したが、その結果、目標年度における施策目標をおおむね達成できた。</p> <p>(必要性)  地域経済は、その産業構造の相違等を反映し、変化の方向がより早く、また顕著に現れる傾向があるため、地域ごとの経済動向をきめ細かに把握し、より適切な政策形成を図る必要性は非常に高い。地域の実状に応じた政策対応を迅速かつ的確に行う前提として、地域経済の動向把握が求められているが、政策対応と現状把握は一体不可分であり、国が自ら継続して実施することが必要である。</p> <p>(有効性)  調査及び報告書について、関係機関や有識者等への配布などを行い、成果の普及を図り、マスメディアでも報道された。また、調査結果は、月例経済報告等に関する関係閣僚会議の資料としても用いられた。従って、地域経済動向の調査分析結果を、政策企画立案者、国民、企業、地方公共団体等の便宜に供し、地域経済動向に関する国民全体の理解の普及を助けるとともに、我が国経済財政政策論議への貢献を図ることにおおむね有効であったといえる。</p> <p>(効率性)  各種調査や報告書の作成・印刷において、民間の積極的活用という考え方の下、民間調査研究機関等へ作業をアウトソーシングし、請負先については、平成19年度より一般競争入札方式などにより、経費削減に努めた。</p> <p>(反映の方向性)  本事業については、必要性及びその効果も高く、地域経済の動向にばらつきがみられるなかで我が国経済財政政策の立案等に資する統計、調査分析が求められていることを踏まえ、継続する。今後は、引き続き関係部局との連携を深め、外部有識者からの指摘等も踏まえ、適切なテーマ選定、内容の充実、外部への十分な周知に取り組んでいく。</p> <p>なお、地域経済動向に対するきめ細かな注視が求められていることから、従来、四半期毎に実施していた「地域経済動向」を月次化する方向で充実を図っていくこととする(平成21年度概算要求及び機構・定員要求予定)。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="280 1267 1519 2103"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標 (平成19年度)</th> <th rowspan="2">達成状況</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">達成目標の設定の考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告書等の公表日 (1)「景気ウォッチャー調査」 調査終了後6営業日 (2)「地域経済動向」 年4回(2、5、8、11月) (3)「地域の経済」年1回(12月末迄)</td> <td>達成できた</td> <td>(1)調査終了後6営業日 (2)平成18年5、8、11月、19年2月 (3)平成18年12月15日</td> <td>(1)調査終了後6営業日 (2)平成19年5、8、11月、20年2月 (3)平成19年11月30日</td> <td>統計及び地域経済の動向に関する調査・分析結果を、予定通りにタイムリーかつ迅速に提供することを目標とした。</td> </tr> <tr> <td>関係団体、企業へのヒアリング (「地域経済動向」132回)</td> <td>目標以上の成果を達成できた</td> <td>132回</td> <td>156回</td> <td>地域経済の動向把握には、各地域の様々な経済主体の生の声をより多くヒアリングし、分析に生かすことが不可欠であることから、18年度と同程度の回数を目指した。</td> </tr> <tr> <td>報告書の配布箇所数 (1)「景気ウォッチャー調査」59ヶ所 (2)「地域経済動向」101ヶ所 (3)「地域の経済」88ヶ所</td> <td>達成できた</td> <td>(1)59ヶ所 (2)101ヶ所 (3)88ヶ所</td> <td>(1)59ヶ所 (2)197ヶ所 (3)136ヶ所</td> <td>各報告書をより広く周知するため、18年度と同程度の配布を実施することを目標とした。</td> </tr> <tr> <td>月例経済報告等への活用状況 (19件)</td> <td>達成できた</td> <td>19件</td> <td>25件</td> <td>我が国経済動向の適切な把握、経済財政政策の形成等へ果たす貢献度を測る指標として、各報告書の成果が、月例経済報告に関する閣僚会議等の主要な会議で、18年度と同程度取り上げられることを目標とした。</td> </tr> </tbody> </table>				達成目標 (平成19年度)	達成状況	実績値		達成目標の設定の考え方	18年度	19年度	報告書等の公表日 (1)「景気ウォッチャー調査」 調査終了後6営業日 (2)「地域経済動向」 年4回(2、5、8、11月) (3)「地域の経済」年1回(12月末迄)	達成できた	(1)調査終了後6営業日 (2)平成18年5、8、11月、19年2月 (3)平成18年12月15日	(1)調査終了後6営業日 (2)平成19年5、8、11月、20年2月 (3)平成19年11月30日	統計及び地域経済の動向に関する調査・分析結果を、予定通りにタイムリーかつ迅速に提供することを目標とした。	関係団体、企業へのヒアリング (「地域経済動向」132回)	目標以上の成果を達成できた	132回	156回	地域経済の動向把握には、各地域の様々な経済主体の生の声をより多くヒアリングし、分析に生かすことが不可欠であることから、18年度と同程度の回数を目指した。	報告書の配布箇所数 (1)「景気ウォッチャー調査」59ヶ所 (2)「地域経済動向」101ヶ所 (3)「地域の経済」88ヶ所	達成できた	(1)59ヶ所 (2)101ヶ所 (3)88ヶ所	(1)59ヶ所 (2)197ヶ所 (3)136ヶ所	各報告書をより広く周知するため、18年度と同程度の配布を実施することを目標とした。	月例経済報告等への活用状況 (19件)	達成できた	19件	25件	我が国経済動向の適切な把握、経済財政政策の形成等へ果たす貢献度を測る指標として、各報告書の成果が、月例経済報告に関する閣僚会議等の主要な会議で、18年度と同程度取り上げられることを目標とした。
達成目標 (平成19年度)	達成状況	実績値		達成目標の設定の考え方																											
		18年度	19年度																												
報告書等の公表日 (1)「景気ウォッチャー調査」 調査終了後6営業日 (2)「地域経済動向」 年4回(2、5、8、11月) (3)「地域の経済」年1回(12月末迄)	達成できた	(1)調査終了後6営業日 (2)平成18年5、8、11月、19年2月 (3)平成18年12月15日	(1)調査終了後6営業日 (2)平成19年5、8、11月、20年2月 (3)平成19年11月30日	統計及び地域経済の動向に関する調査・分析結果を、予定通りにタイムリーかつ迅速に提供することを目標とした。																											
関係団体、企業へのヒアリング (「地域経済動向」132回)	目標以上の成果を達成できた	132回	156回	地域経済の動向把握には、各地域の様々な経済主体の生の声をより多くヒアリングし、分析に生かすことが不可欠であることから、18年度と同程度の回数を目指した。																											
報告書の配布箇所数 (1)「景気ウォッチャー調査」59ヶ所 (2)「地域経済動向」101ヶ所 (3)「地域の経済」88ヶ所	達成できた	(1)59ヶ所 (2)101ヶ所 (3)88ヶ所	(1)59ヶ所 (2)197ヶ所 (3)136ヶ所	各報告書をより広く周知するため、18年度と同程度の配布を実施することを目標とした。																											
月例経済報告等への活用状況 (19件)	達成できた	19件	25件	我が国経済動向の適切な把握、経済財政政策の形成等へ果たす貢献度を測る指標として、各報告書の成果が、月例経済報告に関する閣僚会議等の主要な会議で、18年度と同程度取り上げられることを目標とした。																											

	<p>マスメディアにおける報道の状況</p> <p>(1)「景気ウォッチャー調査」70件</p> <p>(2)「地域経済動向」18件</p> <p>(3)「地域の経済」4件</p>	<p>達成に向けて進展があった</p>	<p>(1)70件</p> <p>(2)18件</p> <p>(3)4件</p>	<p>(1)78件</p> <p>(2)21件</p> <p>(3)2件</p>	<p>各報告書についてより多くの人々の関心を得ることが重要であることから、それを示す指標の一つとして、各種新聞記事に18年度と同程度掲載されることを目標とした。</p>
	<p>ホームページのアクセス件数</p> <p>(1)「景気ウォッチャー調査」42,475件</p> <p>(2)「地域経済動向」11,735件</p> <p>(3)「地域の経済」9,751件</p>	<p>達成に向けて進展があった</p>	<p>(1)42,475件</p> <p>(2)11,735件</p> <p>(3)9,751件</p>	<p>(1)43,436件</p> <p>(2)11,682件</p> <p>(3)10,936件</p>	<p>各報告書についてより多くの人々の関心を得ることが重要であることから、それを示す指標の一つとして、18年度と同程度のホームページへのアクセス件数を目標とした。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>&lt; 予算要求 &gt;</p> <p>地域経済動向について、さらに迅速かつきめ細やかな調査・分析を行うため、「地域経済動向」を月次化する方向で調査の充実を図るべく、必要経費を増額要求する。 (平成21年度概算要求:18百万円[20年度予算:11百万円])</p> <p>&lt; 機構・定員要求 &gt;</p> <p>地域経済動向について、さらに迅速かつきめ細やかな調査・分析を行うため、「地域経済動向」を月次化する方向で調査の充実を図るべく、増員を要求する。 (定員要求:政策企画専門職クラス1名)</p>				
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>		
	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>		

施策名	防災に関する普及・啓発																																											
施策の概要	<p>昭和 57 年 5 月 11 日の閣議了解で創設された「防災の日」(9 月 1 日)及び「防災週間」(8 月 30 日～9 月 5 日)の趣旨を踏まえ、国民を対象にした普及啓発活動を行い、広く国民が、台風、地震等の災害についての認識を深め、これに対する備えを充実強化する。この一環として、防災ポスターコンクール、防災フェアの開催(8 月 24 日～27 日)等を行う。</p>																																											
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)            防災ポスターコンクールの募集ポスター及び募集リーフレットの配布枚数は、いずれも目標どおり配布し、同コンクールに対して目標値を上回る 13,115 点の応募があった。            防災フェアについては、目標値の 2 倍である 14 万人の応募があり、防災フェアの開催に際して実施した肯定評価の割合は目標値を上回る 76%であった。            広報誌「広報ぼうさい」の配布部数、社会教育教材の配布部数はいずれも目標どおり配布した。</p> <p>(必要性)            個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う国民運動を展開するため、防災フェア等の展示会や各種講演会の開催、テレビ・ラジオ・新聞等の広報活動、ポスター等の掲示等を実施することは、平常時から一人ひとりが防災に関する知識や意識を高め、防災に関する正しい知識や技術を身につけられ、全体的な災害の被害の軽減化が図られることから、防災に関する普及・啓発を行う本施策は充分必要性があると考えられる。</p> <p>(有効性)            同様の事業を自治体等で実施するにあたり、本事業のフェアを参考にし、またポスターコンクールの実施にあたり、身近な防災学習を行った学校や、事後に受賞図柄を各地の冊子や各地の防災行事の告知ポスターに活用されるなど、その有効性の高さが分かる。</p> <p>(効率性)            各事業の実施に当たっては、関係機関、地方公共団体、防災啓発に賛同する企業・民間団体等と、告知活動などを連携することにより、効率的・効果的に実施している。</p> <p>(反映の方向性)            防災フェアについては、民間団体、市民団体とのより一層の連携により一層の工夫をし、ポスターコンクールについては、高校生や成人部門の応募をより一層のばすために、学校等以外での告知法を工夫していく。            また、「広報ぼうさい」については、自然災害に占める高齢者比率が高い実態に着眼し、高齢者を含む災害時要援護者に対して、「自助」の重要性を訴える観点に立ち、一層の工夫をしていく。            なお、日常生活の中で災害への備えを行うための実践的な知識を広めるため、従来の社会教育教材を活用して防災チェックシートなどを作成する。</p>																																											
	<p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p>																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="284 1216 659 1272">達成目標 (平成 19 年度)</th> <th data-bbox="659 1216 786 1272">達成状況</th> <th colspan="2" data-bbox="786 1216 1074 1272">実績値</th> <th data-bbox="1074 1216 1519 1272">達成目標の 設定の考え方</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th data-bbox="786 1272 938 1328">18 年度</th> <th data-bbox="938 1272 1074 1328">19 年度</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="284 1272 659 1440">           「防災ポスターコンクール」            ・ 募集ポスターの配付枚数            72,000 枚            ・ 募集リーフレットの配布            枚数 220,000 枚         </td> <td data-bbox="659 1272 786 1440">達成できた。</td> <td data-bbox="786 1272 938 1440">72,000 枚 215,000 枚</td> <td data-bbox="938 1272 1074 1440">72,000 枚 220,000 枚</td> <td data-bbox="1074 1272 1519 1440">防災ポスターコンクールの開催を毎年公表していく上で、各測定指標について、前年以上の水準を達成することを目標とした。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 1440 659 1563">           広報誌「広報ぼうさい」(隔月)            の配付部数 4,000 部         </td> <td data-bbox="659 1440 786 1563">達成できた。</td> <td data-bbox="786 1440 938 1563">4,000 部</td> <td data-bbox="938 1440 1074 1563">4,000 部</td> <td data-bbox="1074 1440 1519 1563">広報誌「広報ぼうさい」(隔月)を毎年作成・公表していく上で、各測定指標について、前年以上の水準を達成することを目標とした。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 1563 659 1686">           社会教育教材の配付部数            30,000 部         </td> <td data-bbox="659 1563 786 1686">達成できた。</td> <td data-bbox="786 1563 938 1686">30,000 部</td> <td data-bbox="938 1563 1074 1686">30,000 部</td> <td data-bbox="1074 1563 1519 1686">社会教育教材を毎年作成・公表していく上で、各測定指標について、前年以上の水準を達成することを目標とした。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 1686 659 1821">           「防災フェア」への参加者数            7 万人         </td> <td data-bbox="659 1686 786 1821">目標以上の成果を達成できた。</td> <td data-bbox="786 1686 938 1821">21 万人</td> <td data-bbox="938 1686 1074 1821">14 万人</td> <td data-bbox="1074 1686 1519 1821">防災フェアの開催地は毎年違い、参加者数も異なっている。そのため、開催地の規模から目標を設定している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 1821 659 1944">           「防災フェア」におけるアンケートで「有益だった」と評価する割合            60%         </td> <td data-bbox="659 1821 786 1944">目標以上の成果を達成できた。</td> <td data-bbox="786 1821 938 1944">88%</td> <td data-bbox="938 1821 1074 1944">76%</td> <td data-bbox="1074 1821 1519 1944">参加者の過半数の水準を達成することを目標とした。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 1944 659 2078">           「防災ポスターコンクール」への応募数            7,000 点         </td> <td data-bbox="659 1944 786 2078">目標以上の成果を達成できた。</td> <td data-bbox="786 1944 938 2078">9,192 点</td> <td data-bbox="938 1944 1074 2078">13,115 点</td> <td data-bbox="1074 1944 1519 2078">前年度実績の 7 割以上の応募を目標とした。</td> </tr> </tbody> </table>					達成目標 (平成 19 年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方			18 年度	19 年度		「防災ポスターコンクール」 ・ 募集ポスターの配付枚数 72,000 枚 ・ 募集リーフレットの配布 枚数 220,000 枚	達成できた。	72,000 枚 215,000 枚	72,000 枚 220,000 枚	防災ポスターコンクールの開催を毎年公表していく上で、各測定指標について、前年以上の水準を達成することを目標とした。	広報誌「広報ぼうさい」(隔月) の配付部数 4,000 部	達成できた。	4,000 部	4,000 部	広報誌「広報ぼうさい」(隔月)を毎年作成・公表していく上で、各測定指標について、前年以上の水準を達成することを目標とした。	社会教育教材の配付部数 30,000 部	達成できた。	30,000 部	30,000 部	社会教育教材を毎年作成・公表していく上で、各測定指標について、前年以上の水準を達成することを目標とした。	「防災フェア」への参加者数 7 万人	目標以上の成果を達成できた。	21 万人	14 万人	防災フェアの開催地は毎年違い、参加者数も異なっている。そのため、開催地の規模から目標を設定している。	「防災フェア」におけるアンケートで「有益だった」と評価する割合 60%	目標以上の成果を達成できた。	88%	76%	参加者の過半数の水準を達成することを目標とした。	「防災ポスターコンクール」への応募数 7,000 点	目標以上の成果を達成できた。	9,192 点	13,115 点	前年度実績の 7 割以上の応募を目標とした。
達成目標 (平成 19 年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方																																								
		18 年度	19 年度																																									
「防災ポスターコンクール」 ・ 募集ポスターの配付枚数 72,000 枚 ・ 募集リーフレットの配布 枚数 220,000 枚	達成できた。	72,000 枚 215,000 枚	72,000 枚 220,000 枚	防災ポスターコンクールの開催を毎年公表していく上で、各測定指標について、前年以上の水準を達成することを目標とした。																																								
広報誌「広報ぼうさい」(隔月) の配付部数 4,000 部	達成できた。	4,000 部	4,000 部	広報誌「広報ぼうさい」(隔月)を毎年作成・公表していく上で、各測定指標について、前年以上の水準を達成することを目標とした。																																								
社会教育教材の配付部数 30,000 部	達成できた。	30,000 部	30,000 部	社会教育教材を毎年作成・公表していく上で、各測定指標について、前年以上の水準を達成することを目標とした。																																								
「防災フェア」への参加者数 7 万人	目標以上の成果を達成できた。	21 万人	14 万人	防災フェアの開催地は毎年違い、参加者数も異なっている。そのため、開催地の規模から目標を設定している。																																								
「防災フェア」におけるアンケートで「有益だった」と評価する割合 60%	目標以上の成果を達成できた。	88%	76%	参加者の過半数の水準を達成することを目標とした。																																								
「防災ポスターコンクール」への応募数 7,000 点	目標以上の成果を達成できた。	9,192 点	13,115 点	前年度実績の 7 割以上の応募を目標とした。																																								

<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>&lt; 予算要求 &gt;</p> <p>防災フェアについて、政策の棚卸しの取組を踏まえつつ、課題と今後の取組方針の記載内容を考慮し、総合的に勘案し開催回数を2回から1回に見直し、減額要求する。(平成 21 年度概算要求: 8 百万円[20 年度予算: 12 百万円])</p> <p>ポスターコンクールについて、政策の棚卸しの取組を踏まえつつ、課題と今後の取組方針の記載内容を考慮し、総合的に勘案した必要経費を増額要求する。(平成 21 年度概算要求: 10 百万円[20 年度予算: 9 百万円])</p> <p>「広報ぼうさい」について、政策の棚卸しの取組を踏まえつつ、課題と今後の取組方針の記載内容を考慮し、総合的に勘案した必要経費を減額要求する。(平成 21 年度概算要求: 21 百万円[20 年度予算: 22 百万円])</p> <p>社会教育教材について、政策の棚卸しの取組を踏まえつつ、課題と今後の取組方針の記載内容を考慮し、総合的に勘案し従来の社会教育教材を活用して防災チェックシートなどを作成するための必要経費を増額要求する。(平成 21 年度概算要求: 15 百万円[20 年度予算: 11 百万円])</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>
	<p>第 168 回国会における福田内閣総理大臣所信表明演説</p>	<p>平成 19 年 10 月 1 日</p>	<p>今なお頻発する災害による死者の発生は、国民生活に大きな不安をもたらしています。災害が発生した場合の「犠牲者ゼロ」を目指し、対策の充実に意を用いてまいります。</p>

施策名	国際防災協力の推進
施策の概要	国際会議等を通じた我が国の災害経験や防災に関する知見の提供、アジア各国の合意により設立され、アジア地域における防災情報の収集・提供、人材育成などに取組むアジア防災センターを通じた協力、国際社会における災害に対する取組みを推進する国連の防災担当部局である国連国際防災戦略事務局の活動に対する支援などにより国際防災協力を推進している。

施策に関する  
 評価結果の概  
 要と達成すべ  
 き目標等

**【評価結果の概要】**

(総合的評価)  
 国連国際防災戦略事務局が主催する防災に関する重要会合において、我が国出席者が議長を務め、議論を主導するなどにより、我が国の災害経験の共有や復興を支援する国際的な仕組みの強化などに役立った。また、アジア防災センターのメンバー国による同センター事業への応募・参加状況を見ると、防災共同プロジェクトへの応募数及び客員研究員申込数について定数及び定員の2倍を超える応募・申込があることなどから、メンバー国における災害対策の推進に役立った。一部目標を達しなかった測定指標はあるものの、概ね、施策目標を達成できた。

(必要性)  
 本年5月にミャンマーを襲ったサイクロン・ナルギス(死者・行方不明者 13 万人超)、同じく中国・四川大地震(同9万人超)など世界各地で災害が頻発する中、災害被害の軽減は国際社会の重要な課題である。  
 我が国は、戦前の関東大震災、戦後も伊勢湾台風、阪神・淡路大震災など多くの災害を経験し、防災に関する高い知見・技術を有しており、国際防災の分野での積極的な貢献は、我が国の責務である。  
 平成 17 年(2005 年)から平成 27 年(2015 年)までの国際社会における防災活動の指針である「兵庫行動枠組 2005-2015」を採択した国連防災世界会議において、我が国は、防災に関する国際協力に力を入れていくことを表明しており、これらの経緯から我が国は、国際防災協力を推進することが必要である。

(有効性)  
 防災に関する国際会議において、我が国の経験や施策を発信するとともに、国際社会における防災に関する議論を主導し、復興に関する国際機関の協力関係を強化する取組の進展等を図り、アジア防災センターとメンバー国との共同プロジェクトや客員研究員の受入などを通じアジア地域の防災力の強化を推進し、国連国際防災戦略事務局への支援を通じ国際社会において防災の取組を広げることができたことから有効であった。

(効率性)  
 アジア 27 か国のメンバー国を有するアジア防災センターを活用することにより、効率的に情報の収集、共有等を図り、各国の防災の取組の促進を図ることが可能である。  
 防災は、あらゆる分野における取組が必要な横断的な政策分野であり、国際社会における防災分野の推進機関である国連国際防災戦略事務局を支援することにより、防災の取組を国際社会において推進することが可能となる。

(反映の方向性)  
 評価対象期間の始まった平成 17 年度以降、本年度においても、世界では、多くの災害が発生し、災害被害の軽減が国際社会の重要な課題であり続けている。アジア防災センターとメンバー国による防災共同プロジェクトの実施件数に見るように、各国において防災に関する取組は進みつつあるものの、特定指標の達成状況を見ると未だ十分な水準にあるとはいえないことから、今後、アジア・太平洋各国との防災協力、アジア防災センターを通じた多国間防災協力などに重点をおいて国際防災協力の推進を図る。

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

達成目標 (平成 19 年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方
		18 年度	19 年度	
日本の国連国際防災戦略活動への参画状況(第1回防災グローバル・プラットフォーム会合に主導的に参画)	達成できた	※グローバル・プラットフォームは、平成 19 年度に創設	主導的に参画した	我が国は、兵庫行動枠組の策定に主導的に関与し、その推進を図ることを目指しているが、国際社会において兵庫行動枠組の推進を担うのは国連国際防災戦略事務局であることから参画状況を測定指標として設定した。兵庫行動枠組を推進する仕組みとして防災グローバル・プラットフォーム会合を設置されたことから、これへの主導的参画を目標とした。
アジア防災センターメンバー国の①ナショナル・プラットフォーム、②災害対策基本法、③災害基本計画の制定数(①～③それぞれ 70%)	達成に向けて一部進展があった	①36% ②76% ③56%	①33% ②74% ③52%	各国の政治形態、行政機構、社会経済構造等に相違があることから一概にはいえないものの、我が国の経験に照らせばナショナル・プラットフォーム(中央防災会議)、災害対策基本法、災害基本計画(防災基本計画)は、災害被害の軽減に有効であることから測定指標として設定し、70%を目標とした。
第1回防災グローバル・プラットフォーム会合における国際復興支援プラットフォームに関するセッションの開催状況(開催)	達成できた	※グローバル・プラットフォームは、平成 19	開催	現在の技術水準においては、すべての災害を予知することは未だ達し得ておらず、災害は避け得ないものであり、そこからの復興は防災において非常に大きな課題であることから測定指標として設定し、開催することを目標とした。

			年度に創設		
	内閣府(災害予防担当)に防災の知見を求めて来る途上国等防災関係者数(100名)	目標以上の成果を達成できた	234名	255名	兵庫行動枠組の実現に向けた取組主体となる各国の動向を把握する一つの目安として、また、我が国があらゆる機会を通じて国際社会に情報発信したことの効果測定のための指標として設定し、100名/年を目標とした。
	我が国の総合防災協力戦略策定状況(策定)	達成に向けて一部進展があった	※平成19年度が初年度	資料収集や意見交換等を実施	兵庫行動枠組の推進にあたっては、国際社会・国際社会・国際機関の方向性と整合し、被支援国の必要性に合致したものであることが重要であるため、測定指標として設置し、策定を目標とした。
	アジア防災センターメンバー国の同センター事業参加状況 ①メンバー国との防災共同プロジェクト応募数(定数の2倍(定数:3件/年)) ②客員研究員申込数(定員の2倍(定数:4名/年))	目標以上の成果を達成できた	①10件(定数3件の約3倍)、 ②17件(定員4名の約4倍)	①11件(定数3件の約4倍)、 ②21名(定員4名の約5倍)	兵庫行動枠組の実現に向けた取組主体となる各国の動向を把握する一つの目安として、また、我が国のアジア防災センターを通じた国際防災協力の効果測定のための指標として設定し、定数・定員の2倍/年を目標とした。
	国際復興データベースにおける各種事例の収録件数(80件(=災害数))	達成に向けて一部進展があった	33件	35件	我が国が推進する兵庫行動枠組において、国際機関にその実現を求めているものであり、復興が重要なテーマであることから測定指標として設定し、80件(災害)を目標とした。
	ODAを活用した防災協力実施件数(3件)	達成できた	3件	3件	兵庫行動枠組の実現に向けた取組主体となる各国の災害発生状況、防災体制の現状、課題、今後の方向性を把握することが国際防災協力を実施するに際しての基盤であることから、基盤の整備が着実に進展するよう測定指標として設定し、3件/年を目標とした。

政策評価の結果の政策への反映状況

<予算要求>

○ アジア・太平洋各国の災害発生状況を踏まえ、また、我が国の国際防災協力の方向性に沿って、これら各国との防災協力を進めるため、我が国が過去に経験した災害によって培った防災分野における多様なノウハウのアジア・太平洋各国への移転促進等を図り、国際防災協力の強化を図る。(平成21年度要求41百万円[新規])

<政策の見直し・改善>

○ アジア防災センターとしての中核的な事業の明確化を図り、周辺的な事業の見直しを行うとともに、人材育成等の分野への「選択と集中」を図ることとした。(平成21年度要求106百万円[平成20年度予算95百万円])

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
国際交流会議「アジアの未来」2008 太平洋が「内海」となる日へ——「共に歩む」未来のアジアに5つの約束——	平成20年5月22日	加えてわたくしは、「防災協力外交」を追求してみたいと思います。津波やサイクロン、激しい地震と、アジアにはこのところ大規模な自然災害が立て続けに起きました。災害への対応力を強くするため、日本はいまODAも活用しつつ、まずはASEAN、ひいてはアジア・太平洋各国との「防災協力」を進めようとしております。 アジア各国にある緊急援助機関同士でネットワークを結び、大規模災害が発生した時すぐさま連携して緊急援助に当たることができる体制づくりを、アジア各国とともに検討していきたいと思いません。これに鳥インフルエンザへの備えなども勘案しまして、「アジア防災・防疫ネットワーク」と呼ぶに値するものを、急いで築いていくべきだと考えております。
第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	また、自然災害の多発する我が国が蓄積したノウハウを海外の防災に役立たせるよう、国際協力を進めます。
第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成17年1月21日	国連防災世界会議の提言を踏まえ、インド洋地域における津波の早期警戒体制の構築に向け、日本の経験や技術を活用し、関係国や国連との協力を積極的に進めます。

	国連防災世界会議総理ステートメント	平成 17 年1月 18 日	<p>「防災協力イニシアティブ」を提唱し、ODAを通じた開発途上国の防災の専門家づくりなどの支援、神戸にあるアジア防災センターを通じた防災協力面における域内各国の連携の強化、国連における世界の災害復興事例のデータベースづくりなどの、国際協力を力を入れてまいります。</p> <p>終わりに、我が国は、今後とも、情報や知識の共有、人的技術的貢献、財政面からの復興支援の全てにおいて、最大限の国際的な協力を行ってまいります。</p>
--	-------------------	----------------	--

施策名	地震対策等の推進																																						
施策の概要	<p>世界の地震の約2割は日本周辺で発生しており、地震は全国どこでも起こりうるものであり、平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震など過去より頻繁に大きな被害を生じるような地震に見舞われている。また、近年、豪雨の発生頻度が近年増加傾向にあり、地球温暖化に伴う気候変動等による風水害の頻発・激甚化などの懸念が指摘されている。その他、我が国は多くの活動的な火山を有することから、火山活動に伴う地震も過去に多く発生している。これら大規模災害に対し、関係機関と連携しながら防災対策及び減災対策に取り組むことを目的としている。</p>																																						
<b>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等</b>	<b>【評価結果の概要】</b>																																						
	<p>(総合的評価) 我が国で想定される大規模な災害について、関係機関と連携しながら防災対策及び減災対策に取り組むという目的の達成に向けて、平成19年度では、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震応急対策活動要領や中部圏・近畿圏の内陸地震の被害想定、利根川・荒川の浸水想定、噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針の策定等を実施したことにより、目標年度における施策目標を概ね達成できた。</p> <p>(必要性) 世界の地震の約2割は日本周辺で発生しており、地震は全国どこでも起こりうるものであり、平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震など過去より頻繁に大きな被害を生じるような地震に見舞われている。また、近年、豪雨の発生頻度が近年増加傾向にあり、地球温暖化に伴う気候変動等による風水害の頻発・激甚化などの懸念が指摘されている。その他、我が国は多くの活動的な火山を有することから、火山活動に伴う地震も過去に多く発生している。 このため、大規模な災害に対し、地震防災戦略など減災のための戦略や応急対応活動のための要領の整備を進める必要がある。</p> <p>(有効性) 大規模地震等について、中央防災会議において、被害想定に基づき、予防、応急、復旧・復興までの対策のマスタープランである大綱や定量的な減災目標と具体的な実現方法を定めた地震防災戦略、地震発生時の各機関が取るべき行動内容を定めた応急対策活動要領及び具体計画を策定することにより、関係機関と連携した予防対策、応急対策、復興・復旧対策を実施することを定め、防災対策及び減災対策に資することとなり、有効性は極めて大きい。</p> <p>(効率性) 大規模地震対策に係る予防対策、応急対策、復旧・復興対策について関係省庁毎に検討することは経費的にも、また、組織的にも非効率である。従って、関係省庁と連携しながら対策等を検討し、中央防災会議にて計画等を決定することにより効率的に地震対策等の推進を行っている。</p> <p>(反映の方向性) 現在、防災対策を推進するために、地震防災対策推進に係る計画等の進捗状況として、地震防災戦略等を策定するとともに、大規模水害対策に係るマスタープラン等の策定や火山対策等大規模災害に係る対策を今後充足していく予定である。 特に、平成20年度までに各省庁が作成した業務継続計画を分析し、改善点等を洗い出すことによって、継続的に内容を改善し、業務継続力の向上を図る取組を促進していく。また、平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震により孤立集落が発生し、孤立するおそれがある集落における防災対策の必要性が改めて認識されたことから、中山間地等の孤立集落対策の推進について取り組むこととする。</p>																																						
<b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="284 1426 655 1491">達成目標 (平成19年度)</th> <th data-bbox="663 1426 791 1491">達成状況</th> <th colspan="2" data-bbox="799 1426 1046 1491">実績値</th> <th data-bbox="1054 1426 1519 1491">達成目標の 設定の考え方</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th data-bbox="799 1491 919 1556">18年度</th> <th data-bbox="927 1491 1046 1556">19年度</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="284 1491 655 1621">日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略の策定状況(策定)</td> <td data-bbox="663 1491 791 1621">達成に向けて進捗があった</td> <td data-bbox="799 1491 919 1621">—</td> <td data-bbox="927 1491 1046 1621">関係省庁と協議</td> <td data-bbox="1054 1491 1519 1621">既に策定している東海地震や東南海・南海地震の防災戦略の作業スケジュール及び関係機関との調整とを踏まえて設定した。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 1621 655 1751">日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震応急対策活動要領の策定状況(策定)</td> <td data-bbox="663 1621 791 1751">達成できた</td> <td data-bbox="799 1621 919 1751">関係省庁と協議</td> <td data-bbox="927 1621 1046 1751">策定</td> <td data-bbox="1054 1621 1519 1751">既に策定している東海地震や東南海・南海地震の応急対策活動要領の作業スケジュール及び関係機関との調整とを踏まえて設定した。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 1751 655 1881">中部圏・近畿圏の内陸地震の被害想定の実施状況(実施)</td> <td data-bbox="663 1751 791 1881">達成できた</td> <td data-bbox="799 1751 919 1881">中央防災会議専門調査会にて審議</td> <td data-bbox="927 1751 1046 1881">被害想定を記者発表</td> <td data-bbox="1054 1751 1519 1881">既に被害想定を行った東海地震や東南海・南海地震等の被害想定に係る作業スケジュール及び関係機関との調整等を踏まえて設定した。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 1881 655 2011">「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画の策定状況(策定)</td> <td data-bbox="663 1881 791 2011">達成に向けて進捗があった</td> <td data-bbox="799 1881 919 2011">関係省庁と協議</td> <td data-bbox="927 1881 1046 2011">関係省庁と協議</td> <td data-bbox="1054 1881 1519 2011">既に策定している東海地震や東南海・南海地震の具体的な活動内容に係る計画の作業スケジュール及び関係機関との調整とを踏まえて設定した。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 2011 655 2074">中央省庁業務継続計画ガイドライン(仮)の作成状況(作成)</td> <td data-bbox="663 2011 791 2074">達成できた</td> <td data-bbox="799 2011 919 2074">—</td> <td data-bbox="927 2011 1046 2074">策定</td> <td data-bbox="1054 2011 1519 2074">平成19年度中に策定することを目的に設定した。</td> </tr> </tbody> </table>					達成目標 (平成19年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方			18年度	19年度		日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略の策定状況(策定)	達成に向けて進捗があった	—	関係省庁と協議	既に策定している東海地震や東南海・南海地震の防災戦略の作業スケジュール及び関係機関との調整とを踏まえて設定した。	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震応急対策活動要領の策定状況(策定)	達成できた	関係省庁と協議	策定	既に策定している東海地震や東南海・南海地震の応急対策活動要領の作業スケジュール及び関係機関との調整とを踏まえて設定した。	中部圏・近畿圏の内陸地震の被害想定の実施状況(実施)	達成できた	中央防災会議専門調査会にて審議	被害想定を記者発表	既に被害想定を行った東海地震や東南海・南海地震等の被害想定に係る作業スケジュール及び関係機関との調整等を踏まえて設定した。	「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画の策定状況(策定)	達成に向けて進捗があった	関係省庁と協議	関係省庁と協議	既に策定している東海地震や東南海・南海地震の具体的な活動内容に係る計画の作業スケジュール及び関係機関との調整とを踏まえて設定した。	中央省庁業務継続計画ガイドライン(仮)の作成状況(作成)	達成できた	—	策定	平成19年度中に策定することを目的に設定した。
達成目標 (平成19年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方																																			
		18年度	19年度																																				
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災戦略の策定状況(策定)	達成に向けて進捗があった	—	関係省庁と協議	既に策定している東海地震や東南海・南海地震の防災戦略の作業スケジュール及び関係機関との調整とを踏まえて設定した。																																			
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震応急対策活動要領の策定状況(策定)	達成できた	関係省庁と協議	策定	既に策定している東海地震や東南海・南海地震の応急対策活動要領の作業スケジュール及び関係機関との調整とを踏まえて設定した。																																			
中部圏・近畿圏の内陸地震の被害想定の実施状況(実施)	達成できた	中央防災会議専門調査会にて審議	被害想定を記者発表	既に被害想定を行った東海地震や東南海・南海地震等の被害想定に係る作業スケジュール及び関係機関との調整等を踏まえて設定した。																																			
「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画の策定状況(策定)	達成に向けて進捗があった	関係省庁と協議	関係省庁と協議	既に策定している東海地震や東南海・南海地震の具体的な活動内容に係る計画の作業スケジュール及び関係機関との調整とを踏まえて設定した。																																			
中央省庁業務継続計画ガイドライン(仮)の作成状況(作成)	達成できた	—	策定	平成19年度中に策定することを目的に設定した。																																			

	東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備状況（施設の一部供用開始）	達成できた	—	東扇島地区の全整備が完了	平成17年度より3か年以内に整備を完了することを目途として整備を進めた。
	利根川、荒川の浸水想定の実施状況（実施）	達成できた	中央防災会議専門調査会にて審議	被害想定を記者発表	既に策定している東海地震、東南海・南海地震に係る被害想定の実作業スケジュール及び関係機関との調整等を踏まえて設定した。
	各省庁の所管分野における緊急地震速報の周知・広報・利活用状況8周知・広報・利活用状況の向上）	達成できた	関係省庁連絡会議を実施	関係省庁連絡会議を実施	平成19年10月の一般向け緊急地震速報の配信を踏まえて設定した。
	噴火時等の避難体制に係る火山防災対策のあり方（仮）の作成状況（作成）	達成できた	検討会にて審議	策定	平成18年度より実施している火山情報等に対応した火山防災対策検討会の進捗状況を踏まえて設定した。

**政策評価の結果の政策への反映状況**

**<予算要求>**

- 中央省庁の業務継続計画を分析し、改善点を洗い出し、その対応策を検討するための経費を新規に要求する。（平成21年度概算要求:25百万円[新規]）
- 孤立するおそれがある集落における防災対策として、中山間地等の孤立集落対策の推進について新規に取り組む。（平成21年度概算要求:30百万円[新規]）

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	第169回福田内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。
	第168回福田内閣総理大臣施政方針演説	平成19年10月1日	今なお頻発する災害による死者の発生は、国民生活に大きな不安をもたらしています。災害が発生した場合の「犠牲者ゼロ」を目指し、対策の充実に意を用いてまいります。
	経済財政改革の基本方針2007～「美しい国」へのシナリオ～	平成19年6月19日	改革のポイント 2 集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、災害から国民の生命、財産及び生活を守るため、防災・減災対策を着実に推進する。 具体的手段 大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。その際、学校の耐震化等防災拠点の機能強化の推進、ハザードマップの普及促進等ハード・ソフトの連携を図る。また、消防等地域の災害応急対応力の充実に図る。

施策名	沖縄における産業振興
施策の概要	<p>民間主導の自立型経済の構築に向け、観光産業、情報通信産業を始めとする沖縄の優位性や地域特性を活かした産業振興を行うこととしている。</p> <p>このため、歴史、文化、自然資源を活かした観光・ブランド立国に向けて、沖縄デザイン戦略構築促進事業や、美ら島の特産品や観光のブランド化のための専門家派遣、離島振興のための特別対策事業を通じ、観光産業の振興を図る。</p> <p>また、アジアをリードするIT産業の集積に向け、沖縄におけるIT産業の高付加価値化・競争力強化を図るため、先導的モデル実証事業や人材育成事業、施設整備、沖縄IT津梁パーク構想実現に向けた調査等を通じ、情報通信産業の振興を図る。</p> <p>その他、自立型経済構築の加速に資するため、特別自由貿易地域活性化に向けた調査などを実施する。</p>

施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)</p> <p>沖縄振興計画に基づく諸施策の実施に当たっては、単純な水準の向上だけでなく、当該施策がいかに自立型経済の構築に寄与するかを踏まえる必要がある。平成19年度の状況を踏まえ、より一層の「選択と集中」の考え方の下、特に、沖縄の持つ強みと弱みを把握し、特性を活かせる分野に注力していく。</p> <p>(必要性)</p> <p>沖縄振興計画に基づき、自立型経済の構築に向け、好調な観光や情報通信産業を始め、沖縄振興の各分野において着実な推進が図られてきている。しかしながら、全国平均の約7割にとどまっている一人当たり県民所得や、若年層を中心とする高失業率など、解決すべき課題も多い。民間主導による自立的かつ持続的な発展を更に推し進めていくためには、引き続き、迅速かつ一層戦略的に産業振興を進めていくことが必要である。</p> <p>(有効性)</p> <p>沖縄振興計画に基づく諸施策の実施により、</p> <p>観光産業については、沖縄の観光客数が6年連続で過去最高を記録、</p> <p>情報通信産業については、県外から160社を超える企業が立地し、約1万5千人の雇用を創出、など、観光や情報通信産業を始め、各分野において着実な推進が図られてきている</p> <p>(効率性)</p> <p>沖縄振興計画に基づき、各施策について、重複の排除、施策の連携を図るなど、効率的に事業を実施している。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>観光産業の振興については、低調傾向にある外国人観光客を増加し、国際観光地としてのおきなわブランドの確立を図るため、国際観光戦略モデルの構築に向けた取組を進めるとともに、沖縄の有する独特な文化を観光資源として発掘・育成するため、文化資源活用型観光戦略モデルの構築に向けた取組を進め、観光客数の増加に伴う環境の悪化が懸念されている状況にかんがみ、引き続き、自然環境等の保全や景観に配慮した観光振興など、質の高い観光リゾート地の形成に向けた取組を進める。</p> <p>情報通信産業の振興については、特に、平成19年度に実施した沖縄IT津梁パーク構想事業調査により作成した報告書に基づき、高度ソフトウェア開発等の新しい情報通信産業の拠点となり、かつアジアとの津梁機能等を備えるIT津梁パークの中核支援施設の整備等の取組を進める。</p> <p>その他産業の振興については、情報、バイオ、環境等の成長分野に重点を置き、これらの分野において技術革新を起こしやすい環境を整備するため、ベンチャー企業の成長資金供給等の取組を進める。</p>
------------------------	--

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】			
達成目標 (平成19年度)	達成状況	実績値 19年度	達成目標の 設定の考え方
ホテルの経営改善の指導・研修に参加し、経営改善計画を作成する経営者数(5人)	目標以上の成果を達成できた	6名	ホテルの経営改善の指導・研修に参加し、経営改善計画を作成する経営者数
「ITを活用した観光案内システムに関する調査報告書」作成状況(作成)	達成できた	調査結果について報告書を作成	「ITを活用した観光案内システムに関する調査報告書」作成状況
実証事業における採択件数(2件) 採択事業の実事業化件数(2件)	達成できた	2件 2件	実証事業における採択件数 採択事業の実事業化件数
「IT津梁パーク構想調査報告書」作成状況(作成)	達成できた	作成	「IT津梁パーク構想調査報告書」作成状況
沖縄の情報通信分野における高度な人材の数	達成できた	4,212人	沖縄の情報通信分野における高度な人材の数
情報通信関連企業向けにリノベーションを実施する空き施設数(1施設) 整備施設への企業の入居率(100%)	達成できた	1施設 100%	情報通信関連企業向けにリノベーションを実施する空き施設数 整備施設への企業の入居率
金融人材育成講座への参加者(500人)	目標以上の成果を達成できた	1,332名	金融人材育成講座への参加者
「特別自由貿易地域振興事業」調査報	達成できた	作成	「特別自由貿易地域振興事業」調査報告

	告書作成状況（作成）		書作成状況
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>&lt; 予算要求 &gt;</p> <p>観光産業の振興については、自然環境等の保全や景観に配慮した観光振興等、質の高い観光リゾート地の形成に向けた取組等を進める。  （平成 21 年度要求：3.2 億円[20 年度予算：2.0 億円]）</p> <p>情報通信産業の振興については、特に、沖縄IT津梁パークの中核支援施設の整備等の取組を進める。  （平成 21 年度要求：15.2 億円[20 年度予算：9.0 億円]）</p> <p>その他産業の振興については、情報、バイオ、環境等の成長分野に重点を置き、これらの分野において技術革新を起こしやすい環境を整備するため、ベンチャー企業の成長資金供給等の取組を進める。  （平成 21 年度要求：11.9 億円[20 年度予算：5.3 億円]）</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	沖縄振興計画（内閣総理大臣決定）	平成 14 年 7 月	<p>第 3 章 振興施策の展開</p> <p>1 自立型経済の構築に向けた産業の振興  活力ある民間主導の自立型経済の構築に向け、沖縄の産業の持つ競争力や産業展開の可能性を見極めて、観光・リゾート産業等を県経済をけん引する重点産業として戦略的な振興策を展開する。</p> <p>在日米軍再編については、抑止力維持と負担軽減という考え方を踏まえ、沖縄など地域の切実な声によく耳を傾けつつ、地域の振興に全力をあげて取り組みながら、着実に進めてまいります。</p>
	第 169 回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	

施策名	沖縄の離島の活性化		
施策の概要	<p>厳しい環境にある沖縄離島の状況にかんがみ、島の歴史や文化など、それぞれの島の持つ魅力を活かした取組や離島間の連携による活性化の取組への支援とともに、情報格差の是正等を図るため、情報通信基盤の整備を推進する。</p>		
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p>		
	<p>(総合的評価)</p>		
	<p>離島・過疎地域における基盤整備、活性化は着実に進んでいるが、依然として本土・沖縄本島との格差が存在していることを踏まえつつ、県土の均衡ある発展と国土保全を図る観点から、引き続き、離島の交通基盤・生活基盤の整備や島の持つ魅力を活かした取組及び事業実施主体への支援など、離島の活性化等のために積極的に取り組んでいく必要がある。</p>		
	<p>(必要性)</p>		
	<p>「離島の中の離島」と言い得る沖縄の離島は、豊かな自然環境や文化などの魅力を持つ一方で「島ちゃび」(離島苦)という言葉があるようにハンディも抱えており、沖縄振興特別措置法に基づき策定された沖縄振興計画の柱の1つともなっている離島の振興は、県土の均衡ある発展を図る上で重要な課題である。</p>		
	<p>(有効性)</p>		
	<p>離島地域における人材育成や、島ごとのアイデアを活かした特産品等の開発など、離島活性化のための取組が行われ、離島における産業振興等、活性化の取組が進められた。また、離島地域のブロードバンド環境の整備が進み、平成19年度には、極小規模離島を除く有人離島のほぼ全域がカバーされた。</p>		
	<p>(効率性)</p>		
<p>限られた資源を有効かつ効率的に使用する観点から、事業の実施にあたっては、地元の申請のうち、熟度の高い構想を選定して実施するなど、少ない費用で高い事業成果が得られるよう取り組んでいる。</p>			
<p>(反映の方向性)</p>			
<p>離島活性化人材育成・専門家派遣事業や離島地域資源活用・産業育成モデル事業により開発された特産品等の品質向上や競争力強化、特産品等の安定供給、流通促進に向けた仕組み作り、活性化の担い手となる人材の育成などの課題が残されていることから、それらの課題を克服するため、離島住民の主体的かつ具体的な産業振興などの取組に対して専門家等を効果的に活用して支援すること等により、担い手の育成等を行い、離島の活性化を推進していく必要があると考えている。</p>			
<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>			
達成目標 (平成19年度)	達成状況	実績値	達成目標の設定の考え方
19年度		19年度	
離島の活性化に必要なノウハウを有する専門家の派遣(18市町村)	目標以上の成果を達成できた	19市町村	本事業は沖縄県に対する補助事業であり、現時点で沖縄県に対し18市町村から専門家派遣の要望が寄せられていることから、要望のある市町村全てに専門家を派遣することを目標としている。
事業者のブログ及びHPの新規立ち上げ(10件)	達成に向けて進展があった	7件(要望のあった7件全てに対して専門家を派遣)	各島を支える事業者等を中心に、島の情報発信手段としてブログやHPを活用する要望が現時点で10件寄せられていることから、要望のある市町村全てに専門家を派遣し取組の支援を行うことを目標としている。
地域資源を活用した特産品等の開発に関する取組(7島9事業)	達成できた	7島9事業	本事業は沖縄県に対する補助事業であり、目標設定時点で沖縄県に対し7市町村(離島7島)から9事業の要望が寄せられており、要望のある市町村全てで事業を実施することを目標としている。
地域資源を活用した特産品等の試作品の完成に至った件数(9件)	達成できた	9件	本事業は上記のとおり離島7島9事業を目標として実施することとしており、1事業1点の試作品の完成を目標としている。
離島における環境配慮型観光利便施設の技術的検証等(1件)	達成できた	1件	本事業は沖縄県内離島市町村に対する補助事業であり、現時点で内閣府に寄せられている要望状況を勘案した上で2件の事業実施を目標としている。
地域資源を活用した特産品加工施設等の整備数(2件)	達成できた	2件	本事業は沖縄県に対する補助事業であり、現時点で内閣府に寄せられている要望状況を勘案した上で1件の事業実施を目標としている。
離島における観光案内標識等の設置(3島)	達成できた	3島	本事業は沖縄県及び県内市町村に対する補助事業であり、現時点で内閣府に寄せられている要望状況を勘案した上で3島における事業を目標としている。

	離島におけるブロードバンド環境整備（9島）	達成できた	9島	小中学校のある離島の全てに整備することを目標としており、現時点で未整備の島は9島であり、19年度中に整備することを目標としている。
	離島におけるインターネット加入世帯数（800世帯増）	目標以上の成果を達成できた	854世帯	各市町村が住民ヒアリング等を行った結果で算出された見込み需要数（世帯数）を目標としている。
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>&lt; 予算要求 &gt;</p> <p>離島活性化人材育成・専門家派遣事業や離島地域資源活用・産業育成モデル事業により開発された特産品等の品質向上や競争力強化、特産品等の安定供給、流通促進に向けた仕組み作り、活性化の担い手となる人材の育成などの課題が残されていることから、それらの課題を克服するため、離島住民の主体的かつ具体的な産業振興などの取組に対して専門家等を効果的に活用して支援すること等により、担い手の育成等を行い、離島の活性化を推進していく必要があると考えている。</p> <p>（平成21年度要求：4.1億円[20年度予算：5.7億円]）</p>			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	
	沖縄振興計画（内閣総理大臣決定）	平成14年7月	<p>第3章 振興施策の展開</p> <p>8 離島・過疎地域の活性化による地域づくり</p> <p>離島・過疎地域については、それぞれの地域の持つ多様性や魅力を最大限に発揮した地域づくりを進めるとともに、雇用機会の拡大に向け、農林水産業や観光・リゾート産業をはじめとする産業の活性化を図る。また、交通基盤や情報通信基盤の整備、保健医療の確保、福祉の向上、教育・文化の振興などを図り、豊かな自然環境を生かした快適で潤いのある生活空間を創造し、地域間格差の是正や若者の定住促進及び交流人口の増加を図る。</p>	
	第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	<p>在日米軍再編については、抑止力維持と負担軽減という考え方を踏まえ、沖縄など地元の切実な声によく耳を傾けつつ、地域の振興に全力をあげて取り組みながら、着実に進めてまいります。</p>	
	海洋基本計画	平成20年3月18日	<p>10 離島の保全等</p> <p>(2) 離島の振興</p> <p>離島の自立的な発展を促進し、住民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて、離島が海洋政策上の役割を担っていけるよう、離島に特有の課題に対応して、地域における創意工夫をいかした定住・雇用促進等の施策を推進する必要がある。</p>	

<p><b>施策名</b></p>	<p>沖縄の戦後処理対策</p>																																			
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>沖縄は、先の大戦において、国内で最大の地上戦が行われた地であり、多くの方々のかけがえのない生命が失われた。また、土地の位置境界が不明確化した地域が広範囲に存在し、激戦の結果相当数の不発弾等が埋没したままとなっている。本施策では、沖縄の戦後処理対策の一環として、不発弾等の探査・発掘等事業、対馬丸遭難学童の遺族への特別支出金の支給事業、対馬丸事件を後世に伝え、哀悼と平和を祈念する事業、国が収集した沖縄戦に係る国等の公文書等の資料を公開する事業、土地の位置境界明確化に関する事業を実施する。</p>																																			
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)          沖縄の戦後処理に係る課題の早期解決等に向けて、不発弾等の探査・発掘等事業、対馬丸遭難学童遺族特別支出金の支給、対馬丸平和祈念事業、沖縄戦関係資料閲覧室事業、位置境界明確化事業を着実に実施することにより、目標年度における施策目標を概ね達成できた。</p> <p>(必要性)          本施策は、沖縄の戦後処理に係る課題の早期の解決等に向けて実施するものであり、本施策に含まれる各事業はいずれも高い公益性を有している。また、各事業の背景・目的に照らしてみれば、国の責務において実施又は支援を行うことが必要である。</p> <p>(有効性)          本施策に含まれる各事業の実施結果を見ると、多くの事業で良好な成果を挙げており、有効性があると判断される。</p> <p>(効率性)          本施策の推進に当たっては、国や地方、関係団体等との役割分担を踏まえつつ、各事業の目的や性質に即して、効率的な実施が図られている。</p> <p>(反映の方向性)          沖縄不発弾等対策事業については、不発弾探査発掘データベースの充実を図るとともに、不発弾等を発見した時の対処方法について周知するよう取り組む。          沖縄戦関係資料閲覧室事業については、公文書のインターネットによる全文閲覧を可能とするほか、公文書等の補充的収集及び沖縄戦に関する一般図書収集、映像関係資料を充実させるとともに、交通アクセスがより良くより広い場所に移転など閲覧室の充実を図る。          対馬丸遭難学童遺族給付事業、対馬丸平和祈念事業、位置境界明確化事業についても、引き続き、各事業における課題を踏まえつつ、各関係機関と連携を深め、更なる適正、円滑な施策の実施に努める。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="288 1137 1535 2094"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標 (平成 19 年度)</th> <th rowspan="2">達成状況</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">達成目標の 設定の考え方</th> </tr> <tr> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄不発弾等対策事業の実施状況 ・不発弾等処理事業(15ヶ所) ・広域探査発掘事業(5地区) ・市町村支援事業(10ヶ所)</td> <td>達成に向けて進展があった</td> <td>・2ヶ所 ・5地区 ・16ヶ所</td> <td>・2ヶ所 ・5地区 ・11ヶ所</td> <td>今日まで多くの不発弾が処理されてきたが、なお多くの不発弾が地中に埋没されているものと推測され、事故防止等のために今後も事業を推進することが必要であることから、埋没不発弾等の探査・発掘が有効的に実施されているか否かを目標に設定した。</td> </tr> <tr> <td>対馬丸遭難学童遺族給付事業に係る支給の実施状況(適正、円滑な特別支出金の支給)</td> <td>達成できた</td> <td>期限内に誤りなく支給を完了</td> <td>期限内に誤りなく支給を完了</td> <td>本事業の性質上、適正、円滑な特別支出金の支給が実施されているか否かを目標として設定した。</td> </tr> <tr> <td>対馬丸平和祈念事業の特別展に係るアンケート調査において有益とする者の割合(90%)</td> <td>達成できた</td> <td>99.1%</td> <td>98.9%</td> <td>遺族や生存者の高齢化が進む中、沖縄戦の悲劇の象徴である対馬丸事件を後世に伝えとともに、遭難学童への哀悼と平和を祈念する事業であるため、本事業を有益とする者の割合が90%以上であるか否かを目標に設定した。</td> </tr> <tr> <td>沖縄戦関係資料閲覧室に係る ・ホームページ利用件数(69,000件) ・来室者数(350人)</td> <td>達成に向けて進展があった</td> <td>・62,472件 ・320人</td> <td>・79,970件 ・323人</td> <td>沖縄戦に関して、一般の理解に資するための効果的な事業の実施を図るため、ホームページ利用者数、来室者数の増加を目標に設定した。</td> </tr> <tr> <td>位置境界明確化事業の実施状況 認証面積率(平成18年度末99.6%)の上昇</td> <td>達成できた</td> <td>99.60%</td> <td>99.69%</td> <td>位置境界不明地域について、関係地主の十分な合意を得つつ、できるだけ早期に位置境界の明確化を実施していくため、認証面積率の上昇を目標にした。</td> </tr> </tbody> </table>				達成目標 (平成 19 年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方	18 年度	19 年度	沖縄不発弾等対策事業の実施状況 ・不発弾等処理事業(15ヶ所) ・広域探査発掘事業(5地区) ・市町村支援事業(10ヶ所)	達成に向けて進展があった	・2ヶ所 ・5地区 ・16ヶ所	・2ヶ所 ・5地区 ・11ヶ所	今日まで多くの不発弾が処理されてきたが、なお多くの不発弾が地中に埋没されているものと推測され、事故防止等のために今後も事業を推進することが必要であることから、埋没不発弾等の探査・発掘が有効的に実施されているか否かを目標に設定した。	対馬丸遭難学童遺族給付事業に係る支給の実施状況(適正、円滑な特別支出金の支給)	達成できた	期限内に誤りなく支給を完了	期限内に誤りなく支給を完了	本事業の性質上、適正、円滑な特別支出金の支給が実施されているか否かを目標として設定した。	対馬丸平和祈念事業の特別展に係るアンケート調査において有益とする者の割合(90%)	達成できた	99.1%	98.9%	遺族や生存者の高齢化が進む中、沖縄戦の悲劇の象徴である対馬丸事件を後世に伝えとともに、遭難学童への哀悼と平和を祈念する事業であるため、本事業を有益とする者の割合が90%以上であるか否かを目標に設定した。	沖縄戦関係資料閲覧室に係る ・ホームページ利用件数(69,000件) ・来室者数(350人)	達成に向けて進展があった	・62,472件 ・320人	・79,970件 ・323人	沖縄戦に関して、一般の理解に資するための効果的な事業の実施を図るため、ホームページ利用者数、来室者数の増加を目標に設定した。	位置境界明確化事業の実施状況 認証面積率(平成18年度末99.6%)の上昇	達成できた	99.60%	99.69%	位置境界不明地域について、関係地主の十分な合意を得つつ、できるだけ早期に位置境界の明確化を実施していくため、認証面積率の上昇を目標にした。
達成目標 (平成 19 年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方																																
		18 年度	19 年度																																	
沖縄不発弾等対策事業の実施状況 ・不発弾等処理事業(15ヶ所) ・広域探査発掘事業(5地区) ・市町村支援事業(10ヶ所)	達成に向けて進展があった	・2ヶ所 ・5地区 ・16ヶ所	・2ヶ所 ・5地区 ・11ヶ所	今日まで多くの不発弾が処理されてきたが、なお多くの不発弾が地中に埋没されているものと推測され、事故防止等のために今後も事業を推進することが必要であることから、埋没不発弾等の探査・発掘が有効的に実施されているか否かを目標に設定した。																																
対馬丸遭難学童遺族給付事業に係る支給の実施状況(適正、円滑な特別支出金の支給)	達成できた	期限内に誤りなく支給を完了	期限内に誤りなく支給を完了	本事業の性質上、適正、円滑な特別支出金の支給が実施されているか否かを目標として設定した。																																
対馬丸平和祈念事業の特別展に係るアンケート調査において有益とする者の割合(90%)	達成できた	99.1%	98.9%	遺族や生存者の高齢化が進む中、沖縄戦の悲劇の象徴である対馬丸事件を後世に伝えとともに、遭難学童への哀悼と平和を祈念する事業であるため、本事業を有益とする者の割合が90%以上であるか否かを目標に設定した。																																
沖縄戦関係資料閲覧室に係る ・ホームページ利用件数(69,000件) ・来室者数(350人)	達成に向けて進展があった	・62,472件 ・320人	・79,970件 ・323人	沖縄戦に関して、一般の理解に資するための効果的な事業の実施を図るため、ホームページ利用者数、来室者数の増加を目標に設定した。																																
位置境界明確化事業の実施状況 認証面積率(平成18年度末99.6%)の上昇	達成できた	99.60%	99.69%	位置境界不明地域について、関係地主の十分な合意を得つつ、できるだけ早期に位置境界の明確化を実施していくため、認証面積率の上昇を目標にした。																																
<p><b>政策評価の結果の政策への</b></p>	<p>&lt;事務改善等&gt;          沖縄不発弾等対策事業については、不発弾探査発掘データベースの充実を図るとともに、不発弾等</p>																																			

反映状況	<p>を発見した時の対処方法について周知するよう取り組む。</p> <p>沖縄戦関係資料閲覧室事業については、ホームページの機能等の充実を図り、利用者の利便性の一層の向上に資するとともに、公文書等の補充的収集及び沖縄戦に関する一般図書の収集、映像関係資料を充実させるなど閲覧室の充実を図る。</p> <p>対馬丸遭難学童遺族給付事業、対馬丸平和祈念事業、位置境界明確化事業についても、引き続き、各事業における課題を踏まえつつ、各関係機関と連携を深め、更なる適正、円滑な施策の実施に努める。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）

<p><b>施策名</b></p>	<p>少子化社会対策に関する普及・啓発</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>急速な少子化の進行と人口減少は、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤に関わる重大な問題であり、30年以上にわたって続いている少子化に歯止めをかけることが喫緊の課題となっている。また、少子化対策をより効果的なものとするためには、少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第17条にあるとおり、「国及び地方公共団体は、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の形成について国民の関心と理解を深めるよう必要な教育及び啓発を行う」ことが必要である。</p> <p>本政策は、少子化対策に関する様々な普及・啓発施策を実施することにより、社会全体の意識改革に取り組むものである。</p>
<p><b>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</b></p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)</p> <p>少子化社会対策に関する普及・啓発として、各種事業を実施した中で、官民連携子育て支援推進フォーラム・全国リレーシンポジウム等のシンポジウム関係については、参加者のアンケートにおいて肯定的な意見をいただくとともに、概ね参加目標人員の参加を得たことから、目標以上の成果を達成できた。</p> <p>なお、少子化社会白書及び少子化社会対策に関する調査等の公表のように、目標値を下回った事業がいくつかあったが、ホームページに掲載するなどの作業等は進めており、達成に向け進展があった。</p> <p>(必要性)</p> <p>「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月少子化社会対策会議決定)において、「各種施策が効果を発揮するには、施策の着実な実施とあわせて、生命を次代に伝え育てていくことや、家族の大切さ、家族を支える地域の力が、これから子どもを生み育てていく若い世代や子どもたち自身に受け継がれ、自然に子育ての喜びや大切さを感じることができるよう、社会全体の意識改革のための国民運動を展開していく必要がある。」とされたところ。</p> <p>こうした中で、政府、自治体を実施する各種施策の内容、企業、NPO等の取組などについて、社会全体に普及させるとともに、家族の大切さ、家族を支える地域の力の大切さなどの理解を高める啓発事業を展開することが求められる。</p> <p>(有効性)</p> <p>少子化社会白書等の各種施策、調査結果、情報等の公表等については、最近の少子化の状況や将来の見通し、政府が講じた施策の概況等の情報発信を行うとともに、地方公共団体、企業、NPOの活動内容や国民意識等を国民に提供することにより、少子化の問題、関係機関の取組等について国民の理解を促す役割を果たしており有効である。</p> <p>また、官民連携子育て支援推進フォーラム・全国リレーシンポジウム等のシンポジウム関係については、参加者のアンケートにおいて肯定的な意見をいただくとともに、概ね参加目標人員を達成することができた。このことは、少子化対策への国民の関心が高いことを示すものであり有効性が高い。</p> <p>(効率性)</p> <p>少子化社会白書は、発行に併せ、各種報道機関に公表することにより、新聞等に取り上げられ、国民の理解を促す役割を果たしている。また、白書の作成経費等に関しては、一般競争入札を導入し経費の削減を図った。</p> <p>さらに、官民連携子育て支援推進フォーラム・全国リレーシンポジウム等のシンポジウムにおいては、政府関係者以外の民間有識者、企業、地方公共団体、子育て支援団体にも参画を依頼し、いわゆる官民一体となって取り組んでおり、効率的に普及・啓発事業を行っている。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>官民連携子育て支援推進フォーラム・全国リレーシンポジウム等のシンポジウムについては、参加者から改善に生かすべき意見をいただいております。それらの意見を踏まえ工夫していく必要がある。また、少子化社会白書などのホームページのアクセス数が昨年度と比べ減っており見せ方など工夫に努める必要がある。</p> <p>さらに、少子化社会対策においては、自治体を中心とした「地域」による支援・取組が重要な位置を占めることから、少子化社会対策の連携促進サイトにおける自治体向けの情報の充実を図っていくとともに、企業や子育て支援団体における先進的な取組事例などに関する情報を収集し、それらの情報提供にも努めていく必要がある。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p>

達成目標 (平成 19 年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方
		18 年度	19 年度	
(少子化社会白書) ホームページへのアクセス件数(18 年度並み: 91,822 件)	達成に向け進展があった	91,822 件	74,210 件	継続して実施している事業であり、前年度と同程度を目標とした。
(都道府県担当国会議員) 参加者に対するアンケート調査における肯定的な評価割合(満足度・理解度)(80%)	達成に向け一部進展があった	実施せず	厚生労働省の会議と合同開催(アンケート実施せず)	過去の実績を踏まえて設定した。
(少子化社会対策に関する国際シンポジウム) ・参加者に対するアンケート調査における肯定的な評価割合(満足度・理解度)(80%) ・参加者(200 人)	達成に向け進展があった	・92.8% ・約 170 人	・86.2% ・約 150 人	前年度の実績を踏まえて設定した。
(少子化社会対策に関する調査等(少子化社会対策政策研究、企業参画型子育て支援事業の事例調査、少子化社会対策の先進的取組事例集を含む)) ホームページへのアクセス件数(18 年度並み: 32,543 件)	達成に向け進展があった	32,543 件	15,811 件	継続して実施している事業であり、前年度と同程度を目標とした。
(官民連携子育て支援推進フォーラム・全国リレーシンポジウム) ・参加者に対するアンケート調査における肯定的な評価割合(満足度・理解度)(80%) ・参加者数(2,100 人)	目標以上の成果を達成できた	・89.9% ・2,232 人	・95.0% ・1,630 人	前年度の実績を踏まえて設定した。
(家族・地域の絆の再生に関するシンポジウム) ・参加者に対するアンケート調査における肯定的な評価割合(満足度・理解度)(80%) ・参加者(200 人)	目標以上の成果を達成できた	-	・97.5% ・平均 326 人	共生社会政策担当の他の事業を参考に設定した。
(少子化社会対策の連携促進サイト) 整備状況(運用開始)	達成に向け進展があった	-	平成 20 年 7 月運用開始となった。	事業の終点(到達点)である運用開始を目標とした。
(子育て支援に関する表彰) 実施状況(実施・公表)	達成に向け進展があった	-	実施にっていない。	事業の終点(到達点)である実施・公表を目標とした。

政策評価の結果の政策への反映状況

< 予算要求 >  
本政策は、少子化対策に関する様々な普及・啓発施策を実施することにより、社会全体の意識改革に取り組むものであり、継続して必要経費を要求する。

< 事務改善等 >  
官民連携子育て支援フォーラム・全国リレーシンポジウム等のシンポジウムについて、参加者からいただいた意見を踏まえ工夫していく。  
少子化社会白書などのホームページの見せ方の工夫に努める。  
少子化社会対策の連携促進サイトについて、自治体向けの情報の充実、企業や子育て支援団体における先進的な取組事例などに関する情報収集及び情報提供に努める。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第 169 回国会施政方針演説	平成 20 年 1 月 21 日	少子化は、我が国の活力にもかかわる問題であり、社会全体で取り組み、着実な効果をあげる必要があります。

施策名	高齢社会対策に関する普及・啓発																									
<p>施策の概要</p>	<p>高齢者が安心して暮らせる豊かな社会を構築していくためには、国や地方公共団体による適切な対応とともに、企業、地域社会、NPO、家庭、そして国民一人ひとりが互いに協力し合いながら、それぞれの役割を果たすための努力を重ねていくことが重要である。このため、高齢社会対策基本法(平成7年法律第129号。以下、「基本法」という。)及び同法を受けて策定された政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針である「高齢社会対策大綱」(以下、「大綱」という。)に沿って、高齢社会対策の総合的な推進を図るための施策を実施し、さらに地方公共団体・NPOと連携し、高齢社会対策に関する普及・啓発のための事業等を実施する。</p>																									
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)</p> <p>「基本法」及び「大綱」に沿って、高齢社会対策の総合的な推進を図るため白書の作成、意識調査の実施等を行い、さらに高齢社会対策に関する普及・啓発のため国民の集いや、セミナー、表彰等を実施しているところ、全ての事業で、目標以上の成果を達成できた、又は達成に向けて進展があった。</p> <p>(必要性)</p> <p>基本法及び大綱に基づき、高齢社会対策の総合的な推進を図る観点から各種の施策を実施している。今後も高齢化の急速な進展が見込まれる中、引き続き、基本法及び大綱に沿って高齢社会対策の総合的な推進を図ることが不可欠である。</p> <p>(有効性)</p> <p>我が国が本格的な高齢社会を迎え、総人口も減少に転じつつある中で、経済社会の活力を維持しつつ、高齢者をはじめすべての国民が安心して暮らすことのできる社会を形成していくことが大きな課題となる。そのためには、社会保障制度をはじめとする経済・社会システムが今後の人口減少に対応した持続可能なものとなるよう再構築を図りつつ、一方で、高齢者をはじめ一人ひとりの国民が、その能力や経験を活かしつつ、高齢社会の担い手・支え手として社会参加できるような条件を整備していくことが重要である。そのためには、内閣府として、基本法や大綱に基づき、各省庁が実施する高齢社会対策の役割分担を横断的な視点で取りまとめることや、明るい高齢社会の将来ビジョンを示すことが重要かつ有効である。</p> <p>(効率性)</p> <p>高齢社会対策は多岐にわたることから、内閣府において総合的な見地から事務・事業を行うことにより、関連施策全体の効率化を図ることができる。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>国民一人ひとりが長生きして良かったと誇りを持って実感できる、心の通い合う連帯の精神に満ちた豊かで活力のある社会を確立していくため、経済社会のシステムがこれからの高齢社会にふさわしいものとなるよう不断に見直し、個人の自立や家庭の役割を支援し、国民の活力を維持・増進するとともに、自助、共助の適切な組合せにより安心できる暮らしを確保するなど、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上をはかるために、施策を講じていく。</p> <p>また、高齢者数の増加とともに、地域での個人及び団体の活動も多様化していることから、これら地域の有効な活動を全国レベルの活動に広げていき、地域の活動を促進していくことが、今後の「前例のない高齢社会」において必要不可欠であると考えられることから、平成21年度においては、高齢社会研究セミナーの実施回数の拡充や、エイジレスライフ実践者及び社会参加活動事例に関する紹介事業における紹介事例数の拡大を行うこととする(平成21年度概算要求予定)。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="300 1395 1516 2074"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標 (平成19年度)</th> <th rowspan="2">達成状況</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">達成目標の 設定の考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(心豊かな長寿社会を考える国民の集い) ・ 参加者に対するアンケート調査における肯定的な評価の割合(80%) ・ 参加人数(800人)</td> <td>目標以上の成果を達成できた</td> <td>・99.7% ・1,000人</td> <td>・91.6% ・1,000人</td> <td>過去に実施した集いのアンケート結果及び参加人数を考慮し、また、一般的にも満足度80%という数値は、事業実施の有効性の判断として妥当であることから、上記の数値を目標値として設定した。</td> </tr> <tr> <td>(社会参加活動等の事例紹介事業) 表彰受章者及び都道府県・指定都市の主管課長等に対するアンケート調査における肯定的な評価の割合(80%)</td> <td>達成に向けて進展があった</td> <td>87.20%</td> <td>アンケート調査は平成20年8月以降に実施</td> <td>過去に実施したアンケート結果を考慮し、また、一般的にも満足度80%という数値は、事業実施の有効性の判断として妥当であることから、上記の数値を目標値として設定した。</td> </tr> <tr> <td>(高齢社会セミナー) ・ 参加者に対するアンケート調査における肯定的な評価の割合(80%) ・ セミナー参加人数(200人)</td> <td>目標以上の成果を達成できた</td> <td>・87.7% ・222人</td> <td>・92.3% ・215人</td> <td>過去に実施したセミナーのアンケート結果及び参加人数を考慮し、また一般的にも、満足度80%という数値は、事業実施の有効性の判断として妥当であることから、上記の数値を目標値として設定した。</td> </tr> </tbody> </table>				達成目標 (平成19年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方	18年度	19年度	(心豊かな長寿社会を考える国民の集い) ・ 参加者に対するアンケート調査における肯定的な評価の割合(80%) ・ 参加人数(800人)	目標以上の成果を達成できた	・99.7% ・1,000人	・91.6% ・1,000人	過去に実施した集いのアンケート結果及び参加人数を考慮し、また、一般的にも満足度80%という数値は、事業実施の有効性の判断として妥当であることから、上記の数値を目標値として設定した。	(社会参加活動等の事例紹介事業) 表彰受章者及び都道府県・指定都市の主管課長等に対するアンケート調査における肯定的な評価の割合(80%)	達成に向けて進展があった	87.20%	アンケート調査は平成20年8月以降に実施	過去に実施したアンケート結果を考慮し、また、一般的にも満足度80%という数値は、事業実施の有効性の判断として妥当であることから、上記の数値を目標値として設定した。	(高齢社会セミナー) ・ 参加者に対するアンケート調査における肯定的な評価の割合(80%) ・ セミナー参加人数(200人)	目標以上の成果を達成できた	・87.7% ・222人	・92.3% ・215人	過去に実施したセミナーのアンケート結果及び参加人数を考慮し、また一般的にも、満足度80%という数値は、事業実施の有効性の判断として妥当であることから、上記の数値を目標値として設定した。
達成目標 (平成19年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方																						
		18年度	19年度																							
(心豊かな長寿社会を考える国民の集い) ・ 参加者に対するアンケート調査における肯定的な評価の割合(80%) ・ 参加人数(800人)	目標以上の成果を達成できた	・99.7% ・1,000人	・91.6% ・1,000人	過去に実施した集いのアンケート結果及び参加人数を考慮し、また、一般的にも満足度80%という数値は、事業実施の有効性の判断として妥当であることから、上記の数値を目標値として設定した。																						
(社会参加活動等の事例紹介事業) 表彰受章者及び都道府県・指定都市の主管課長等に対するアンケート調査における肯定的な評価の割合(80%)	達成に向けて進展があった	87.20%	アンケート調査は平成20年8月以降に実施	過去に実施したアンケート結果を考慮し、また、一般的にも満足度80%という数値は、事業実施の有効性の判断として妥当であることから、上記の数値を目標値として設定した。																						
(高齢社会セミナー) ・ 参加者に対するアンケート調査における肯定的な評価の割合(80%) ・ セミナー参加人数(200人)	目標以上の成果を達成できた	・87.7% ・222人	・92.3% ・215人	過去に実施したセミナーのアンケート結果及び参加人数を考慮し、また一般的にも、満足度80%という数値は、事業実施の有効性の判断として妥当であることから、上記の数値を目標値として設定した。																						

	(高齢社会対策総合調査研究(意識調査)) ホームページのアクセス件数 (平成18年度並み:47,753件)	達成に向けて進展があった	47,753件	45,403件	平成15年度からのアクセス数を比較すると、ほぼ横ばいのアクセス数で推移しており、国民の一定の関心を得ていると判断し、平成19年度においても同様のアクセス数を目標値として設定した。
	(高齢社会白書) ホームページのアクセス件数 (平成18年度並み:144,840件)	達成に向けて進展があった	144,840件	127,384件	平成15年度からのアクセス数をみると、平成18年度まではインターネット普及率の上昇の背景もあり、前年比20%増のアクセス数を獲得している。平成18年度は予算が前年度より削減されているにも関わらず10万件以上のアクセス数を獲得していることから、予算が同様の平成19年度においても、同様のアクセス数を目標値として設定した。
	(都道府県・指定都市高齢社会対策主管課(室)長会議) 出席者に対するアンケート調査における肯定的な評価の割合 (80%)	目標以上の成果を達成できた	-	96.10%	過去に実施した他事業のアンケート結果を考慮し、また、一般的にも満足度80%という数値は、事業実施の有効性の判断として妥当であることから、上記の数値を目標値として設定した。
	(高齢社会対策政策研究) ホームページのアクセス件数 (平成18年度並み:47,753件)	達成に向けて進展があった	47,753件	45,403件	平成15年度からのアクセス数を比較すると、ほぼ横ばいのアクセス数で推移しており、国民の一定の関心を得ていると判断し、平成19年度においても同様のアクセス数を目標値として設定した。

政策評価の結果の政策への反映状況	<p>&lt; 予算要求 &gt;</p> <p>過去、参加者の満足度が高い高齢社会研究セミナーを全国レベルに広げ、地域の有効な活動の促進のため、実施回数を拡充する。</p> <p>また、エイジレスライフ実践者及び社会参加活動事例に関する紹介事業について、平成元年の創設以来、平成20年度で20回目となり、この間、高齢者数の増加とともに、活動内容も多様化したことから、紹介事例数の拡大を行う。</p> <p>これらのため、必要経費を増額要求する。 (平成21年度概算要求:17百万円(20年度予算:11百万円))</p> <p>平成12年度の介護保険制度の創設を始め、高齢者に対する各種制度等の充実が図られてきたところである。よって、同事業における一般国民を対象とした高齢社会対策の普及・啓発活動は、目的を達したものと考えられることから、「心豊かな長寿社会を考える国民の集い」事業は平成20年度で事業を終了することとした。</p>				
------------------	---	--	--	--	--

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第169回国会における福田内閣総理大臣の施政方針演説	平成20年1月	<p>少子高齢化の進展などにより、制度の持続可能性が問われています。これまで、給付やサービスを受ける方々の立場に立った行政を本当に行ってきたのか、反省すべき点が多いと思います。今こそ、国民の皆様の立場に立って発想を切り替え、自立と共生の理念に基づき、将来にわたり持続可能で、皆が安心できるよう、社会保障制度を立て直さなければなりません。</p>

施策名	交通安全対策に関する普及・啓発																														
施策の概要	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)等の規定に基づき、第8次交通安全基本計画及び内閣府交通安全業務計画に掲げる交通安全思想の普及・啓発及び交通事故被害者対策について、都道府県・政令指定都市と連携を図りつつ推進するとともに、交通安全対策について調査・検討等を行っている。																														
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等	<b>【評価結果の概要】</b>																														
	<p>(総合的評価)</p> <p>道路交通の安全を確保するため、都道府県・政令指定都市との連携、交通安全思想の普及・啓発、交通事故被害者対策及び交通安全対策に係る調査・検討等計20の測定指標に関わる事業を実施したが、そのうち12の測定指標については、その全部又は半数以上の目標値は達成できた。</p> <p>他の8の測定指標については、目標値が達成できなかったものの、目標値と実績値との差が少ないことや事業の必要性、有効性があると認められることから、達成に向けて進展があったと認められるものがあったほか、事業の結果を公表しない方がより適切と認めたことから公表しないこととしたもの等があるが、それらの結果に鑑み、達成に向けて一部進展があったと認めたものがあった。</p> <p>(必要性)</p> <p>道路交通の安全を確保するため、内閣府を始めとする国の行政機関だけでなく、地方自治体及び民間団体等の多様な主体が、連携しつつ効果的・効率的に対策を講じることができるようになるとともに、国民一人ひとりがより交通安全を意識することとなるよう、今後においても、交通安全思想の普及・啓発及び交通事故被害者対策の推進や交通安全対策についての調査・検討など交通安全対策に関する普及・啓発を実施していく必要性は高いと考えられる。</p> <p>(有効性)</p> <p>内閣府では、交通安全対策の普及・啓発に向けて、多様な主体が、連携しつつ効果的・効率的に対策を講じることができるようになっている。内閣府が実施している交通安全対策に関する普及・啓発の各事業は、国の行政機関、地方自治体及び民間団体等がそれぞれ実施している交通安全対策と相俟って、交通事故死者数の減少傾向に寄与しているものと考えられることから、有効性は高いものと考えられる。</p> <p>(効率性)</p> <p>道路交通安全の確保は、内閣府を始めとする国の行政機関だけで実施できるものではなく、地方自治体及び民間団体等が、それぞれの役割に応じて、道路交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底、安全運転の確保、車両の安全性の確保、道路交通の秩序の維持等交通安全基本計画に定める各種施策を計画的に実施することにより図られるものである。内閣府が実施する交通安全対策に関する普及・啓発等についても、それらの主体とともに連携して実施する必要がある。このため、内閣府では、各事業の実施に当たり、国の行政機関や都道府県・政令指定都市等と連携を図るほか、専門性を要する事業等については外部に委嘱するなど、効率的な事業の実施に努めている。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>道路交通安全の確保は、内閣府を始めとする国の行政機関、地方自治体及び民間団体等がそれぞれ担当する交通安全対策を連携しつつ、効果的・効率的に実施することにより実現されるものである。内閣府では、交通安全基本計画に基づき、各種交通安全対策が総合的かつ計画的に推進されるよう総合調整を図るとともに、各主体と連携・協力しつつ、交通安全対策に関する普及・啓発に努めているところである。</p> <p>平成19年度の各事業については、測定指標に関して目標値を達成できたもののほか、達成できなかったものなどがあるが、いずれも国民の安全安心を確保するため必要な事業であると考えられる。今後、更に、各事業について、有効性や効率性を高めることができるよう、事業の見直しや事業内容の見直し等の改善を図りつつ取り組んでいくこととする。</p>																														
<b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b>																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="296 1462 608 1541" rowspan="2">達成目標 (平成19年度)</th> <th data-bbox="608 1462 735 1541" rowspan="2">達成状況</th> <th colspan="2" data-bbox="735 1462 1126 1496">実績値</th> <th data-bbox="1126 1462 1520 1541" rowspan="2">達成目標の 設定の考え方</th> </tr> <tr> <th data-bbox="735 1496 927 1541">18年度</th> <th data-bbox="927 1496 1126 1541">19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="296 1541 608 1675">(都道府県・政令指定都市交通安全対策担当主管課(室)長会議) 参加人数(90人)</td> <td data-bbox="608 1541 735 1675">達成に向けて進展があった</td> <td data-bbox="735 1541 927 1675">89人</td> <td data-bbox="927 1541 1126 1675">85人</td> <td data-bbox="1126 1541 1520 1675">平成18年度における都道府県・政令指定都市交通安全対策担当主管課(室)長会議の参加人数は89人であった。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 1675 608 1865">(交通安全ファミリー作文コンクール事業) 応募作品数(18,000編)</td> <td data-bbox="608 1675 735 1865">達成に向けて進展があった</td> <td data-bbox="735 1675 927 1865">(平成16年度) 18,421編</td> <td data-bbox="927 1675 1126 1865">12,546編</td> <td data-bbox="1126 1675 1520 1865">「交通安全思想の普及・啓発」に係る平成16年度政策評価書(事後評価)では、平成16年度における「交通安全ファミリー作文コンクール事業」の応募作品数は、18,421編であった。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 1865 608 1966">(交通事故相談員初任者研修会) 参加者数(59人)</td> <td data-bbox="608 1865 735 1966">達成できた</td> <td data-bbox="735 1865 927 1966">59人</td> <td data-bbox="927 1865 1126 1966">74人</td> <td data-bbox="1126 1865 1520 1966">平成18年度における交通事故相談員初任者研修会の参加人数は59人であった。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 1966 608 2157">(交通事故相談員育成事業) ・ブロック別事例研究会の参加者数(146人) ・情報誌の配布冊数(3,000冊)</td> <td data-bbox="608 1966 735 2157">達成できた</td> <td data-bbox="735 1966 927 2157">146人 3,600冊</td> <td data-bbox="927 1966 1126 2157">147人 3,000冊</td> <td data-bbox="1126 1966 1520 2157">平成18年度における交通事故相談員育成事業に係るブロック別事例研究会の参加人数は146人であり、情報誌「交通事故相談」の配布冊数は3,600部であった。</td> </tr> </tbody> </table>					達成目標 (平成19年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方	18年度	19年度	(都道府県・政令指定都市交通安全対策担当主管課(室)長会議) 参加人数(90人)	達成に向けて進展があった	89人	85人	平成18年度における都道府県・政令指定都市交通安全対策担当主管課(室)長会議の参加人数は89人であった。	(交通安全ファミリー作文コンクール事業) 応募作品数(18,000編)	達成に向けて進展があった	(平成16年度) 18,421編	12,546編	「交通安全思想の普及・啓発」に係る平成16年度政策評価書(事後評価)では、平成16年度における「交通安全ファミリー作文コンクール事業」の応募作品数は、18,421編であった。	(交通事故相談員初任者研修会) 参加者数(59人)	達成できた	59人	74人	平成18年度における交通事故相談員初任者研修会の参加人数は59人であった。	(交通事故相談員育成事業) ・ブロック別事例研究会の参加者数(146人) ・情報誌の配布冊数(3,000冊)	達成できた	146人 3,600冊	147人 3,000冊	平成18年度における交通事故相談員育成事業に係るブロック別事例研究会の参加人数は146人であり、情報誌「交通事故相談」の配布冊数は3,600部であった。
達成目標 (平成19年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方																											
		18年度	19年度																												
(都道府県・政令指定都市交通安全対策担当主管課(室)長会議) 参加人数(90人)	達成に向けて進展があった	89人	85人	平成18年度における都道府県・政令指定都市交通安全対策担当主管課(室)長会議の参加人数は89人であった。																											
(交通安全ファミリー作文コンクール事業) 応募作品数(18,000編)	達成に向けて進展があった	(平成16年度) 18,421編	12,546編	「交通安全思想の普及・啓発」に係る平成16年度政策評価書(事後評価)では、平成16年度における「交通安全ファミリー作文コンクール事業」の応募作品数は、18,421編であった。																											
(交通事故相談員初任者研修会) 参加者数(59人)	達成できた	59人	74人	平成18年度における交通事故相談員初任者研修会の参加人数は59人であった。																											
(交通事故相談員育成事業) ・ブロック別事例研究会の参加者数(146人) ・情報誌の配布冊数(3,000冊)	達成できた	146人 3,600冊	147人 3,000冊	平成18年度における交通事故相談員育成事業に係るブロック別事例研究会の参加人数は146人であり、情報誌「交通事故相談」の配布冊数は3,600部であった。																											

<p>(交通事故相談員支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連絡会議の参加者数 (59人)</li> <li>・ 交通事故相談員ポイント集の配布冊数 (3,000冊)</li> </ul>	達成できた	59人 3,600冊	57人 3,000冊	平成18年度における交通事故相談員支援事業に係る連絡会議の参加人数は59人であり、情報誌「交通事故相談員ポイント集」の配布冊数は3,600部であった。
<p>(交通安全対策の総合的な効果分析手法に関する調査研究)</p> <p>報告書掲載ホームページのアクセス件数 (平成18年度並み)</p>	達成に向けて一部進展があった	7,174件	調査結果を20年度事業に反映し、その報告書を公表する方が、本事業について適切な理解が得られると考えられるため、調査結果を公表しないこととした	平成18年6月～19年3月における類似の調査研究掲載ホームページのアクセス件数は、7,174件であった。
<p>(交通安全白書)</p> <p>ホームページのアクセス件数 (平成18年度並み: 31,184件)</p>	達成できた	31,184件	31,480件	平成18年6月～19年3月における「交通安全白書」掲載ホームページのアクセス件数は、31,184件であった。
<p>(緊急課題に対応する調査研究)</p> <p>報告書掲載ホームページのアクセス件数 (平成18年度並み)</p>	達成に向けて一部進展があった	7,174件	一部の国で聴取した事項等については現時点まで未公表であること等から、本件調査結果単独の公表は行わなかった	平成18年6月～19年3月における類似の調査研究掲載ホームページのアクセス件数は、7,174件であった。
<p>(全国交通安全運動)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運動期間中の交通安全教室参加者数 (春: 3,481,000人、秋: 2,970,000人)</li> <li>・ 運動に携わったボランティア活動者数 (春: 1,544,000人、秋: 1,406,000人)</li> </ul>	達成に向けて進展があった	(平成16年度) 春: 3,481,440人 秋: 2,970,094人 春: 1,544,326人 秋: 1,406,314人	春: 3,283,372人 秋: 2,851,014人 春: 1,156,740人 秋: 1,235,492人	「交通安全思想の普及・啓発」に係る平成16年度政策評価書(事後評価)では、平成16年度における全国交通安全運動期間中における交通安全教室参加者数等は、次のとおりであった。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運動期間中の交通安全教室参加者数 春: 3,481,440人 秋: 2,970,094人</li> <li>・ 運動に携わったボランティア活動者数 春: 1,544,326人 秋: 1,406,314人</li> </ul>
<p>(交通安全フェア)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加者数 (27,000人)</li> <li>・ 参加者へのアンケート「交通安全意識が高まった」とする評価 (90%)</li> <li>・ 参加者へのアンケート「次回も交通安全フェアに参加したい」とする評価 (90%)</li> </ul>	達成できた	(平成16年度) 27,000人 約94% 約91%	10,300人 92.9% 95.4%	「交通安全思想の普及・啓発」に係る平成16年度政策評価書(事後評価)では、平成16年度における交通安全フェアの参加者数は約27,000人であった。また、参加者へのアンケート「交通安全意識が高まった」「次回も交通安全フェアに参加したい」とする評価が、それぞれ約94%、約91%であった
<p>(交通安全母親活動推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加者へのアンケート「有意義度」の評価 (90%)</li> <li>・ 参加後の還元状況 (講座内容の活用・普及を行った者の数 (70%))</li> </ul>	達成できた		97% 67%	参加者へのアンケート及び参加後の還元状況は、「交通安全指導者養成講座」を参考とした。

(交通安全功労者表彰) 実施状況(実施)	達成できた	実施	実施	「交通安全功労者表彰について」(平成12年12月26日中央交通安全対策会議決定)において、交通安全功労者を表彰することとされている。
(交通安全指導者養成講座) ・参加者数(43人) ・参加者へのアンケート「有意義度」の評価(90%) ・参加後の還元状況(講座内容の活用・普及を行った者の数)(70%)	達成できた	(平成16年度) 43人 約86%	111人 99% 93%	「交通安全思想の普及・啓発」に係る平成16年度政策評価書(事後評価)では、平成16年度における「交通安全指導者養成講座」の参加者数は43人であった。また、参加者へのアンケート「有意義であった」とした評価は約86%であった。
(ビジュアル対話形式の交通安全教材) 掲載ホームページのアクセス件数(平成18年度並み:882,757件)	達成できた	882,757件	980,525件	平成18年度における「ビジュアル対話形式の交通安全教材」を掲載しているホームページ「クロスロード」のアクセス件数は882,757件であった。
(子供と親、高齢者三世交代事業) ・参加者数(5,150人) ・参加者へのアンケート「交通安全意識の高まり」「変化」の評価(70%)	達成できた	(平成16年度) ・約5,150人 ・約70%超 ・約62%	・7,594人 ・アンケート項目別最高値74.5%、アンケート項目別最低値21.9%	「交通安全思想の普及・啓発」に係る平成16年度政策評価書(事後評価)では、平成16年度における「世代間交流による交通安全事業」の参加者数は約5,150人であった。また、参加者へのアンケート「交通安全意識が高まった」とした評価が各項目で約70%を超え、「交通安全をはっきりと意識」は約62%、「子供を守ろうとの意識、自分の意識向上」が約55%であった。
(子育て・高齢者世帯訪問事業) ・参加者数(99,000世帯) ・アンケート「交通安全意識の高まり」「変化」の評価(70%)	達成に向けて一部進展があった	(平成16年度) ・99,757世帯	・32,999世帯 ・調査が困難であったこと等のため、実施せず	「交通安全思想の普及・啓発」に係る平成16年度政策評価書(事後評価)では、平成16年度における「子育て・高齢者世帯訪問事業」の参加者数は99,757世帯であった。また、参加者へのアンケートは、「世代間交流による交通安全事業」を参考とした。
(交通安全シンポジウム) ・参加者数(500人) ・参加者へのアンケート「交通安全意識の高まり」の評価(70%)	達成できた	2回開催 参加者数計930人	1,400人 91.5%	平成18年度は「交通安全シンポジウム」を2回開催しており、それぞれの参加者数は600人、330人であった。また、参加者へのアンケート「参考になった」とした評価は約86%であった。
(参加・体験・実践型の高齢者交通安全運転普及事業) ・参加人数(500人) ・アンケート「有意義度」の評価(70%) ・参加後の還元状況(講座内容の説明・普及を行った者の数)(70%)	達成に向けて進展があった	453名	・432人 ・76.9% ・57.9%	平成18年度における「参加・体験・実践型の高齢者交通安全運転普及事業」の参加者数は、計453名であった。また、参加者へのアンケート及び参加後の還元状況は、「交通安全指導者養成講座」を参考とした。
(交通事故被害者サポート事業) 自助グループ連絡会議参加者数(50人)	達成に向けて進展があった	なし	42人	平成19年度における交通事故被害者サポート事業に係る関係者との打合せの結果、自助グループ連絡会議の参加者数が50人と見込まれた。
(交通安全総合データベース) アクセス件数(610,000件)	達成できた	(平成16年度) 612,147件	980,525件	「交通安全思想の普及・啓発」に係る平成16年度政策評価書(事後評価)では、平成16年度における「交通安全総合データベー

				ス」のアクセス件数は612,147件であった。
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>&lt; 予算要求 &gt;  第9次計画の策定に向け、より客観的なデータにより、適正かつ精度の高い数値目標を示すとともに、道路交通安全の基本的な施策について検討を行うために、新規に道路交通事故長期予測等のための調査研究を行うこととした。以上に必要な経費を前年度の0.8%増として概算要求した。(平成21年度概算要求:356百万円[20年度予算:353百万円])</p> <p>&lt; 事務改善等 &gt;  平成19年度に実施した事業については、平成20年度において、次のとおり事業の統合を行い、実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通事故相談員育成事業及び交通事故相談員支援事業を、交通事故相談員総合支援事業に統合</li> <li>・ 春の全国交通安全運動中央行事、交通安全フェアと交通安全母親活動推進事業のうち交通安全キャラバン隊派遣事業を、春・秋の全国交通安全運動中央行事開催事業に統合</li> <li>・ 交通指導員支援事業、交通安全母親活動推進事業のうち交通安全母親活動指導者講習会、交通安全母親推進活動者ブロック講習会及び交通安全母親全国統一活動研修会並びに「ビジュアル対話式の交通安全教材」の作成を、交通指導員等交通ボランティア支援事業に統合</li> <li>・ 子どもと親、高齢者三世代交流事業及び子育て・高齢者世帯訪問事業を、子どもと高齢者交通安全意識啓発事業に統合</li> </ul>			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)	
	交通事故死者数が6千人台となったことに関する内閣府特命担当大臣(中央交通安全対策会議交通対策本部長)の談話	平成18年1月2日	平成18年の年頭に当たり、交通事故死者数の減少を更に加速させるとともに、発生件数や負傷者数の減少を定着させる決意を固めた。政府としては、「10年間で交通事故死者数を5千人以下とし、世界一安全な道路の実現を目指す」という目標の下、本年3月に第8次交通安全基本計画を策定し、総合的な交通安全対策の推進に全力を尽くす。	
	交通事故死者数が5千人台となったことに関する内閣府特命担当大臣(中央交通安全対策会議交通対策本部長)の談話	平成20年1月2日	年頭に当たり、交通事故死者数の減少を更に加速させるとともに、事故発生件数や負傷者数の減少の流れを定着させる決意を改めて固めた。「生活安心プロジェクト・緊急に講ずる具体的な施策」の中に盛り込まれた「交通事故死ゼロを目指す日」を新たに定め、様々な活動を集中して行うなど、国民運動を展開し、総合的な交通安全対策の推進に全力を尽くす。「世界一安全」な道路の実現は容易ではないが、政府と国民が共に力を結集して、目標の実現を目指す。	
	第169回国会における内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	昨年、交通事故の犠牲者は半世紀ぶりに6千人を下回った。今後も効果的な対策を実施する。	

施策名	男女共同参画に関する普及・啓発				
施策の概要	男女共同参画に関する国民の理解や認識を深めるために、各種広報啓発・情報提供を実施するほか、地方公共団体・民間団体等との連携強化や研修による人材育成等により、男女共同参画社会の形成の促進を図る。				
施策に関する 評価結果の概 要と達成す べき目標等	<b>【評価結果の概要】</b>				
	(総合的評価)				
	男女共同参画に関する国民の理解や認識を深め、男女共同参画社会の形成の促進を図るという目的の達成に向けて、平成19年度において広報誌や各種パンフレット、啓発用DVD、白書等の作成、国主催のシンポジウムの運営等を実施し、目標年度における施策目標を概ね達成することができた。				
	(必要性)				
	男女共同参画社会基本法及び男女共同参画基本計画(第2次)において、国は、男女共同参画に関する認識を深め、社会的性別の視点を定着させ、職場・家庭・地域における様々な習慣・慣行の見直しを進めること等を目的として、広報・啓発活動を展開することとなっている。また、その際、既に様々な分野に参画している女性の活動の成果が広く世の中に伝わるように可視性を高めるための配慮を行うこと、地方公共団体及び民間団体における男女共同参画に関する取組を支援するため、情報提供等の必要な措置を講じることが求められており、必要性は高い。				
	(有効性)				
	多様な媒体を使用した、よりわかりやすく効果的な広報啓発活動の展開や、各種表彰によるロールモデルの提示、国民の関心の向上を実現できた。研修等については、男女共同参画に関する情報の共有化及び意識啓発が図られ、当該研修参加者に対するアンケートでも、概ね好評を得られた。				
	また、地方公共団体との間で情報・意見交換を行う会議を全国で実施することは、男女共同参画の課題に関する意識の浸透を図るために非常に有効である。国主催や地方との共催シンポジウムについても肯定的な評価が得られており、その有効性は非常に高い。				
	(効率性)				
	事業の実施に当たっては、必要に応じて総合評価方式を取り入れ内容の充実を図りつつ、なるべく一般競争入札を実施し経費削減を図った。				
(反映の方向性)					
本政策の効果は十分認められるが、男女共同参画社会の形成の促進に向け、今後も引き続き国民に対する一層の普及啓発を推進する必要があるため、継続する。					
なお、平成20年度においては、本年が「ワーク・ライフ・バランス元年」と位置づけられていることや、近年、仕事と生活の調和の推進が男女共同参画の推進にとって重要な課題となっていることを踏まえ、仕事と生活の調和に関する意識啓発事業を積極的に実施する。					
<b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b>					
達成目標 (平成19年度)	達成状況	実績値		達成目標の設定の考え方	
「男女共同参画週間」ポスターの配布枚数 28,000枚	達成できた	18年度 28,000部	19年度 30,000部	昨年度の実績を踏まえて目標値を設定	
「男女共同参画週間」チラシの配布 115,000枚	達成できた	115,000部	123,000部	昨年度の実績を踏まえて目標値を設定	
男女共同参画社会づくり功労者表彰の表彰件数 10件程度	達成できた	10件	10件	昨年度の実績を踏まえて目標値を設定	
女性のチャレンジ賞表彰の表彰件数 8件程度	達成できた	8件	8件	昨年度の実績を踏まえて目標値を設定	
男女共同参画社会づくりに向けての全国会議への参加者数 800人	達成できた	1,200人	1,100人	例年は功労者表彰及びチャレンジ賞の表彰式及び懇談会を全国会議と同日開催していたためこれら関係者も全国会議に出席していたが、19年度は表彰式と全国会議の開催を別の日に実施することとなったため、例年参加していた表彰受賞者及びその関係者分を差し引いた数値で設定した。	
男女共同参画宣言都市の宣言市町村数 8市町村	達成できた	7市町村	9市町村	昨年度の実績を踏まえて目標値を設定	
全国男女共同参画宣言都市サミットへの参加市町村数 33市町村	達成できた	33市町村	35市町村	昨年度の実績を踏まえて目標値を設定	
男女共同参画推進連携会議の開催 2回	達成できた	2回	2回	昨年度の実績を踏まえて目標値を設定	
男女共同参画推進連携会議議員の所属団体を通じた普及啓発活動の実施	達成できた	-	実施	男女共同参画推進連携会議議員の所属団体を通じた普及啓発活動を実施すること	

				を目標値と設定
広報用リーフレットの配布部数 228,000部	達成できた	2,310,000部	2,310,000部	昨年度の実績を踏まえて目標値を設定
広報誌の配布部数 8,000部	達成できた	12,000部	8,000部	昨年度の実績を踏まえて目標値を設定
男女共同参画白書の作成	達成できた	作成	作成	男女共同参画白書を作成することを目標値と設定
内閣府男女共同参画局ホームページへのアクセス件数 月30,000件	達成できた	32,332件	34,565件	昨年度の実績を踏まえて目標値を設定
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する調査の実施	達成できた	-	実施	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する調査を実施することを目標値と設定
シンポジウム・研修・会議等についてのアンケートにおける肯定的な評価の割合(男女共同参画フォーラム、男女共同参画に関する基礎研修、男女共同参画苦情処理指導者研修、男女共同参画ヤングリーダー会議、啓発ビデオ等) 70%以上	達成に向けて進展があった	(1)74% (2)36.8% (3)59.4% (4)69.4% (5)データなし	(1)77% (2)46.2% (3)46.9% (4)86.7% (5)82.9%	各シンポジウム・研修・会議等において、アンケートを実施しその回答の70%以上から肯定的評価を得ることを達成目標とする。
男女共同参画フォーラム...(1) 男女共同参画に関する基礎研修 (2) 男女共同参画苦情処理指導者研修 ... (3) 男女共同参画ヤングリーダー会議 (4) 啓発ビデオ...(5)				

政策評価の結果の政策への反映状況

< 予算要求 >

男女共同参画国民理解度推進事業の一環として、従来調査研究が十分に行われてこなかった男女共同参画に関する新たな課題について、調査研究を実施する予定であり、このための経費を増額要求する。  
(平成21年度概算要求:104百万円 [20年度予算:80百万円])

地方公共団体、民間団体等との連携による取組が、今後一層重要であるため、男女共同参画連携会議の全国的なネットワークを活用した全国各地でのセミナーの開催等を、新たに実施することとし、このための経費を増額要求する。

(平成21年度概算要求:39百万円 [20年度予算:18百万円])

< 事務改善等 >

男女共同参画に関する基礎研修については、時間が短い、もっと詳細な説明が欲しかった等の研修の更なる充実を望む意見が多く、これらは「肯定的評価」に含めていないため、目標値に達しなかったと考えられる。今後は、時間配分を含めたプログラム内容の検討をより綿密に行っていくこととし、改善を図っていく。

男女共同参画苦情処理指導者研修については、短時間に多数のテーマを取り扱うなど内容理解が十分に行われなかったため、肯定的な評価の割合が目標値に達しなかったと考えられる。このため、今後は、テーマをある程度絞込み十分な説明時間を確保するなどの改善を図っていく。

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	平成19年6月19日	<p>第2章 成長力の強化</p> <p>3. 労働市場改革【具体的手段】(1)「憲章」及び「行動指針」の策定</p> <p>経済財政諮問会議「労働市場改革専門調査会」(以下、「専門調査会」という。)、男女共同参画会議「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会」、「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略検討会議」の提言等を踏まえ、関係府省の連携の下に、平成19年内を目標に「憲章」及び以下の内容を含めた「行動指針」を策定する。経済財政諮問会議は、策定作業の進捗状況について報告を受け、議論を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業率向上や労働時間短縮などの数値目標</li> <li>・ ワーク・ライフ・バランス社会の実現度を把握するための指標の在り方</li> <li>・ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援施策、制度改革等に関する政府の横断的な政策方針</li> <li>・ 経済界・労働界を含む国民運動の推進に向けた取組方針</li> </ul>



施策名	省資源・省エネルギー型生活の推進																								
施策の概要	省資源・省エネルギーへの取組の普及啓発活動、環境にやさしい買い物の実践を消費者に促すキャンペーン、民間団体の先駆的な省資源・省エネルギー実践活動のモデル的实施に取り組みを通じ、環境と調和した国民生活の促進、定着を図る。																								
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 環境と調和した国民生活の促進、定着を図るという目的の達成のため、省資源・省エネルギーへの取組の普及啓発活動、環境にやさしい買い物の実践を消費者に促すキャンペーン、民間団体の先駆的な省資源・省エネルギー実践活動のモデル事業を実施してきたが、その結果、地球温暖化防止等のために自ら行動しようとする意識が高まり、省エネルギー活動を実践する人も増えていることから、目標年度における施策目標を概ね達成できた。</p> <p>(必要性) 人類の生存基盤に関わる地球温暖化を始め、我が国の資源エネルギー供給制約への対応、持続可能な循環型社会の形成促進等の観点から国民生活における大量生産・大量消費・大量廃棄型ライフスタイルを変革し、環境に調和した省資源・省エネルギー型生活パターンを日常生活に定着させていくことが喫緊の課題となっている。本施策は、広く国民に対して省資源・省エネルギー型生活の普及啓発活動等を行うものであり、かつ評価が得られるものではないため、営利を目的とした民間の企業活動としてではなく、行政が中心となって展開する必要がある。</p> <p>(有効性) 地球温暖化防止や省エネルギーに対する国民の意識・行動の経年変化をみるための参考指標として、平成19年12月に内閣府が実施した「国民生活モニター調査」(2,000人対象(回収率93.7%))の集計結果をみると、地球温暖化防止のため個人の日常生活において取り組むとする者、日常の買い物の際に、ごみ・資源・エネルギーなど環境のことを考えているとする者の割合が増えてきており、環境問題への関心や、地球温暖化防止のため自ら行動しようという意識が以前と比較して非常に高くなってきていることが読み取れる。このことから、「省資源・省エネルギー型生活の推進」のための政策が有効に機能していることを間接的に示しているものと考えられる。</p> <p>(効率性) 国民に対する普及啓発活動を効率的に実施するためには、関係する主体が連携し、幅広い角度から複合的かつ集中的に普及啓発活動を展開することが必要不可欠である。本施策については、従来から、関係する主体が連携し、それぞれの主体が、自らの持ち味、人材、ノウハウを有効に活用しつつ、国民への普及啓発活動等を複合的かつ集中的に展開してきたところである。</p> <p>(反映の方向性) 地球温暖化防止等のために自ら行動しようという意識を持つ人が増え、省エネ行動等を行う人も増えてきていることから、省資源・省エネルギーに対する取組の輪が着実に拡大するとともに、国民の意識や行動も着実にステップアップしてきている状況が見られる。こうしたなか、平成20年6月27日に閣議決定された「消費者行政推進基本計画」においては、消費者行政を一元化する組織(以下「消費者庁」)を平成21年度に創設することとされており、消費者庁が創設された場合には、消費者庁において上記の状況も踏まえたあり方について検討が行われるものと考えられる。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="284 1361 1517 1742"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標 (平成19年度)</th> <th rowspan="2">達成状況</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">達成目標の 設定の考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省資源・省エネルギーに関するハンドブックの配布部数(100,000部)</td> <td>達成できた</td> <td>108,243部</td> <td>101,543部</td> <td>前年度の配布実績を踏まえて目標値を設定した。</td> </tr> <tr> <td>省資源・省エネルギーに関するシンポジウムへの参加者数(200人)</td> <td>達成に向けて一部進展があった</td> <td>-</td> <td>62人</td> <td>同様のシンポジウムの開催実績を参考に目標値を設定した。</td> </tr> <tr> <td>「環境にやさしい買い物キャンペーン」ホームページトップページへのアクセス数(月平均4,000件)</td> <td>達成に向けて進展があった</td> <td>896件</td> <td>1,286件</td> <td>前年度のアクセス件数の実績を踏まえて目標値を設定した。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標 (平成19年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方	18年度	19年度	省資源・省エネルギーに関するハンドブックの配布部数(100,000部)	達成できた	108,243部	101,543部	前年度の配布実績を踏まえて目標値を設定した。	省資源・省エネルギーに関するシンポジウムへの参加者数(200人)	達成に向けて一部進展があった	-	62人	同様のシンポジウムの開催実績を参考に目標値を設定した。	「環境にやさしい買い物キャンペーン」ホームページトップページへのアクセス数(月平均4,000件)	達成に向けて進展があった	896件	1,286件	前年度のアクセス件数の実績を踏まえて目標値を設定した。
達成目標 (平成19年度)	達成状況	実績値				達成目標の 設定の考え方																			
		18年度	19年度																						
省資源・省エネルギーに関するハンドブックの配布部数(100,000部)	達成できた	108,243部	101,543部	前年度の配布実績を踏まえて目標値を設定した。																					
省資源・省エネルギーに関するシンポジウムへの参加者数(200人)	達成に向けて一部進展があった	-	62人	同様のシンポジウムの開催実績を参考に目標値を設定した。																					
「環境にやさしい買い物キャンペーン」ホームページトップページへのアクセス数(月平均4,000件)	達成に向けて進展があった	896件	1,286件	前年度のアクセス件数の実績を踏まえて目標値を設定した。																					
政策評価の結果の政策への反映状況	新たに消費者庁が創設された場合に、今後同庁において取組方針の検討が行われるものと考えられる。																								
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																						

施策名	公益通報者保護に関する施策の推進
施策の概要	<p>近年、事業者内部からの通報を契機として、国民生活の安心や安全を損なうような企業不祥事が相次いで明らかになった。このため、そうした法令違反行為を労働者が通報した場合、解雇等の不利益な取扱いから保護し、事業者のコンプライアンス経営を強化するために、「公益通報者保護法(平成16年法律第122号)」が平成16年6月に成立、公布され、平成18年4月1日に施行された。なお、行政機関及び民間事業者が適切に通報を処理するための指針である各種ガイドラインを平成17年7月に公表した。</p> <p>公益通報者保護制度は、行政機関、民間事業者、労働者すべてにかかわる新しい制度であり、制度の内容が十分浸透するよう、説明会、シンポジウムの開催や広報資料の配布、制度に関する相談窓口の設置などを通じて制度の周知徹底や理解の向上を図り、もって制度の円滑な運用に資する。</p>

施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)</p> <p>公益通報者保護に関する施策の推進については、達成目標にもなっている市区町村の通報・相談窓口の設置率や中小企業への制度の導入率が低いといった課題はあるものの、行政機関に寄せられた通報の受理件数や公益通報者保護制度相談ダイヤルへの相談件数の実績から制度は着実に浸透してきていると思われ、概ね達成できたと考えられる。</p> <p>(必要性)</p> <p>近年、国民生活の安心や安全を損なうような企業不祥事の多くが、事業者内部の関係者等からの通報を契機として、相次いで明らかになった。このような状況を踏まえ、事業者による国民の生命や身体の保護、消費者の利益の擁護等にかかわる法令遵守を確保するとともに、公益のために通報を行ったことを理由として、労働者が解雇等の不利益な取扱いを受けることがないよう、公益通報に関する保護制度が整備されたところであるが、公益通報者保護制度は、行政機関、民間事業者、労働者すべてにかかわる新しい制度であり、制度の内容が十分浸透するよう、制度の周知徹底や理解の向上を図る必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>国、都道府県及び市区町村を対象として実施している「行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査」によると、平成19年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間)に外部の労働者から全行政機関が受け付けた公益通報者保護法に基づく公益通報は、受理件数が5,192件、対象法律が約60本(平成18年度は、それぞれ5,572件、約50本)と法施行後、多数の通報が寄せられており、また、公益通報者保護制度相談ダイヤルの相談件数は、平成18年度は1,950件、平成19年度は1,437件といずれも1,000件以上の相談が寄せられており、説明会、シンポジウムの開催や広報資料の配布、制度に関する相談窓口の設置等が公益通報者保護制度の定着に寄与しているものと考えられる。</p> <p>(効率性)</p> <p>説明会、シンポジウムの開催や広報資料の作成、配布に当たっては、一般競争入札に付すことによってコストの低廉化を図っており、また、制度に関する相談窓口の運営にあたっては、外部の専門家を配置することによって、コスト面と機能面での効率化を図っている。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>公益通報者保護制度については、外部の労働者から全行政機関が受け付けた公益通報者保護法に基づく公益通報の受理件数や公益通報者保護制度相談ダイヤルへの相談件数にみられるように、総体的には制度の定着が図られているものと考えられるが、一方で、市区町村における通報・相談窓口の設置状況や民間企業における内部通報制度の導入状況についても、未だ不十分な状況であり、個別的には、制度の普及が不十分な点もみられる。</p> <p>こうした中、平成20年6月27日に閣議決定された「消費者行政推進基本計画」においては、消費者行政を一元化する組織(以下「消費者庁」)を平成21年度に創設することとされており、本制度は消費者庁に移管されることとされている。消費者庁が創設された場合には、こうした課題も踏まえ、消費者庁において制度の普及のあり方について検討が行われるものと考えられる。</p>																															
	<p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="272 1556 1522 2136"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標 (平成19年度)</th> <th rowspan="2">達成状況</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">達成目標の 設定の考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハンドブックの配布部数を150,000部以上とする</td> <td>達成できた</td> <td>157,649部</td> <td>152,782部</td> <td>前年度の配布実績(約158,000部)と法施行2年目となることを踏まえて目標値を設定した。</td> </tr> <tr> <td>公益通報者保護法説明会及び公益通報シンポジウムの開催回数を10回以上とする</td> <td>目標以上の成果を達成できた</td> <td>9回</td> <td>17回</td> <td>前年度の開催回数(説明会7回、シンポジウム2回、計9回)を踏まえて目標値を設定した。</td> </tr> <tr> <td>公益通報者保護法説明会及び公益通報シンポジウムへの参加者数を1,000名以上とする</td> <td>目標以上の成果を達成できた</td> <td>1,405人</td> <td>2,203人</td> <td>前年度の参加者数(1,405名)と法施行2年目となることを踏まえて目標値を設定した。</td> </tr> <tr> <td>公益通報者保護制度相談ダイヤルへの相談件数を1,200件以上とする</td> <td>目標以上の成果を達成できた</td> <td>1,950件</td> <td>1,437件</td> <td>前年度の相談件数(1,950件)と法施行2年目となることを踏まえて目標値を設定した。</td> </tr> <tr> <td>通報・相談窓口を設置している市区町村の割合を40%以上とする</td> <td>達成に向けて進展があった</td> <td>29.10%</td> <td>35.50%</td> <td>平成19年3月31日時点の割合(29.1%)を踏まえて目標値を設定した。</td> </tr> </tbody> </table>	達成目標 (平成19年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方	18年度	19年度	ハンドブックの配布部数を150,000部以上とする	達成できた	157,649部	152,782部	前年度の配布実績(約158,000部)と法施行2年目となることを踏まえて目標値を設定した。	公益通報者保護法説明会及び公益通報シンポジウムの開催回数を10回以上とする	目標以上の成果を達成できた	9回	17回	前年度の開催回数(説明会7回、シンポジウム2回、計9回)を踏まえて目標値を設定した。	公益通報者保護法説明会及び公益通報シンポジウムへの参加者数を1,000名以上とする	目標以上の成果を達成できた	1,405人	2,203人	前年度の参加者数(1,405名)と法施行2年目となることを踏まえて目標値を設定した。	公益通報者保護制度相談ダイヤルへの相談件数を1,200件以上とする	目標以上の成果を達成できた	1,950件	1,437件	前年度の相談件数(1,950件)と法施行2年目となることを踏まえて目標値を設定した。	通報・相談窓口を設置している市区町村の割合を40%以上とする	達成に向けて進展があった	29.10%	35.50%
達成目標 (平成19年度)	達成状況			実績値			達成目標の 設定の考え方																									
		18年度	19年度																													
ハンドブックの配布部数を150,000部以上とする	達成できた	157,649部	152,782部	前年度の配布実績(約158,000部)と法施行2年目となることを踏まえて目標値を設定した。																												
公益通報者保護法説明会及び公益通報シンポジウムの開催回数を10回以上とする	目標以上の成果を達成できた	9回	17回	前年度の開催回数(説明会7回、シンポジウム2回、計9回)を踏まえて目標値を設定した。																												
公益通報者保護法説明会及び公益通報シンポジウムへの参加者数を1,000名以上とする	目標以上の成果を達成できた	1,405人	2,203人	前年度の参加者数(1,405名)と法施行2年目となることを踏まえて目標値を設定した。																												
公益通報者保護制度相談ダイヤルへの相談件数を1,200件以上とする	目標以上の成果を達成できた	1,950件	1,437件	前年度の相談件数(1,950件)と法施行2年目となることを踏まえて目標値を設定した。																												
通報・相談窓口を設置している市区町村の割合を40%以上とする	達成に向けて進展があった	29.10%	35.50%	平成19年3月31日時点の割合(29.1%)を踏まえて目標値を設定した。																												

政策評価の結果の政策への反映状況	新たに消費者庁が創設された場合に、今後同庁において取組方針の検討が行われるものと考えられる。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）

施策名	個人情報保護に関する施策の推進																																
<p>施策の概要</p>	<p>誰もが安心して高度情報通信社会の便益を享受するための制度的基盤として、官民を通じた個人情報保護の基本理念等を定めた基本法の部分と、民間事業者の遵守すべき義務等を定めた一般法の部分から構成される「個人情報の保護に関する法律」(以下「法」という。)が平成15年5月に成立・公布、平成17年4月に全面施行。個人情報保護法の円滑な遂行のため、関係行政機関、地方公共団体と密接に連携しつつ、法制度の普及・定着を図るとともに、個人情報保護法制の国際的な協調を図り、我が国の制度について国際的な理解を深めるための取組を実施。</p>																																
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 法の定め以上に個人情報の提供を控えてしまういわゆる「過剰反応」について、各種媒体を用いてきめ細かな対応を実施し、また積極的に国際会議等へ出席し各国と意見交換を行うなど、達成目標はおおむね達成できた。</p> <p>(必要性) 個人情報保護法は、対象となる範囲も広範囲に及ぶことから、内閣府は法の所管官庁として、各省庁関係部局等と連携をとりつつ、法の一体的な運用に努めることが求められる。また、法が全面施行されたことにより、個人情報保護に関する国民の意識が高まるとともに、事業者の取組も進んできている一方、依然として事業者からの個人情報漏えい事案が発生している。さらに、法律に対する誤解等に起因して、法の定め以上に情報の提供を控えてしまういわゆる「過剰反応」と言われる状況も一部に見られることから、法の趣旨の正しい解釈の周知徹底を含む法制度の普及・定着を図り、各種媒体を活用した広報・啓発を行うことが必要である。</p> <p>(有効性) 個人情報の適正な取扱いを確保するための各種施策を講じることにより、事業者における個人情報の取扱いの適正化、国民の不安の解消等が図られ、国民が安心してIT社会の便益が受けられる社会の実現、電子商取引などITを活用した事業の一層の発展が期待される。</p> <p>また、個人情報保護制度の国際的な調和・連携を図ることにより、国民の個人情報の国際的な保護につながるとともに、我が国企業の国際的な経済活動の活性化にも資する。</p> <p>(効率性) 作業の実施にあたっては、外部協力者の活用、複数の業者からの見積りの採取により、効率的な施策の推進に努めた。</p> <p>(反映の方向性) 個人情報保護法は全面施行後三年余り経過したところであるが、誤解に基づきいわゆる「過剰反応」に対する苦情・相談は依然として多くある。</p> <p>こうした中、平成20年6月27日に閣議決定された「消費者行政推進基本計画」においては、消費者行政を一元化する組織(以下「消費者庁」)を平成21年度に創設することとされており、本制度は消費者庁に移管されることとされている。消費者庁が創設された場合には、消費者庁において、過剰反応等への対応のあり方、国際的な理解を深めるための取組等について、検討が行われるものと考えられる。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="280 1301 1520 2074"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標 (平成19年度)</th> <th rowspan="2">達成状況</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">達成目標の 設定の考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>説明会・講演会の開催回数(12回)と参加者数(3,000人)</td> <td>目標以上の成果を達成できた</td> <td>13か所開催</td> <td>48か所開催</td> <td>事業者及び国民の個人情報保護の問題への意識・関心が高まると共に、制度に関する正しい理解が浸透することに有効であるため目標として設定した。</td> </tr> <tr> <td>説明会・講演会のアンケートにおいて、説明会等が「有益であった」又は「まあ有益であった」とする評価の割合(80%)</td> <td>目標以上の成果を達成できた</td> <td>-</td> <td>88%</td> <td>事業者及び国民の個人情報保護の問題への意識・関心が高まると共に、制度に関する正しい理解が浸透することに有効であるため目標として設定した。</td> </tr> <tr> <td>ポスターの配布枚数(8万枚)</td> <td>目標以上の成果を達成できた</td> <td>約12万部</td> <td>約10万枚</td> <td>事業者及び国民の個人情報保護の問題への意識・関心が高まると共に、制度に関する正しい理解が浸透することに有効であるため目標として設定した。</td> </tr> <tr> <td>パンフレットの配布枚数(10万部)</td> <td>達成に向けて進展があった</td> <td>-</td> <td>約10万部</td> <td>事業者及び国民の個人情報保護の問題への意識・関心が高まると共に、制度に関する正しい理解が浸透することに有効であるため目標として設定した。</td> </tr> <tr> <td>施行状況に関する報告のとりまとめ、概要の公表、配布(公表、配布(1万部))</td> <td>達成できた</td> <td>公表、配布(3,000部)</td> <td>公表、配布(1万部)</td> <td>関係行政機関等において、法の着実な施行のために必要な情報が共有され、具体的な施策が適切に実施されることに有効であるため目標として設定した。</td> </tr> </tbody> </table>	達成目標 (平成19年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方	18年度	19年度	説明会・講演会の開催回数(12回)と参加者数(3,000人)	目標以上の成果を達成できた	13か所開催	48か所開催	事業者及び国民の個人情報保護の問題への意識・関心が高まると共に、制度に関する正しい理解が浸透することに有効であるため目標として設定した。	説明会・講演会のアンケートにおいて、説明会等が「有益であった」又は「まあ有益であった」とする評価の割合(80%)	目標以上の成果を達成できた	-	88%	事業者及び国民の個人情報保護の問題への意識・関心が高まると共に、制度に関する正しい理解が浸透することに有効であるため目標として設定した。	ポスターの配布枚数(8万枚)	目標以上の成果を達成できた	約12万部	約10万枚	事業者及び国民の個人情報保護の問題への意識・関心が高まると共に、制度に関する正しい理解が浸透することに有効であるため目標として設定した。	パンフレットの配布枚数(10万部)	達成に向けて進展があった	-	約10万部	事業者及び国民の個人情報保護の問題への意識・関心が高まると共に、制度に関する正しい理解が浸透することに有効であるため目標として設定した。	施行状況に関する報告のとりまとめ、概要の公表、配布(公表、配布(1万部))	達成できた	公表、配布(3,000部)	公表、配布(1万部)	関係行政機関等において、法の着実な施行のために必要な情報が共有され、具体的な施策が適切に実施されることに有効であるため目標として設定した。
達成目標 (平成19年度)	達成状況			実績値			達成目標の 設定の考え方																										
		18年度	19年度																														
説明会・講演会の開催回数(12回)と参加者数(3,000人)	目標以上の成果を達成できた	13か所開催	48か所開催	事業者及び国民の個人情報保護の問題への意識・関心が高まると共に、制度に関する正しい理解が浸透することに有効であるため目標として設定した。																													
説明会・講演会のアンケートにおいて、説明会等が「有益であった」又は「まあ有益であった」とする評価の割合(80%)	目標以上の成果を達成できた	-	88%	事業者及び国民の個人情報保護の問題への意識・関心が高まると共に、制度に関する正しい理解が浸透することに有効であるため目標として設定した。																													
ポスターの配布枚数(8万枚)	目標以上の成果を達成できた	約12万部	約10万枚	事業者及び国民の個人情報保護の問題への意識・関心が高まると共に、制度に関する正しい理解が浸透することに有効であるため目標として設定した。																													
パンフレットの配布枚数(10万部)	達成に向けて進展があった	-	約10万部	事業者及び国民の個人情報保護の問題への意識・関心が高まると共に、制度に関する正しい理解が浸透することに有効であるため目標として設定した。																													
施行状況に関する報告のとりまとめ、概要の公表、配布(公表、配布(1万部))	達成できた	公表、配布(3,000部)	公表、配布(1万部)	関係行政機関等において、法の着実な施行のために必要な情報が共有され、具体的な施策が適切に実施されることに有効であるため目標として設定した。																													

国際会議等への出席回数（7回）	達成に向けて進展があった	1回	5回	国際的な協調が図られると共に、我が国の制度についての国際的な理解が深まることに有効であるため目標として設定した。
ホームページのアクセス件数（月平均4万4,000件）	達成できた	4万3,000件	4万4,000件	事業者及び国民の個人情報保護の問題への意識・関心が高まると共に、制度に関する正しい理解が浸透することに有効であるため目標として設定した。

政策評価の結果の政策への反映状況	<p>&lt; 予算要求 &gt;</p> <p>広報体制の充実、個人情報相談ダイヤルの増員のための経費を要求する。 （平成21年度概算要求：668千円（内閣府）、7,123千円（消費者庁）[20年度予算：5,215千円]）</p> <p>個人情報保護における国際的な調和の強化にかかる必要経費を要求する。 （平成21年度概算要求：8,123千円（消費者庁）[平成20年度予算：3,952千円]）</p> <p>新たに消費者庁が創設された場合に、今後同庁において取組方針の検討が行われるものと考えられる。</p>
------------------	--

施政方針 演説等	年月日	記載事項（抜粋）	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	国民生活審議会「個人情報保護に関する取りまとめ（意見）」	平成19年6月29日	<p>全般的事項 2 広報啓発について</p> <p>(2) 課題 個人情報保護法自体の周知は進んでいる一方、個人データの第三者への提供に当たって本人の同意を必要としない場合があること 名簿の作成等本人の同意があれば、個人データを第三者に提供できること 民間事業者や行政機関に対して、自分の保有個人データの開示等を求めることができること といった個人情報保護法等の具体的な内容や、苦情相談窓口については周知の遅れが見られる。</p> <p>(3) 今後の検討方向 このような状況を踏まえ、いわゆる「過剰反応」に対応し、個人情報の保護と利用の両面に配慮した国民の適切な活動を促すためにも、インターネットの活用、パンフレットやポスターの配布、説明会の開催等を通じ、個人情報保護法の目的・内容のよりきめ細かな周知を図っていく必要がある。</p>
	個人情報保護施策の今後の推進について	平成19年6月29日 個人情報保護関係省庁連絡会議決定	<p>今後の施策 3 広報・啓発</p> <p>個人情報保護制度については、法律自体の国民への周知は進んでいるものの、本人の同意を得ないで個人情報を提供できる場合等法律の具体的な内容や、苦情相談窓口等については、一層浸透させる必要があるため、法律の目的・内容のよりきめ細かな周知徹底を図る。</p> <p>(1) ブロック別説明会及び相談会の実施 内閣府は、全国のブロック別に、国民及び中小・零細企業等の事業者それぞれを対象にした説明会及び相談会を実施し、個人情報保護法の内容やいわゆる「過剰反応」への対応方法、安全管理措置の具体例等の浸透を図る（平成19年度に全国6ブロック各2回程度実施）。</p> <p>(2) ポスター及びパンフレットの作成・配布等 内閣府及び各省庁は、個人情報保護法の一層の周知を図るため、個人情報の取扱いに関する具体的事例に即し、ポスター及びパンフレットの作成・配布、インターネットを活用した広報・啓発等を行う。また、政府広報においても、各種媒体を活用し、きめ細かな周知を図る。</p> <p>(3) 各事業等分野における周知徹底 各省庁は、各事業等の分野に関連し、事業者及び国民に個人情報保護法の目的・内容が十分浸透するよう、種々の機会を捉え、同法及びガイドライン等の周知徹底を図る。</p>
	「個人情報の保護に関する基本方針」の一部変更	平成20年4月25日 (閣議決定)	<p>1(2) いわゆる「過剰反応」を踏まえた取組 昨今、プライバシー意識の高まりや個人情報を取り扱う上での戸惑い等の様々な要因から、社会的な必要性があるにもかかわらず、法の定め以上に個人情報の提供を控えたり、運用上作成可能な名簿の作成を取り止めたりするなど、いわゆる「過剰反応」が生じている。(略)国は、2の(4)にあるように、事業者及び国民に対する広報・啓発に積極的に取り組むものとする。また、各地方公共団体においては、3の(2)のあるように、住民等へ周知するための積極的な広報活動に取り組</p>

むことが求められる。

2(4) 広報・啓発、情報提供等に関する方針

法は、個人情報を利用する事業者に対して事業の分野、利用の目的を問わず幅広く個人情報の取扱いに関する義務を課すとともに、本人が、個人情報取扱事業者に対して自ら開示、訂正、利用停止の求めを行う等、事業者の個人情報の取扱いに関与していく仕組みを採っていることから、個人情報の保護の実効を期すためには、事業者及び国民に対して法制度の周知を徹底することがきわめて重要である。

このため、内閣府及び各省庁は、引き続き、事業者及び国民に十分な情報提供が行われるよう、インターネットの活用、ポスターの掲示、パンフレットの配布、説明会の実施等多様な媒体を用いて、広報・啓発に積極的に取り組むものとする。その際、個人情報の取扱いへの関心等について、世代間、事業分野間等に差異があることを踏まえ、媒体の選定等にも配慮してきめ細かに対応するとともに、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」(法第1条)を目的とする法の考え方が、各主体による実際の個人情報の取扱いにおいても、十分反映されるようにするものとする。

特に、いわゆる「過剰反応」を踏まえた取組の一環として、「個人情報保護施策の今後の推進について」に基づく広報・啓発等を一層積極的に行うものとする。

2(5) 個人情報の保護に関する国際的な取組への対応

OECDでは、プライバシー法執行の越境的な課題が検討され、APECでは、越境的なプライバシー規則の構築や、情報共有、調査・執行の越境協力の課題が検討されている。こうしたOECD、APECにおける取組やEU等で進められている取組を踏まえ、事業者の自律的な取組を尊重する我が国の法制度(1の(2)の参照)との整合性に留意しつつ、1の(3)に基づく国際的な協調の観点から、我が国として必要な対応を検討していくものとする。また、「プライバシー保護法の執行に係る越境協力に関するOECD勧告」(平成19年6月12日採択)に基づき、内閣府は、各省庁と協力し、必要な対応・措置を検討する。

施策名	消費者行政の推進				
施策の概要	消費者利益の擁護・増進に取り組むことを通じ、消費者基本法の基本理念の具体化を図る。				
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等	【評価結果の概要】				
	(総合的評価)				
	消費者政策を効率的に推進するため、消費者基本法に基づく消費者基本計画の実効性確保の観点から、消費者政策会議(内閣総理大臣を会長とし、全閣僚及び公正取引委員会委員長が委員)を開催し、計画の進捗状況につき検証・評価・監視を行った。消費者基本計画の進捗状況をみると、これまでの検証・評価・監視によって計画の実効性が確保されるなど、相応の成果を上げてきたと評価することができる。				
	(必要性)				
	消費者政策を効率的に推進するため、消費者基本法に基づく消費者基本計画の実効性確保の観点から、消費者政策会議を開催し、計画の進捗状況につき検証・評価・監視を行った。また、国、地方を通じて総合的・機能的な消費者行政を展開するために都道府県等担当課長会議等を開催した。さらに、OECD消費者政策委員会等の場において我が国の重要課題に係るプロジェクトを推進し、その得られた成果を我が国の消費者政策に反映させる等の取組みを実施している。また、消費者基本法において、消費者政策の基本理念として消費者の自立支援が規定されたことを受け、消費者教育に係る啓発資料を作成したほか、5月の消費者月間に当たり、各種事業等を実施する等、様々な方法で消費者問題の啓発活動を実施し、消費者被害の未然防止・拡大防止を図ってきた。これらの取組が今後も継続して行われることにより、消費者行政の推進を図ることが重要である。				
	(有効性)				
消費者基本法に基づく消費者基本計画の実効性確保の観点から、計画の進捗状況につき、消費者政策会議において検証・評価・監視を行ったところ、今後重点的に取り組むこととされた施策のうち、平成18年度に実施するとされたものについては着実に推進されていると評価された。					
(効率性)					
平成19年度においては、前年度と同等の予算で同等の成果を達成しており、また、広報資料の企画、調査研究等については、外部への請負を積極的に活用するとともに、複数の請負業者から見積もりを採取し、最も廉価な業者に発注するなど経費削減に努めている。					
(反映の方向性)					
我が国は各府省庁縦割りの仕組みの下、それぞれの領域で事業者の保護育成を通して国民経済の発展を図ってきた面があるが、社会の複雑化に伴い、消費者問題は複数の省庁にまたがる横断的なものとなり、これまでの枠組みでは対応が難しくなっていることを踏まえ、平成20年6月27日に閣議決定された「消費者行政推進基本計画」においては、「消費者を主役とする政府の舵取り役」として、消費者行政を一元化する新組織(以下「消費者庁」)を来年度創設することとされた。					
消費者が頼れる分かりやすい一元的窓口の構築や地方消費者行政の強化等を図るために、平成21年度概算要求において消費者庁として必要な予算要求を行う予定であり、新たに消費者庁が創設された場合には、消費者庁において新たな消費者行政の取組方針について検討が行われるものと考えられる。					
なお、本施策のうち、消費者教育専門家(アドバイザー)の派遣、メールマガジン「見守り新鮮情報」、消費者問題出前講座、ポスター及びリーフレットの作成・配布については、平成20年度以降、国民生活センターにおいて実施することとなっている。					
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】					
達成目標 (平成19年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方	
		18年度	19年度		
	消費者政策会議(会長:内閣総理大臣、委員:全閣僚+公取委員長)の開催回数(1回)	達成できた	1回開催	1回開催	消費者基本法において、消費者基本計画の実効性確保のために、消費者政策会議は、毎年、計画の進捗状況につき、検証・評価・監視を行うとされていることから、同会議を開催することにより、消費者基本計画の検証・評価・監視が行われることとなる。
	消費者政策担当課長会議の開催回数(6回)	達成に向けて進展があった	5回開催	5回開催	消費者問題への迅速かつ的確な対応を図る観点から、消費者政策担当課長会議を開催しており、関係省庁との連携を図っている。
	都道府県等の地方自治体との連絡会議の開催回数(7回)	達成できた	7回開催	7回開催	最近の国の消費者政策の動向等について情報提供を行うと共に、意見交換を実施できる。
	国際会議への出席回数(4回)	目標以上の成果を達成できた	7回出席	4回出席	会合に定期的に出席することにより、他の加盟国との関係構築が図られ、情報交換・収集を行えるのみならず、我が国消費者政策について、国際的な理解が得られる。
P I O - N E T 端末の設置を希望する省庁に設置する。	設置した	-	設置した	消費者から各地の消費生活センターに寄せられた苦情相談を収集しているP I O	

	PIO-NETに入力された死亡・重篤事故情報を各省庁に提供回数(24回)	目標以上の成果を達成できた	15回提供	49回提供	-NET情報を関係省庁間で共有することにより、国の行政機関による消費者被害の未然防止・拡大防止を図っている。
	メルマガ「見守り新鮮情報」の登録者数(16,000人)	目標以上の成果を達成できた	14,205人	18,043人	消費生活相談等の現場と高齢福祉等の現場とをつなげ高齢者や障害者の消費者トラブルの予防、早期発見、拡大防止を図っている。
	「消費者問題出前講座」の開催日数(2,250回)	目標以上の成果を達成できた	2,086回	2,503回	高齢者を中心とする消費者自身が悪質商法など様々な消費者問題の現状を理解し、さらにそれらの問題に対処する方法を身につけてもらう一助とすることが可能となる。
	「消費者問題出前講座」におけるアンケートにおいて「有益だった」と評価する割合(90%)	目標以上の成果を達成できた	96.7%	96.4%	
	ポスターの配布枚数(126,600枚)	達成に向けて進展があった	34,200枚	34,100枚	国民に対し消費者問題に対する理解と自覚を促し、5月が「消費者月間」であることを周知徹底させるとともに、緊要な消費者トラブルに対する未然防止、拡大防止のための広報・啓発を機動的に行うことが可能となる。
	リーフレットの配布枚数(1,650,000枚)	達成に向けての進展はなかった	作成せず	作成せず	

**政策評価の結果の政策への反映状況**

○ 新たに消費者庁が創設された場合に、今後同庁において取組方針の検討が行われるものと考えられる。

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	内閣総理大臣談話	平成19年9月26日	国民の皆様が、日々安心して暮らせるよう、より消費者や生活者の視点に立った行政に発想を転換し、消費者行政を強化します。
	第168回国会における福田内閣総理大臣所信表明演説	平成19年10月1日	政治や行政のあり方のすべてを見直し、国民の皆様が日々、安全で安心して暮らせるよう、真に消費者や生活者の視点に立った行政に発想を転換し、悪徳商法の根絶に向けた制度の整備など、消費者保護のための行政機能の強化に取り組みます。
	福田総理年頭所感	平成20年1月1日	<p>【生活者・消費者が主役となる社会】</p> <p>高度経済成長が終わり、少子化や高齢化が進展する中で、社会の有り様は大きく変わりました。戦後の焼け跡から生産第一主義で突っ走ってきた時代はすでに終わり、生活の質の向上へと国民の関心が移ってきています。しかしながら、社会保障をはじめとした国民生活を支えるシステムは、戦後作られたものの微修正を繰り返しながら現在に至っているというのが現実です。こうした中で、近年、住宅や食品表示などの偽装問題や、年金記録のずさんな処理など、様々な問題が明らかとなりました。</p> <p>政治も行政も、そして企業も、今こそ、生活者や消費者の立場に立つよう、発想の転換が求められていると思います。現在、すべての法律や制度が本当に国民の立場に立っているかどうかという、国民目線の総点検を行っており、できるだけ早期に結論を得たいと考えています。私は、今年を、「生活者・消費者が主役となる社会」へと転換していくスタートの年にします。</p>
	福田総理施政方針演説(第169回国会)	平成20年1月18日	<p>〈第一 国民本位の行財政への転換〉</p> <p>国民に新たな活力を与え、生活の質を高めるために、これまでの生産者・供給者の立場から作られた法律、制度、さらには行政や政治を、国民本位のものに改めなければなりません。国民21の安全と福利のために置かれた役所や公の機関が、時としてむしろ国民の害となっている例が続発しております。私はこのような姿を本来の形に戻すことに全力を傾注したいと思います。</p> <p>今年を「生活者や消費者が主役となる社会」へ向けたスタートの年と位置付け、あらゆる制度を見直していきます。現在進めている法律や制度の「国民目線の総点検」に加えて、食品表示の偽装問題への対応など、各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進するための、強い権限を持つ新組織を発足さ</p>

			せます。併せて消費者行政担当大臣を常設します。新組織は、国民の意見や苦情の窓口となり、政策に直結させ、消費者を主役とする政府の舵取り役になるものです。すでに検討を開始しており、なるべく早期に具体像を固める予定です。
--	--	--	---

施策名	食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進			
<p>施策の概要</p>	<p>食品安全基本法第13条及び食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項において、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策について意見を述べる機会の付与等の取組を推進し、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るとされている。また、消費者基本計画においても「安全・安心の確保に対する消費者の関心の高まりを踏まえ、リスク分析を活用した行政運営を的確に推進するため、幅広い消費者のリスクコミュニケーションへの参加を促す。」こととされている。このため、国民の関心の高い事項等について、厚生労働省、農林水産省等と連携しつつ、関係者との間で情報の共有や意見の交換を行なうとともに、ホームページ、メールマガジン、パンフレット、季刊誌等を通じた情報発信に努めている。</p>			
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p>			
	<p>(総合的評価)</p>			
	<p>意見交換会における分かりやすい説明と配付資料の工夫及びあらゆる機会を通じたメールマガジンの啓発と読者登録の案内を行なった。その結果、目標年度における施策目標について、全て達成することができた。</p>			
	<p>(必要性)</p>			
	<p>食品安全基本法第6条においては、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、実施することは国の責務とされている。また、同法13条において、その策定に当たっては施策に関する情報の提供、施策について意見を述べる機会を設けることによる関係者相互間の情報及び意見の交換を図るために必要な措置を講ずることとされている。このため、食品安全基本法第23条第1項第7号及び第8号に基づき、食品安全委員会が食品の安全性の確保に関して、関係者相互間の情報及び意見の交換の企画、実施等を行うことは必要である。</p>			
	<p>(有効性)</p>			
<p>食品安全委員会では、リスクコミュニケーションの一環として、対象、参加人数を絞った形式の意見交換、パネルディスカッション方式の導入やフォーカスグループインタビュー等を実施するなど、きめ細かいリスクコミュニケーションを実施している。その結果、平成19年度は、下記の達成目標のとおり、意見交換会の参加者の53.4%が「理解が増進した」としており、これらの取組は、極めて有効である。</p>				
<p>(効率性)</p>				
<p>意見交換会実施のための業者の選定に当たっては、一般競争入札を行うことにより効率性の確保に努めた。</p>				
<p>(反映の方向性)</p>				
<p>リスクコミュニケーション専門調査会における議論等を踏まえつつ、今後とも意見交換会を中心とするリスクコミュニケーションを実施するとともに、引き続きホームページ、メールマガジン、季刊誌の発行等により、より正確で分かりやすい情報発信に努める。また、地域におけるリスクコミュニケーションを効果的に推進するためリスクコミュニケーションを重点的に育成する。</p>				
<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p>				
		<p>実績値</p>		
		<p>18年度</p>	<p>19年度</p>	
<p>「意見交換会の参加者」に対するリスク分析の考え方や食品安全委員会の活動についての理解に関するアンケート調査において、「理解が増進した者」の割合(50%以上)</p>	<p>達成できた</p>		<p>53.40%</p>	<p>過去に食品安全委員会が開催した意見交換会におけるアンケート調査において、説明内容について理解が深まったとする者の割合は平均で約40%であったことから、意見交換会において、リスク分析の考え方や食品安全委員会の活動について分かりやすい情報の提供に努めることにより、理解が増進した者の割合を50%以上にする。</p>
<p>年度末におけるメールマガジンの登録者数の増加割合(30%以上)</p>	<p>達成できた</p>		<p>36.60%</p>	<p>メールマガジンの総登録者数の対前月増加率は、発行当初に比べて鈍化傾向にあり、現状のまま推移すると平成19年末の対前年度増加率は11.6%にとどまることが見込まれる。このため、食品の安全性に関して地域で指導的な立場にある者等を対象に登録の増加に努めることにより、登録者数を前年度末より30%増加させる。</p>
<p>地方都市での意見交換会の開催(5回)</p>	<p>達成できた</p>		<p>9回</p>	<p>リスクコミュニケーションの推進においては、リスク分析の考え方を理解した上で、食品の安全性について考えることができる関係者が増加することが重要であることから、食品安全委員会が企画する地方都市での意見交換会を5回開催する。</p>
<p>対象を絞った意見交換会の実施(実施)</p>	<p>達成できた</p>		<p>実施</p>	<p>リスクコミュニケーションの推進においては、より一層の参加型の運営を目指すとともに、参加者の理解度をより一層高めることができるよう、効果的な意見交換会の開催に努めるにあたり、対象を絞った意見交換会、パ</p>
<p>パネルディスカッション方式の意見交換会の実施(実施)</p>	<p>達成できた</p>		<p>実施</p>	

	フォーカスグループインタビューの実施（実施）	達成できた	実施	ネルディスカッション方式の意見交換会、フォーカスグループインタビューを実施する。
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>&lt; 予算要求 &gt;</p> <p>地域のリスクコミュニケーションを効果的に推進するためには、意思疎通を円滑にするファシリテーションや科学的知見を分かりやすく解説するインタープリテーションの能力を習得した者を積極的に活用することが有効であることから、ファシリテーター能力、インタープリター能力を持つリスクコミュニケーターを一体的、重点的に育成する「リスクコミュニケーター育成高度化事業」の必要経費を要求する。  （平成 21 年度概算要求: 22 百万円[20 年度予算: 16 百万円]）</p>			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	

A

施策名	原子力安全対策
施策の概要	原子力安全委員会は「原子力基本法」及び「原子力委員会及び原子力安全委員会設置法」に基づき、原子力の研究、開発及び利用に関する事項のうち、安全の確保に関する事項について企画、審議及び決定することを任務としており、安全審査等に用いる指針等の策定・改訂、規制調査の実施、原子力防災体制の強化等を通じて、我が国の原子力の研究、開発及び利用における安全確保を実現することとしている。

**【評価結果の概要】**

**(総合的評価)**

原子力安全対策のため、安全審査指針類の制改定、規制調査、原子力防災訓練、公開シンポジウム等を実施し、全体としての目標は達成された。

**(必要性)**

高いレベルでの安全規制の実現・維持のためには、最新の科学的・技術的知見の獲得及び安全確保の基盤となる知見の蓄積が必要である。また、原子力施設の安全確保活動の充実・強化のためには、規制行政庁が行う原子力施設の設置許可等の後の安全規制活動の監視・監査、原子力災害時の体制整備、原子力安全の情報公開による国民の理解促進が必要である。

**(有効性)**

安全規制に反映すべき知見等の蓄積に当たっては、各専門部会等の報告書等を取りまとめ、規制行政庁に提示し、安全規制の基本的考え方として活用されるほか、関係政令の改正の際に安全規制の基準として活用される等、有効利用されている。また、外部機関への委託調査を実施し、原子力の安全確保に関する知的基盤の整備を着実に進めた。本年度は特に「環境放射線モニタリング指針」の策定、「発電用軽水型原子炉施設の火災防護に関する審査指針」「原子力施設等の防災対策について(防災指針)」を一部改訂する等、指針等の高度化を進めたことは有効であった。その他、品質監査型、及び課題抽出型の規制調査の着実な実施及び公開シンポジウム等の開催による有効な活動を行った。

**(効率性)**

原子力の安全規制システムの高度化及び知的基盤の整備を行うに当たり、委託調査等の実施により、その結果を関係専門部会等の審議に活用する等、効率的に実施している。

また、原子力施設の安全確保活動の充実・強化に当たり、原子力防災対策においては実働による訓練を行い、国民との直接対話においても、公開シンポジウムのほか、ホームページ等による意見質問箱を常時受け付ける等、効率的に実施している。

**(反映の方向性)**

- ・ 全体としての目標は達成されたことから、今後とも、原子力施設の安全対策を引き続き継続する。
- ・ 平成 20 年度は特に、新耐震指針や新潟県中越沖地震による最新の知見等を踏まえ、耐震安全性向上のための取組や指針類の整備等を実施するとともに、独立行政法人日本原子力研究開発機構法の改正により放射性廃棄物処分に係る実施主体が明確化されたことから、放射性廃棄物処分に係る基準類の検討を実施し、その体制強化等のため、予算や定員の要求を行う。

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

達成目標 (平成 19 年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方
		18 年度	19 年度	
安全規制等に的確に反映すべき知見の収集・整理として各専門部会等報告書を 5 件以上取りまとめる。	達成できた	5 件	6 件	常に最新の科学的、技術的知見を獲得し、安全確保の基礎となる知見を蓄積することが必要であるため、本目標を設定した。
安全審査指針類の整備・検討のため、指針類の改訂・整備・委託調査を 1 件以上実施する。	達成できた	2 件	4 件	原子力施設の安全確保のためには、二次審査に用いる安全基準・指針類を最新の科学技術的知見を踏まえ、策定・改訂することが重要であるため、本目標を設定した。
規制調査を 5 件以上実施する。	達成できた	13 件	16 件	安全確保に万全を期すため、過去の調査実績から少なくとも 5 件以上の規制調査実施が必要と考えられるため、本目標を設定した。
原子力防災対応を確実なものとするために、原子力安全委員会が独自に実施している参集訓練、通報訓練等を合わせて 5 回以上実施する。	達成できた	10 件	14 件	過去の訓練回数から少なくとも 5 回程度の訓練実施が必要と考えられるため、本目標を設定した。
国及び地方公共団体が主催する原子力防災訓練へ参加する。	達成できた	参加	参加	国及び地方公共団体等との連携を図ることが重要であるため、本目標を設定した。
国民との直接対話の場として開催している原子力安全シンポジウム等を実施する。	達成できた	実施	実施	国民とのコミュニケーションを図ることが重要であるため、本目標を設定した。

施策に関する  
評価結果の概  
要と達成すべ  
き目標等

<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>&lt; 予算要求 &gt;</p> <p>○ 新潟県中越沖地震の影響も踏まえつつ、各事業者が実施している既存原子力施設の耐震安全性の確認（バックチェック）に関し、規制行政庁における確認結果について、厳格に確認を行うための検討体制を強化するとともに、事業者及び規制行政庁とは別の評価手法を用いて耐震に関する安全解析（クロスチェック）を実施するための必要経費を要求する。また、平成 20 年北海道洞爺湖サミットにおいて3S（Safeguard, Safety, Security）に関するイニシアティブが開始されたこと等を踏まえ、アジア諸国の原子力安全規制活動の技術基盤向上に関する調査のための必要経費を要求する。さらに、平成20年6月のJAEA法改正に伴い、ウランに関する「放射性物質として扱う必要がないもの」の区分基準（クリアランスレベル）等の基準類の検討のための体制強化のための必要経費を要求する。該当の平成 21 年度概算要求内容[平成 20 年度予算額]は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐震安全性確認に関する取組の強化:8百万円[1百万円]</li> <li>・ 耐震等解析計算:21 百万円[0百万円]</li> <li>・ アジア諸国の原子力安全規制活動の技術基盤向上に関する調査:17 百万円[0百万円]</li> <li>・ ウラン廃棄物処分に係る基準類整備に関する取組の強化:2百万円[0百万円]</li> </ul> <p>&lt; 機構・定員要求 &gt;</p> <p>○ 平成 20 年6月のJAEA法改正に伴い、ウランに関する「放射性物質として扱う必要がないもの」の区分基準（クリアランスレベル）等の基準類の検討のための体制強化に伴う増員、及び放射性物質安全輸送の国内的課題への対応やIAEA等国际機関及び海外からの要請・動向等に対する対応等のため、放射性物質安全輸送関係業務の体制強化に伴う増員を要求する。（定員要求:課長補佐クラス2名）</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>
	<p>第 168 回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説</p>	<p>平成 19 年9月 10 日</p>	<p>地震発生時における原子力発電所の対応に万全を期すとともに、情報公開を徹底し、周辺住民の方々の不安を払拭します。</p>
	<p>地球温暖化対策に関する内閣総理大臣演説</p>	<p>平成 19 年5月 24 日</p>	<p>原子力の信頼性と安全性を高めるとともに、高温ガス炉、小型炉など先進的な原子力発電技術を開発し、安全で平和的な利用を拡大していきます。</p>
	<p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006</p>	<p>平成 18 年7月 7 日</p>	<p>耐震安全性の確保など、原子力の安全に関する取組を進める。</p>
	<p>第 164 回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>平成 18 年1月 20 日</p>	<p>安全を大前提とした原子力発電の推進に取り組んでまいります。</p>

施策名	経済財政政策関係業務システムの最適化(成果重視事業)														
施策の概要	障害者基本法及び障害者基本計画等に基づき、障害者施策の総合的かつ計画的推進を図るに当たって、国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に、障害及び障害者に関する啓発、広報活動を推進する。														
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価)  「経済財政政策関係業務等に必要なシステムに係わる業務・システム最適化計画」(以下、本最適化)を着実の実施することにより行政運営の簡素化・効率化・合理化を図り、システム運営経費の削減や業務処理時間の削減を図るため、平成19年度においては設計・開発作業を行う予定であったが、平成18年度末に、設計・開発作業の入札が不調に終わった。再度の不落を避けるため、調達仕様書の要件の精査、有識者からの意見聴取、オープン・コンソーシアムの開催などにより調達仕様書の改善を行い、目標達成に向けて進展があった。</p> <p>(必要性)  本最適化は、行政効率化推進計画に掲げられた個別府省の最適化実施案件であり、大型電子計算機を廃止し、システムをオープン化することによりシステム運営経費を削減するとともに、資産管理システム、業務支援システムの構築によりこれまでの手作業によるミスや重複業務を削減することにより業務時間の短縮を図ることが、早急に求められている。</p> <p>(有効性)  本最適化を実施することにより、業務の効率性・合理性の向上、国民の利便性の向上、安定性・信頼性・安全性の確保、経費の削減が実現できる。</p> <p>(効率性)  本最適化においては、データベース、業務システム、資産管理システム、業務支援システムの開発作業を一般競争入札により、その工程管理及び品質管理等を行うPJMOを一般競争入札により、民間企業に外注することにより効率的な実施に努めている。</p> <p>(反映の方向性)  本最適化に基づき、大型電子計算機を廃止しオープンシステムに移行することにより、システム運営経費の削減、行政運営の簡素化・効率化・合理化を測る。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="284 1014 1513 1227"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標 (平成19年度)</th> <th rowspan="2">達成状況</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">達成目標の 設定の考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度作業の進捗状況 ・ データベースの設計開発 ・ 業務システムの設計・開発 ・ 資産管理システムの設計・開発</td> <td>達成に向けて進展があった</td> <td>—</td> <td>調達に必要な要件定義書の精査、等</td> <td>「経済財政政策関係業務等に必要なシステムに係わる業務・システム最適化計画」に示されている工程表に基づく事業の実施を目標とした。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標 (平成19年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方	18年度	19年度	平成19年度作業の進捗状況 ・ データベースの設計開発 ・ 業務システムの設計・開発 ・ 資産管理システムの設計・開発	達成に向けて進展があった	—	調達に必要な要件定義書の精査、等	「経済財政政策関係業務等に必要なシステムに係わる業務・システム最適化計画」に示されている工程表に基づく事業の実施を目標とした。
達成目標 (平成19年度)	達成状況	実績値				達成目標の 設定の考え方									
		18年度	19年度												
平成19年度作業の進捗状況 ・ データベースの設計開発 ・ 業務システムの設計・開発 ・ 資産管理システムの設計・開発	達成に向けて進展があった	—	調達に必要な要件定義書の精査、等	「経済財政政策関係業務等に必要なシステムに係わる業務・システム最適化計画」に示されている工程表に基づく事業の実施を目標とした。											
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>&lt; 予算要求 &gt;  経済財政政策関係業務システムの最適化について、最適化計画に基づき作業を進めるため、新システムの開発・検証作業を実施するための必要経費を増額要求する。  (平成21年度概算要求:476百万円[20年度予算:418百万円]国庫債務負担行為による(平成19年度～平成22年度))</p>														
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)												
	—	—	—												

施策名	国民経済計算																										
施策の概要	内閣府設置法第4条第3項第6号「国民経済計算に関すること。」に基づき、我が国の経済状況を国際的に比較可能な形で正確に把握し、的確な経済分析及び経済財政運営のための基礎情報を提供するため、国民経済計算確報や四半期別GDP速報等の国民経済計算関連統計を作成・発表する。																										
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 国民経済計算関連統計が、各種施策の基礎資料として安心して利活用されるよう信頼のおける統計であるために、統計精度の向上のために適時に推計手法の改善を行った。また、国民経済計算の推計マニュアルについて見直しを行い、改訂版の解説書を作成し公表した。「季刊国民経済計算」については、年間4回の発行が実現され、平成19年度における施策目標は概ね達成できた。</p> <p>(必要性) 現在の我が国国民経済計算は、1993年に国際連合によって勧告された国際的な国民経済計算の作成基準(93SNA)に基づき、一国の経済状態について、フロー面(生産、分配、支出、資本貯蓄等)やストック面(資産、負債等)を整合的・体系的に記録しており、景気動向や政策判断を適時的確に把握するうえで必要である。</p> <p>(有効性) 国民経済計算を作成・発表することにより、我が国の経済状態を数量的に映し出すことが可能となり、景気動向把握や政策効果の有効性の判断、政策基盤の材料として様々な方面で活用されることが可能となる。</p> <p>(効率性) 国民経済計算は、他関係省庁・関係団体が発表している統計調査の結果を踏まえ推計を行っている加工統計であるが、既存の統計調査では十分な推計を行うことが出来ない分野については、ヒアリングや民間委託によるアンケート調査等を実施することにより、推計に必要な基礎データを必要最小限の費用で入手している。</p> <p>(反映の方向性) 現在、我が国国民経済計算は、1993年に国際連合により勧告された国際的な国民経済計算の作成基準である「93SNA」に基づき作成しているが、2008年から2009年にかけて、「93SNA」の改訂が予定されている。我が国においても、「93SNA」改訂に対応した取組を実施する(平成21年度概算要求予定)。 また、電子政府構築の一環で実施している「経済財政政策関係業務システムの最適化」に取り組み、業務効率化を図る。</p>																										
	<p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="268 1048 547 1131" rowspan="2">達成目標 (平成19年度)</th> <th data-bbox="547 1048 675 1131" rowspan="2">達成状況</th> <th colspan="2" data-bbox="675 1048 906 1086">実績値</th> <th data-bbox="906 1048 1513 1131" rowspan="2">達成目標の 設定の考え方</th> </tr> <tr> <th data-bbox="675 1086 794 1131">18年度</th> <th data-bbox="794 1086 906 1131">19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="268 1131 547 1355">推計手法の改善(3件)</td> <td data-bbox="547 1131 675 1355">達成できた</td> <td data-bbox="675 1131 794 1355">3件</td> <td data-bbox="794 1131 906 1355">3件</td> <td data-bbox="906 1131 1513 1355">国民経済計算は、あらゆる1次統計の積み上げにより作成している加工統計であるが、1次統計の整備環境の変化や推計方法について統計の精度向上のための検討を行い、可能なものについては、必要に応じて、随時推計方法の改善を行っているところであり、過去3年間における推計方法の改善件数の平均値を目標とした。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1355 547 1556">IMFが定めた国際的な公表基準に基づく公表スケジュールの遵守(100%)</td> <td data-bbox="547 1355 675 1556">達成に向けて進展があった</td> <td data-bbox="675 1355 794 1556">50%</td> <td data-bbox="794 1355 906 1556">50%</td> <td data-bbox="906 1355 1513 1556">IMF統計局による「日本：標準・規範(法令)の遵守状況に関する報告書」にある「特別データ公表基準」に、暫定値(速報)は発表の1四半期前までに、確定値(確報)は発表の1週間前までに公表日程を事前に公表すること、と示されており、当基準を目標とした。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1556 547 1780">改訂版「93SNA推計手法解説書」の作成(作成)</td> <td data-bbox="547 1556 675 1780">達成できた</td> <td data-bbox="675 1556 794 1780">-</td> <td data-bbox="794 1556 906 1780">作成</td> <td data-bbox="906 1556 1513 1780">我が国国民経済計算の作成マニュアルとして、「93SNA推計手法解説書(暫定版)」をインターネット上で公表しているところであるが、当解説書は、平成12年に公表したものであり、その間にも推計方法の見直しや改善が重ねられ、現行の推計方法とそぐわない部分があるため、解説書の改訂版を作成することを目標とした。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 1780 547 1982">「季刊国民経済計算」の発行(4回)</td> <td data-bbox="547 1780 675 1982">達成できた</td> <td data-bbox="675 1780 794 1982">1回</td> <td data-bbox="794 1780 906 1982">4回</td> <td data-bbox="906 1780 1513 1982">「季刊国民経済計算」は、国民経済計算を中心に、各種社会・経済統計に関する論文や報告書を編集した機関誌である。発行頻度は不定期であるが、国民経済計算に対する普及や理解を広めるためにも、「季刊」という文字通り年間4回発行という目標とした。</td> </tr> </tbody> </table>	達成目標 (平成19年度)	達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方	18年度	19年度	推計手法の改善(3件)	達成できた	3件	3件	国民経済計算は、あらゆる1次統計の積み上げにより作成している加工統計であるが、1次統計の整備環境の変化や推計方法について統計の精度向上のための検討を行い、可能なものについては、必要に応じて、随時推計方法の改善を行っているところであり、過去3年間における推計方法の改善件数の平均値を目標とした。	IMFが定めた国際的な公表基準に基づく公表スケジュールの遵守(100%)	達成に向けて進展があった	50%	50%	IMF統計局による「日本：標準・規範(法令)の遵守状況に関する報告書」にある「特別データ公表基準」に、暫定値(速報)は発表の1四半期前までに、確定値(確報)は発表の1週間前までに公表日程を事前に公表すること、と示されており、当基準を目標とした。	改訂版「93SNA推計手法解説書」の作成(作成)	達成できた	-	作成	我が国国民経済計算の作成マニュアルとして、「93SNA推計手法解説書(暫定版)」をインターネット上で公表しているところであるが、当解説書は、平成12年に公表したものであり、その間にも推計方法の見直しや改善が重ねられ、現行の推計方法とそぐわない部分があるため、解説書の改訂版を作成することを目標とした。	「季刊国民経済計算」の発行(4回)	達成できた	1回	4回	「季刊国民経済計算」は、国民経済計算を中心に、各種社会・経済統計に関する論文や報告書を編集した機関誌である。発行頻度は不定期であるが、国民経済計算に対する普及や理解を広めるためにも、「季刊」という文字通り年間4回発行という目標とした。
達成目標 (平成19年度)			達成状況	実績値		達成目標の 設定の考え方																					
	18年度	19年度																									
推計手法の改善(3件)	達成できた	3件	3件	国民経済計算は、あらゆる1次統計の積み上げにより作成している加工統計であるが、1次統計の整備環境の変化や推計方法について統計の精度向上のための検討を行い、可能なものについては、必要に応じて、随時推計方法の改善を行っているところであり、過去3年間における推計方法の改善件数の平均値を目標とした。																							
IMFが定めた国際的な公表基準に基づく公表スケジュールの遵守(100%)	達成に向けて進展があった	50%	50%	IMF統計局による「日本：標準・規範(法令)の遵守状況に関する報告書」にある「特別データ公表基準」に、暫定値(速報)は発表の1四半期前までに、確定値(確報)は発表の1週間前までに公表日程を事前に公表すること、と示されており、当基準を目標とした。																							
改訂版「93SNA推計手法解説書」の作成(作成)	達成できた	-	作成	我が国国民経済計算の作成マニュアルとして、「93SNA推計手法解説書(暫定版)」をインターネット上で公表しているところであるが、当解説書は、平成12年に公表したものであり、その間にも推計方法の見直しや改善が重ねられ、現行の推計方法とそぐわない部分があるため、解説書の改訂版を作成することを目標とした。																							
「季刊国民経済計算」の発行(4回)	達成できた	1回	4回	「季刊国民経済計算」は、国民経済計算を中心に、各種社会・経済統計に関する論文や報告書を編集した機関誌である。発行頻度は不定期であるが、国民経済計算に対する普及や理解を広めるためにも、「季刊」という文字通り年間4回発行という目標とした。																							
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>&lt; 予算要求 &gt; 93SNAの改訂について、我が国において適切に対応するため、改訂状況の把握や、改訂に対応した我が国国民経済計算の推計方法の調査研究を行うための必要経費を増額要求する。 (平成21年度概算要求:18百万円[20年度予算:2百万円])</p> <p>&lt; 機構・定員要求 &gt;</p>																										

	93SNAの改訂に対応するため、増員を要求する。 (定員要求:専門官クラス1名、専門職クラス1名)		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

<p>施策名</p>	<p>国際平和協力業務等の推進</p>														
<p>施策の概要</p>	<p>国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に規定される国際平和協力業務の1つに、選挙監視業務がある(第3条第2号の2)。 平成19年度においては、我が国は、東ティモール選挙監視国際平和協力隊を派遣し、東ティモール大統領選挙第1回投票(平成19年4月)、同決選投票(同年5月)及び国民議会選挙(同年6月)に対する選挙監視業務を実施した(隊員数延べ36名)。</p>														
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(総合的評価) 東ティモール選挙監視国際平和協力隊は、各展開地域において、治安・選挙準備状況等の情報収集や効率的な監視ルートの策定等を行い、投票日当日には、いずれも100を超える投票所を訪れて選挙監視を行うことができた。また、いずれの選挙も全体として円滑・平穩に実施された。 協力隊の活動は、国内メディアや現地メディア等において報道された。また、東ティモール政府の高官、選挙管理委員会関係者、国連関係者等から、我が国の派遣に対する謝意とその活動に対する高い評価が示された。 さらに、我が国が同国政府に提出した「日本選挙監視団による評価・提言」についても、同政府の閣僚、選挙関係者、政党関係者及び国連関係者から、具体的な改善点を示したものと非常に有益である旨の評価を得た。 以上のことから、目標を達成できたと判断した。</p> <p>(必要性) 今回の大統領選挙及び国民議会選挙は、同国の今後の国づくりの方向性について国民の意思が反映される重要な選挙であること、国際社会においてもこれら選挙への支援が重要であるとの認識が共有されていたこと、これまで同国の国づくりを積極的に支援してきた我が国として支援を継続する必要があること等にかんがみ、協力隊を派遣し、選挙監視を通じてこれら一連の選挙への協力を行う必要性は大きいと判断された。</p> <p>(有効性) 隊長からの同国政府要人等に対する自由・公正な選挙実施を期待する旨の我が国のメッセージの発信と現場における我が国要員の活動の相乗効果により、協力隊は現地にて大きなプレゼンスを示し、選挙の自由・公正な実施の支援について効果を発揮し得た。 投票日後、隊長による記者会見を開催し、その中で選挙結果の受入れを強調した。これは選挙関係者に対する国際社会の働きかけとして重要な意義を有し、選挙後の機微な時期に彼らの自制を促し得たものと考えられる。 我が国は「日本選挙監視団による評価・提言」を同国政府等に提出し、選挙が平和裡に行われたこと等を評価するとともに、選挙がより自由・公正なものとなるよう、選挙の手續等に関する改善点を具体的に提言した。これは、同政府による将来の選挙を更に進歩させるため有益なものとの関係者から受け止められた。</p> <p>(効率性) 限られた協力隊の人数や派遣期間で、同国全土の全ての投票所をすべてカバーすることは困難であるが、同国の人口や政治的に重要な地域に着目して展開地域を選定し、協力隊の監視活動の効果が最大限に発揮されるような体制をとった。</p> <p>(反映の方向性) 今回の選挙監視業務は、効率的な運営により最大限に効果を発揮し、国際社会から高い評価を得たほか、我が国が参加する国連平和維持活動は国内からも支持を得られている。 また、第169回国会施政方針演説においても、福田総理大臣が、世界の平和に貢献する「平和協力国家」として、国際社会において責任ある役割を果たす旨を表明している。 これらを踏まえ、国際社会の平和と安定に向けて積極的に協力していくため、他の選挙監視団・選挙関連機関等との更なる連携強化等を図りつつ、国際平和協力業務を継続する。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <table border="1" data-bbox="284 1585 1433 1753"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標 (平成19年度)</th> <th rowspan="2">達成状況</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">達成目標の設定の考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内、国際社会(国連、現地政府等)の評価(肯定意見)</td> <td>達成できた。</td> <td></td> <td></td> <td>政策の性質上、数値化した定量評価になじまないため、測定指標を肯定評価とした。</td> </tr> </tbody> </table>			達成目標 (平成19年度)	達成状況	実績値		達成目標の設定の考え方	18年度	19年度	国内、国際社会(国連、現地政府等)の評価(肯定意見)	達成できた。			政策の性質上、数値化した定量評価になじまないため、測定指標を肯定評価とした。
達成目標 (平成19年度)	達成状況	実績値				達成目標の設定の考え方									
		18年度	19年度												
国内、国際社会(国連、現地政府等)の評価(肯定意見)	達成できた。			政策の性質上、数値化した定量評価になじまないため、測定指標を肯定評価とした。											
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>&lt;予算要求&gt; 継続中のゴラン高原及びネパールでの国際平和協力活動を含め、国際社会の平和と安定に向けて積極的に協力していくため、国際平和協力業務の推進に必要な経費を増額要求する。 (平成21年度概算要求:246百万円[20年度予算:195百万円])</p>														
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>												



表 1 - 4 - 総合評価方式により事後評価した政策

政策の名称	電子政府の構築(内閣府本府電子政府構築計画)
<p>政策評価の結果の概要</p>	<p>分野 1 : 国民の利便性・サービスの向上</p> <p>(1) 行政ポータルサイトの整備、充実 内閣府ホームページを分かりやすく体系的に整理した結果、利用者の利便性が向上し、アクセス数の増加につながった(日本語トップページへのアクセス数は、160 万件超(H15 年度)から 300 万件超(H17 年度)とほぼ倍増)。</p> <p>(2) ワンストップサービスの拡大 内閣府電子申請システムで行われている手続全てを e - Gov に統合し、ワンストップ化率は 100%になった。政府全体として窓口が一元化されたことにより、利用者からみた利便性が向上したと考えられる。</p> <p>(3) オンライン利用の促進のための環境整備 電子申請を受け付けるためのシステムを整備したことにより、申請・届出等手続の受付が原則 24 時間利用可能になり、利用者の利便性は向上したと考えられる。ただし、申請件数の実績は伸び悩んでおり(平成 18 年度における内閣府の申請・届出等手続に係るオンライン利用比率は 0.14%)、その原因として、電子証明書に係る費用負担が考えられる。 また、高齢者や障害者なども含め、多くの利用者が機器などの利用環境を問わず電子政府を利用できるよう、アクセシビリティに最大限配慮したホームページの整備が進められている(「内閣府ウェブサイト・アクセシビリティ指針」に準拠したページは、平成 18 年 1 月時点で約 33%であり、その後も順次増加)。</p> <p>分野 2 : IT 化に対応した業務改革</p> <p>(1) 業務・システムの最適化 (災害管理業務) 防災情報共有プラットフォームの活用を通じて関係機関の情報共有が効果的になされおり、その結果、災害対応能力の強化が図られている。最適化計画に基づき、今後も引き続き、防災情報共有プラットフォームの運用を着実に実施することで、災害対策活動が更に効果的に実施されることが見込まれる。 (経済財政政策関係業務等に必要なシステムに係わる業務) 平成 18 年度の入札不調により最適化実施期間の延長があったものの、調達手続が進められている。 (内閣府 LAN) 平成 20 年 1 月に新システムの運用を開始し、システムの統合、集約化、運用管理業務の集中化が図られた。なお、最適化計画に盛り込まれた経費削減及び業務処理時間短縮の効果については、新システムの運用が平年度化される平成 20 年度において発現する見込みである。</p> <p>(2) 内部管理業務の業務・システムの最適化 府省共通システムとして、担当省庁を中心に最適化計画の見直し等が検討されているところである。</p> <p>分野 3 : 共通的な環境整備 (CIO 補佐官の支援体制の充実強化) CIO 補佐官の助言やサポートにより、最適化計画の着実な実施や府内情報システムの全体像の把握、各部署が開発するシステムの効率的かつ安定的な調達等が推進されている。 (府内外とのコミュニケーションや職員研修等の効果的な実施) 共通情報掲示板やグループウェアは職員にとって重要なコミュニケーションツールとして活用されている。 職員研修やヘルプデスクによるサポート等を通じ、職員の基本的なスキルの向上が推進されている。</p> <p>計画全体 各取組により、国民の利便性・サービスの向上、IT 化に対応した業務改革、電子政府を構築していくための体制整備等が推進されているが、本計画に掲げられた事項については、今後とも継続的な取組が必要である。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>&lt; 予算要求 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の視点にたったホームページの整備を進めるため、平成 21 年度において、ウェブアクセシビリティの向上を図るために必要な経費を増額要求する。 (平成 21 年度概算要求: 32 百万円[20 年度要求: 11 百万円])</li> <li>・ 引き続き情報システムにかかるサポートを CIO 補佐官から得るため、平成 21 年度においても必要な経費を継続要求する。</li> </ul>

	(平成 21 年度概算要求:20 百万円[20 年度要求:20 百万円])
--	---------------------------------------

<p>政策の名称</p> <p>政策評価の結果の概要</p>	<p>沖縄振興計画(沖縄の振興への取組)</p> <p><b>【分野1】自立型経済の構築に向けた産業の振興</b></p> <p>1) 質の高い観光・リゾート地の形成 平成18年に沖縄に入域した観光客は、過去最高の564万人を記録するなど順調に推移している一方で、外国人観光客数の減少、観光客一人あたりの県内消費額の低迷など、いくつかの課題も残っている。</p> <p>2) 情報通信関連産業の集積 新たな企業の立地・集積を促進するための施策や人材育成支援等の諸施策の実施により、立地企業数や雇用者数が大幅に増加しており、大きな成果を上げている。</p> <p>3) 亜熱帯特性気候等の地域特性を生かした農林水産業の振興 地域特性を生かした「おきなわブランド」の確立に向けた取組や、消費者・市場等のニーズに対応した生産供給体制に必要な基盤整備が進展するなど、一定の成果を上げている。</p> <p>4) 新規企業及び新規事業の創出、地域を支える産業の活性化等 観光関連産業や泡盛、菓草など地域特性を生かした食品・健康産業など、地域特性や優位性を生かした新規事業の創出・地場産業の育成が促進されており、成果を上げている。</p> <p><b>【分野2】雇用の安定と職業能力の開発</b> 沖縄の優位性や地理的特性を生かした産業の振興等の取組により、就業者数が増加するなど一定の成果を挙げている。</p> <p><b>【分野3】科学技術の振興と国際交流・協力の推進</b></p> <p>○ 沖縄科学技術大学院大学(仮称)設立構想については、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構の設立、先行的研究の実施や、キャンパス整備の着手など、開学に向けた取組が進展している。</p> <p>○ 国際交流については、IDB(米州開発銀行)総会を始め、多くの国際会議が沖縄で開催されており、各省庁との緊密な連携の下、政府全体としての取組の成果が出ている。</p> <p><b>【分野4】環境共生型社会と高度情報通信社会の形成</b></p> <p>○ 廃棄物処理施設の整備など、環境負荷の少ない循環型社会の構築に向けた取組や、下水道などの汚水処理施設や公園・緑地等の環境と共生した生活環境基盤の整備、防災、減災対策が着実に進められてきた。</p> <p>○ 情報通信基盤の整備の進展により、高速・超高速インターネット網加入世帯の増加など高度な情報通信サービスを受けられる環境が着実に整備されつつある。</p> <p><b>【分野5】健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保</b> 健康福祉社会の実現に向けた施策が着実に推進されているが、特に深刻な離島・へき地の医師不足への対策をはじめ、保健医療施設の整備・老朽化対策など、保健医療体制の整備が必要である。</p> <p><b>【分野6】多様な人材の育成と文化の振興</b></p> <p>○ 情報通信産業、金融をはじめ高度な専門的知見を持つ人材育成が進められた。基盤整備については、特に、塩害等で老朽化が目立つ公立学校の施設整備が十分とは言えず、更なる取組が必要である。</p> <p>○ 沖縄の文化の保護、活用に向けた取組が進められている一方、伝統工芸品産業の担い手が減少しており、今後の課題となっている。</p> <p><b>【分野7】持続的発展を支える基盤づくり</b> 社会資本の整備は着実に進展しているが、依然として本土と比べて整備水準が低い分野があるとともに、整備水準が向上している分野でも、地域間格差等の問題があるなど、今なお多くの課題を抱えている。</p> <p><b>【分野8】離島・過疎地域の活性化による地域づくり</b> 離島・過疎地域における基盤整備、活性化は着実に進んでいるが、医療・教育などの生活環境面を中心に、引き続き本土・本島との格差が存在することを踏まえつつ、県土の均衡ある発展と国土保全を図る観点から、離島・過疎地域の活性化を推進していく必要がある。</p> <p><b>【分野9】駐留軍用地跡地の利用の促進</b> 沖縄振興特別措置法における、駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置規定の整備などにより、跡地利用推進体制の整備が図られ、跡地利用促進に向けた取組が進められている。</p> <p><b>計画全体</b> 沖縄の振興については、社会資本の整備水準が次第に向上するとともに、観光・リゾート産業が好調に推移し、情報通信関連産業の立地が進むなど、自立型経済の構築に向けた取組は着実に進捗してきたところであるが、依然として全国の約7割にとどまっている1人当たり県民所得や、若年者を中心とする高失業率など、なお残された課題も多い。</p>
--------------------------------	--

	計画の残期間が5年となる中、民間主導による自立的かつ持続的な発展をさらに推し進めていくためには、迅速かつ一層戦略的な取組が必要となっている。
政策評価の結果の政策への反映状況	引き続き推進

政策の名称	障害者施策の総合的推進(障害者基本計画)
政策評価の結果の概要	<p>【分野1】啓発・広報 啓発・広報活動の推進、福祉教育等の推進、公共サービス従事者に対する障害者理解の促進、ボランティア活動の推進の各施策について、「重点施策実施5か年計画」(平成14年12月24日障害者施策推進本部決定)に基づき、おおむね順調に進ちよく。</p> <p>【分野2】生活支援 利用者本位の生活支援体制の整備、在宅サービス等の充実、経済的自立の支援、施設サービスの再構築、スポーツ、文化芸術活動の振興、福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援、サービスの質の向上、専門職種の養成・確保の各施策について、「重点施策実施5か年計画」(平成14年12月24日障害者施策推進本部決定)に基づき、おおむね順調に進ちよく。</p> <p>【分野3】生活環境 住宅、建築物のバリアフリー化の推進、公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の推進、安全な交通の確保、防災、防犯対策の推進の各施策について、「重点施策実施5か年計画」(平成14年12月24日障害者施策推進本部決定)に基づき、おおむね順調に進ちよく。</p> <p>【分野4】教育・育成 一貫した相談支援体制の整備、専門機関の機能の充実と多様化、指導力の向上と研究の推進、社会的及び職業的自立の促進、施設のバリアフリー化の促進の各施策について、「重点施策実施5か年計画」(平成14年12月24日障害者施策推進本部決定)に基づき、おおむね順調に進ちよく。</p> <p>【分野5】雇用・就業 障害者の雇用の場の拡大、総合的な支援施策の推進の各施策について、「重点施策実施5か年計画」(平成14年12月24日障害者施策推進本部決定)に基づき、おおむね順調に進ちよく。</p> <p>【分野6】保健・医療 障害の原因となる疾病等の予防・治療、障害に対する適切な保健・医療サービスの充実、精神保健・医療施策の推進、研究開発の推進、専門職種の養成・確保の各施策について、「重点施策実施5か年計画」(平成14年12月24日障害者施策推進本部決定)に基づき、おおむね順調に進ちよく。</p> <p>【分野7】情報・コミュニケーション 情報バリアフリー化の推進、社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及、情報提供の充実、コミュニケーション支援体制の充実の各施策について、「重点施策実施5か年計画」(平成14年12月24日障害者施策推進本部決定)に基づき、おおむね順調に進ちよく。</p> <p>【分野8】国際協力 国際協力等の推進、障害者問題に関する国際的な取組への参加、情報の提要・収集、障害者等の国際交流の支援等の各施策について、「重点施策実施5か年計画」(平成14年12月24日障害者施策推進本部決定)に基づき、おおむね順調に進ちよく。</p> <p>計画全体 「障害者基本計画」(平成14年12月24日閣議決定)及び当該計画の前期5年間に重点的に実施する施策を定めた「重点施策実施5か年計画」(平成14年12月24日障害者施策推進本部決定)に基づき、共生社会の実現に向け着実に推進され、各分野で法制度の改正等を実施。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	引き続き推進